

平成 29 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 29(2017)年 6 月
上野学園大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	9
基準 1 使命・目的等	9
基準 2 学修と教授	16
基準 3 経営・管理と財務	73
基準 4 自己点検・評価	92
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	96
基準 A 社会貢献・国際貢献	96
V. エビデンス集一覧	99
エビデンス集（データ編）一覧	100
エビデンス集（資料編）一覧	101

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

学校法人上野学園（以下、「本法人」という。）は、中学校・高等学校から大学・短期大学部まで、さらに大学には音楽専攻科、短期大学部には専攻科音楽専攻を擁している。その一貫した教育体制において建学の精神を共有し、一人ひとりの適性を見出し、育み、人間性を高めていくとともに、グローバル社会にあって堅実な自立精神と美しい調和を創り出す良識ある人間の育成を目途としている。

本法人は建学の精神を「自覚」と定めている。「自覚」とは、自己を深く見つめ、これを内面から知る体験に基づき、人間としての自己の真の価値に目覚め、自己の責任において行動することである。

本法人は、昭和 21（1946）年に財団法人として発足し、昭和 26（1951）年に学校法人に変更されて、現在に至る。明治 37（1904）年に創立された私立上野女学校を源流としている。「自覚」は、この時代の最も古い「教養の方針」を説いた、校長の石橋藏五郎（1875-1964）の教育方針を示す「生徒の個性を尊重してその天賦の才能を伸長せしめ、よく責任を重んじて勤労を辞せらざる女性たらしめんが為、特に自覚主義の教育を施しておる」（『創立 25 周年記念誌』昭和 4（1929）年、54 頁）という一節にすでに表明されている。その理由は、次の通りである。

現代の女子はよく時代の趨勢を理解し、しかも着実勤勉にして理想を追うて向上し、天賦の才能を発揮して世のため人のため家のために尽くし得る婦人たらねばならぬ。実に自覚せる女性にして初めて自ら言行を修め、自ら目覚め、自ら創造することが出来よう。（石橋藏五郎「創立 25 周年記念に方りて」同上 2-3 頁）

特に女子に必要であると石橋藏五郎が強調した「自覚」教育は「自分らしく生きる」ということであり、共学となった現在も、自分を見つめる時間の大切さと、自分の個性や存在が自分のためだけではなく、社会のため、ほかの人々のためにもあること、そして、それは生きるための原動力となることを伝えている。この精神については大学の式典・行事等において学生に周知を図り、学長が 1 年次生の全員に行う「言語表現」の授業で徹底を図っている。また『学生便覧』等の中で、建学の精神について明文化されている。

2. 大学の使命・目的

上野学園大学（以下、「本学」という。）の使命及び目的は、学則第 1 条において、次のように定められている。「本学は、学園の建学の精神『自覚』を教育の重要な理念とし、すぐれた文化の継承・創造と発展に寄与し、貢献し得る人間を育成することを使命とし、高度にして精深な学術、音楽芸術を教授、研究することを目的とする。」

昭和 33（1958）年の大学開学式において、石橋藏五郎理事長は大学の目的を、「学術の修得研究を中心としてゆたかな教養の上に、深奥なる知識を修得させ、専門の学芸を研磨し、知的、道徳的および応用的能力を発揮し得る人間を養成する」とし、石橋益恵学長は「音楽による人間形成の基礎を充分に築き上げ得ること（中略）、即ち、年齢的にも知能的にも、今後自主的に活動し得る力を養成して、社会に送り出す」ために「学園

創始者の建学の精神である自覚教育に基づき、心身ともに健全にして自由な研究と創造とを行ない、「技術と知能の一致による高雅なる人格の上に立つ技術者と、音楽教育家を育成」することを大学開学の意義と目的としている。

学生各人が自分の存在意義を知ることにより、自らの創造性・音楽性をいかに社会において活用できるか意識することを重視するため、本学においては専門領域である音楽の知識を深め、技術を磨くことはもちろんのこと、広く教養を深め、品位を高めることを教育の基本としている。豊かな人間性と個性を育むことにより、社会の変化に適應できる柔軟性と普遍的な能力を涵養することを目指している。

3. 大学の個性・特色

1) 歴史に根ざした伝統

I. - 1. 「建学の精神・大学の基本理念」(1頁)で述べたように、昭和26(1951)年に学校法人となったが、その前身、上野女学校の創設された明治37(1904)年11月21日を、本学の創立記念日としている。

石橋藏五郎は人間の情操教育、人格陶冶に音楽が欠かせないと考え、創生当事から音楽教育を重視し、昭和11(1936)年には、日本初の音楽教育資料展覧会並びに音楽講演会を開催した。昭和24(1949)年に(高等女学校から改組転換された)上野学園高等学校に音楽科が設置され、同年7月に児童音楽園(現上野学園音楽教室)も附設され、幼年期から青年期にわたる音楽の一貫教育の体系が作られた。この間昭和21(1946)年には東京都より音楽教育研究指定学校に挙げられ、昭和25(1950)年には文部省より音楽実践校に指定された。昭和27(1952)年3月に第1回の高等学校音楽科卒業生が出ることに合わせ、同年4月に短期大学音楽科が設置された。

昭和33(1958)年4月には、短期大学音楽科を4年制の大学音楽学部に変更する。

平成16(2004)年度には、演奏家課程(翌年演奏家コースに改称)を設置し、国際的な演奏家を目指す人材の育成にも注力している。

2) 少人数制教育体制

本学は、入学定員が110名の比較的小規模の大学であり、少人数制ならではの親身な指導により、音楽家として、一人の人間としての成長をサポートしている。これは、本学の建学の精神「自覚」を根底に据えた、過去から未来にわたり貫かれる理念である。

a. レッスン制度の充実

現役演奏家としても活躍する教員が、演奏家コースでは毎週120分、器楽コース、声乐コースでは毎週60分の個人レッスンを行い、その中で専門技術の伝授だけではなく、その技術を磨いていく過程で学生との対話を通じて自発的な学びを促し、演奏家としての進路を見据えた助言を行っている。

b. アンサンブル科目の充実

個人レッスンと並ぶ学びの主軸として、「室内楽」、「オーケストラ」、「各種合奏」、「ウインド・アンサンブル」、「合唱」等、様々なアンサンブル科目を設置、他者との協同を

通じて、音楽的、人間的調和と協調を学ぶ。

c. 能力別ソルフェージュ教育

専門技術を磨く基礎となる音楽基礎科目（特にソルフェージュ科目）では、綿密な進度別のクラス編成を行い、成果を上げている。

d. 副科レッスンの充実

各自の専門楽器だけでなく、他の楽器の奏法や構造、レパートリーを知り、アンサンブル能力の向上を促す目的で、23の副科楽器（チェンバロ、フォルテピアノ、フラウトトラヴェルソを含む）及び副科声楽を設置している。

e. プレイング・アドバイザー制度の導入

「オーケストラ」は、全学年、器楽専門の学生を対象とし、2 駒 160 分を当てている。プロのオーケストラで演奏する教員がプレイング・アドバイザーとして、実際に学生の横と一緒に演奏をしながら指導をしている。

f. リベラル・アーツと語学の充実

専門領域である音楽の知識を深め、技術を磨くだけでなく、広い見識を持ち、教養を深め、品位を高めることを目指し、一般教養科目や語学科目にも力を入れている。「哲学」や「文学」、「美学」、「歴史学」等、音楽や文化全体に触れながらも、哲学的思考、音楽と他芸術の影響、ヨーロッパ芸術表現の変遷等を多面的に学ぶ「リベラル・アーツ」を実施している。語学は、西洋音楽を学び、現代のグローバル社会に適応するために必須であると認識し、「英語」、「ドイツ語」、「イタリア語」、「フランス語」いずれも1年目の履修は週2回を課し、語学学習に十分な授業時間を設けている。

g. 音楽マネジメント（ファシリテーター養成）部門の新設

平成 27（2015）年度より、「ミュージック・リサーチ・コース」を「グローバル教養コース」と改称、コース既存の「音楽学専門」、「音楽教育専門」に加え、「文化創造マネジメント専門」を新たに設置した。これは、21世紀のグローバル社会に対応する芸術性を備えた人材“ファシリテーター”を育成するものである。多様な人々と協調しながらワークショップなどの企画・運営を中心的に担うファシリテーターは、本学の目的としている「優れた文化の伝承・創造と発展に貢献する」人間の育成を目指す。

3) 附属機関の活用

大学の附置研究所の日本音楽史研究所、本学音楽学部の附属機関の音楽文化研究センター、楽器展示室等が本学の教育の特色に寄与している。

a. 講堂（上野学園 石橋メモリアルホール）

平成 22（2010）年 5 月 8 日、昭和 49（1974）年に建立された旧講堂を建て替えて新たに学生・生徒の演奏の場、各種の式典等の会場、集会等に活用されている。パイプオル

ガンを備えた 508 席の中ホールとして学園で使用する以外は、外部貸出も行っている。

b. 日本音楽史研究所

昭和 48 (1973) 年に創設された本学附属機関で平成 22 (2010) 年に大学附置研究所となる。所蔵史料は日本音楽史の全ジャンルを網羅し、古典籍約 3 万 5 千点、学術図書約 3 万 5 千点に及ぶ。草加校地から平成 27 (2015) 年 12 月に上野に移転、翌年 4 月から閲覧を再開した。また音楽学関連の講義等にも利用されている。

平成 26 年 (2014) 年 3 月開催の日中国際シンポジウム「唐代音楽の研究と再現」、平成 29 (2017) 年 3 月国際音楽学会及び協賛企画等、日本で唯一、通史を網羅する機関として日本音楽史学の国際的な学術研究の一翼を担っている。所長は福島和夫特任教授。

c. 音楽文化研究センター

平成 22 (2010) 年の講堂 (上野学園 石橋メモリアルホール) のリニューアルと同時に発足し、そのソフトとして、①学生・教員の演奏等の企画、②音楽実践・演奏に関する研究、③社会・地域活動、④学生を中心とするマネジメントの推進、を目的として積極的に活動している。具体的には、マイケル・スペンサー客員教授による「ファシリテーター養成講座」が全国からの受講生を集め、教員・学生の出演する年間 11 回開催のランチタイム・コンサートは、地域住民に無料で提供されている。

d. 楽器展示室

校舎棟 2 階に設置された小ぶりの楽器博物館で、6,140 点を擁する古楽器コレクションの一部を展示し、授業に活用し、毎週火曜日と金曜日には一般に無料公開している。

e. 楽器研究室

昭和 52 (1977) 年に、主として古楽器コレクションの学術的研究・保管を目的として開室、コレクションの名器を紹介・演奏するミュージアム・コンサートを毎年開催している。主任は緒方恵教授。

f. 古楽研究室

昭和 38 (1963) 年に日本初の古楽器の専門 (チェンバロ専門) を設置して以来、古楽研究に力を入れて今日に至る。年間約 3 回の昼のコンサート、ホール主催の秋の「古楽月間」に出演、音楽文化研究センター企画の「教員と学生とのコラボレーション・シリーズ」等に参加している。主任は小林英之教授。

4) 都市型キャンパス

本学は JR 上野駅から徒歩約 8 分の場所に立地する都市型のキャンパスである。徒歩圏内には文化施設の密集する上野恩賜公園があり、学生の文化的・知的教養を涵養する。

耐震や最新鋭の設備を備える 15 階建ての校舎棟は、平成 19 (2007) 年に竣工し、第 1 リハーサル室 (オーケストラ・スタジオ) や遮音効果の高い練習室、9 万冊を擁する図書館等を備え、音楽を学ぶ学生のための環境を整えている。

本学園の講堂として平成 22 (2010) 年 2 月に竣工した上野学園 石橋メモリアルホールは、外部からの音や振動の影響を受けない浮床構造と優れた音響効果を特色とし、旧ホールに設置されていたクライス社製のパイプオルガンが再び設置され、旧ホールの響きがさらに改良され、学生の音楽演奏の場として活用されている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学の源流は、I. -1. 「建学の精神・大学の基本理念」(1 頁) で述べたように、明治 37(1904)年、東京市下谷区上野桜木町 2 番地に創設された上野女学校にある。石橋藏五郎はこの創立から経営に参画した。

明治 43 (1910) 年に、財団法人上野高等女学校として認可され、大正元 (1912) 年、浅草区神吉町 46 番地 (現台東区東上野 4 丁目 24 番地) に移転する。その後の学制改革により中等教育機関は、上野学園高等学校・同中学校となり、現代に至る。高等学校は昭和 24 (1949) 年に音楽科を、中学校は昭和 31 (1956) 年に音楽指導科 (現音楽専門) を設置している (これらは共に全国初)。

本法人の最初の高等教育機関となる上野学園短期大学音楽科が昭和 27 (1952) 年に開設され、昭和 33 (1958) 年に改組転換し、上野学園大学音楽学部となる。短期大学音楽科は昭和 34 (1959) 年に一旦発展的に解消された。昭和 41 (1966) 年に埼玉県草加市原町沖田 585 番地 (現埼玉県草加市原町 2 丁目 3 番地) の草加校地に、新たに開設される。新制の「学校法人上野学園」の大学及び短期大学 (短大は上野学園短期大学の略称、ただし、昭和 60 (1985) 年に上野学園大学短期大学部に名称変更) の沿革は大略、次の通りである。

昭和 26 (1951) 年	2 月	財団法人上野学園を学校法人に組織変更 引き続き石橋藏五郎が理事長の職務に就く
昭和 27 (1952) 年	4 月	上野学園短期大学音楽科を開設 石橋益恵、学長に就任
昭和 30 (1955) 年	4 月	【短大】専攻科を設置
昭和 31 (1956) 年	4 月	【短大】家政科を設置 平成 18 (2006) 年廃止
昭和 33 (1958) 年	4 月	上野学園大学音楽学部を開設、器楽学科 (ピアノ、チェロ、オルガン、ヴァイオリン、ハープ、管楽器、打楽器専門)、声楽学科、音楽教育学科を設置 石橋益恵、学長に就任
昭和 34 (1959) 年	3 月	【短大】音楽科を発展的に解消
昭和 38 (1963) 年	4 月	【大学】器楽学科にチェンバロ専門を設置 (日本初)
昭和 39 (1964) 年	4 月	石橋藏五郎理事長逝去
	6 月	石橋益恵、理事長に就任
昭和 41 (1966) 年	4 月	【大学】音楽専攻科を設置 【短大】音楽科を草加校地に再設置
昭和 42 (1967) 年	4 月	【大学】音楽学科 (音楽学、音楽教育学の 2 専攻) を設置、音楽教育学科を廃止
昭和 43 (1968) 年	4 月	【短大】専攻科音楽専攻を再設置

昭和 44 (1969) 年	4 月	【大学】器楽学科にリュート、ヴィオラ・ダ・ガンバ、リコーダーの各専門を設置 (日本初)
昭和 46 (1971) 年	4 月	【大学】器楽学科にギター専門を設置 (日本初) 【大学】音楽学部附属研究機関として古楽研究室、現代音楽研究室を設置
昭和 48 (1973) 年	4 月	上野学園日本音楽資料室を設置
昭和 49 (1974) 年	4 月	創立 70 周年記念講堂 (石橋メモリアルホール) 竣工
昭和 50 (1975) 年	4 月	【大学】音楽学部附属研究機関として楽器研究室を設置
昭和 56 (1981) 年	4 月	石橋益恵、学園長に就任 石橋裕、上野学園大学及び上野学園短期大学学長に就任
昭和 60 (1985) 年	4 月	【短大】家政科を草加校地に移転、短期大学を集約し、名称を上野学園大学短期大学部に改称 人文学科を設置
平成 4 (1992) 年	2 月	石橋益恵逝去
	3 月	石橋裕、理事長に就任
平成 7 (1995) 年	4 月	【大学】国際文化学部を設置 短大人文学科を改組、平成 22 (2010) 年に廃止
平成 12 (2000) 年	4 月	【短大】音楽科に音楽療法士養成教育課程を設置
平成 16 (2004) 年	4 月	【大学】音楽・文化学部の設置 (音楽学部と国際文化学部の統合) に伴い、器楽学科・声楽学科・音楽学科を、器楽コース・声楽コース・ミュージック・リサーチ・コースに改称 【大学】器楽コースと声楽コースに演奏家課程を設置 創立 100 周年記念式典挙行
平成 17 (2005) 年	4 月	【大学】器楽コースと声楽コースの演奏家課程を統合し、演奏家コースに組織変更 大学国際文化学科と短大音楽科・家政科を上野校地へ移転
平成 19 (2007) 年	4 月	石橋裕、学園長に就任 石橋慶晴、理事長に就任 全学 (大学・短大、中学・高校) で、男女共学化 新校舎竣工、創立 100 周年記念事業を遂行
	9 月	【大学】上野学園楽器展示室を開室し、上野学園所蔵の古楽器を一般公開
	11 月	日本音楽史研究所 (日本音楽資料室から平成 18 (2006) 年に改称) を草加校地に移転
平成 21 (2009) 年	4 月	原田禎夫、上野学園大学・同短期大学部学長代行に就任
平成 22 (2010) 年	4 月	【大学】音楽・文化学部を音楽学部へ改称
	5 月	【大学】上野学園大学日本音楽史研究所を大学附置研究所とする 新講堂 (上野学園 石橋メモリアルホール) 竣工 【大学】音楽学部附属研究機関として音楽文化研究センターを設置
平成 23 (2011) 年	4 月	石橋裕、上野学園大学名誉学長の称号を授与される

			前田昭雄、上野学園大学長に就任
平成 26 (2014) 年	9 月		石橋慶晴、上野学園大学短期大学部学長に就任
	11 月		創立 110 周年記念式典挙行
平成 27 (2015) 年	4 月		船山信子、上野学園大学長に就任
			【大学】ミュージック・リサーチ・コースをグローバル教養 コースに改称 グローバル教養コースに文化創造マネジメ ント専門を設置
			【大学】日本音楽史研究所を上野校地に移転
平成 28 (2016) 年	6 月		石橋香苗、学校法人上野学園理事長に就任
平成 29 (2017) 年	4 月		皆川弘至、上野学園大学長に就任
			石橋香苗、上野学園大学短期大学部学長に就任

2. 本学の現況

- ・ 大学名 上野学園大学

- ・ 所在地 〒110-8642 東京都台東区東上野 4-24-12

- ・ 学部構成

音楽学部	音楽学科	器楽コース
		声楽コース
		グローバル教養コース (1～3 年次)
		ミュージック・リサーチ・コース (4 年次)
		演奏家コース
音楽専攻科		音楽学専攻
		器楽専攻
		声楽専攻

・学生数、教員数、職員数（平成29(2017)年5月1日現在）

1) 学生数

(人)

学部	学科	コース／専攻	在籍 学生 総数	在籍学生数			
				1年次	2年次	3年次	4年次
音楽学部	音楽学科	器楽コース	132	26	33	33	40
		声楽コース	19	4	4	7	4
		グローバル教養 コース（1～3年 次）、ミュージッ ク・リサーチ・コ ース（4年次）	30	9	9	9	3
		演奏家コース	99	19	27	24	29
学部計			280	58	73	73	76
音楽専攻科	音楽学専攻		0				
	器楽専攻		3				
	声楽専攻		1				
専攻科計			4				
総合計			284	58	73	73	76

2) 教員数

(人)

職名 学部	専任教員数				助手	兼任 教員数	兼任（非常 勤）教員数
	教授	准教授	講師	助教			
音楽学部	15	9	4	0	0	0	129
音楽専攻科	0	0	0	0	0	7	88
総合計	15	9	4	0	0	7	217

3) 職員数

(人)

正職員	嘱託	パート	派遣	合計
15	5	8	4	32

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

明治政府は日本国民としての意識を広める方針として、女子教育の目的のひとつに「国民的自覚」の振興を盛り込むが、幼少期を禅寺で過ごした石橋藏五郎は「自覚」を国家の枠組みにとらわれず、自らの存在に目覚めることと捉えた。石橋の説いた「自覚」とは大学の建学の精神を越えて人間存在の根源的な事由を問うものである。

本学の設置目的については、「学校法人上野学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）

【資料 1-1-1】第 3 条に「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い且つ創立者石橋藏五郎の建学の理想を体し私立学校を設置することを目的とする。」と、定めている。

この理想を具現化する建学の精神、「自覚」について、本学の目的及び使命として、「上野学園大学学則」（以下、「学則」という。）【資料 1-1-2】第 1 章第 1 条に明記され、また、毎年作成される『学生便覧』【資料 1-1-3】（平成 29 年度より「学生のためのハンドブック（学生便覧）」と改称したが、以下『学生便覧』と統一する。）、『大学案内』【資料 1-1-5】においても明確に示されている。また、学長の個人面談による授業（1 年次対象）において、「自覚」を主なテーマとして学生の意識を高めている。そのほか、『入学試験要項』【資料 1-1-4】、ホームページ【資料 1-1-6】において、具体的かつ明確に表示している。

「寄附行為」1 章第 1 条に明記されている、「本学は、『自覚』を教育の重要な理念とし、優れた文化の継承・創造と発展に寄与し、貢献し得る人間を育成することを使命とし、高度にして精深な学術、音楽芸術を教授、研究することを目的とする。」を本学の教育基礎とし、「自覚」という建学の精神を本学の学びの中で、次世代へと引き継ぐ人材育成をしていることを具体的かつ明確に表示している。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的は、学則に簡潔に明文化している。『大学案内』は平成 27（2015）年度より、本学の特色を可視化し、本学の使命・目的及び教育目的をより明確にした。ホームページも『大学案内』と連動したレイアウトとし、統一した表記により、学生にとってわかりやすい構成となっている。また、「3 つの方針（3 つのポリシー）」（以下、「3 つのポリシー」という。）は、具体的に記載されている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 28（2016）年度に新たに設置した教学マネジメント組織委員会【資料 1-1-7】が中心となり、建学の精神と使命・目的及び教育目的の実質化に向けた検証作業を実施していく。建学の精神は学内に浸透しているが、より深く考えさせる機会を設け、学外に向けても一層周知する。3 つのポリシーについては、本学の使命・目的に沿って有機性を保持していくとともに、社会の要請も取り入れて、表現方法等に工夫を重ねていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

『大学案内』【資料 1-2-1】に掲げられている、「自ら言行を治め、自ら目覚め、自ら創造することは人として生まれたる天興の本分を完うする所以なり。そして自覚する人は自らの個性を自由に展開せんとする熾烈なる意気によってその想像力をすくすくと伸暢せしむるを得べし。」という石橋藏五郎の言葉は、本学を貫く基本理念である。その理念のもと、音楽を通じて自覚の精神を醸成し、その精神を次世代へと引きついでいくことのできる人材育成を行う、という本学の方針は、学則【資料 1-2-2】第 1 条に掲げる目的及び使命に反映させている。各専門の目的については、学則別表 1【資料 1-2-3】に具体的に明示している。

建学の精神を基本理念とした個性・特色は、学則別表 1 に具体的に明示している。この達成のため、「一般教育科目」「専門教育科目」をバランスよく配置したカリキュラムを構築している。

1-2-② 法令への適合

本学は、学校教育法第 38 条の大学の目的、大学設置基準第 2 条の教育研究上の目的として、「寄附行為」【資料 1-2-4】第 3 条及び学則第 1 条に、それぞれ「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い且つ石橋藏五郎の建学の理想を体し私立学校を設置することを目的とする。」「本学は、学園の建学の精神『自覚』を教育の重要な理念とし、すぐれた文化の継承・創造と発展に寄与し、貢献し得る人間を育成することを使命とし、高度にして精深な学術、音楽芸術を教授、研究することを目的とする。」と定めている。すなわち、大学設置基準第 40 条の 4「当該大学等の教育研究上の目的にふさわしい」建学の精神としての整合性をなしている。

したがって、本学は関連する法令に適合している。

1-2-③ 変化への対応

平成 22 (2010) 年度に、大学機関別認証評価 (公益財団法人日本高等教育評価機構) を受審した際に指摘を受けた事項を重要視し、それらを中心とした改善を行ってきた。それと共に、社会情勢に応じた取り組みの必要性を認識し、平成 23 (2011) 年度よりシラバス (本学では「講義要旨」と呼ぶ。) の改善、オフィスアワーの徹底、平成 24 (2012) 年度に Semester 制の導入、平成 27 (2015) 年度は「ミュージック・リサーチ・コース」の「グローバル教養コース」への改称、音楽と社会を繋ぐ新たな音楽人 (ファシリテーター) 養成を主眼とした「文化創造マネジメント専門」の設置を実現してきた。

使命・目的自体の変更は行わないが、教育目的の実践方法において適切に対応している。改善・向上すべき事項を的確に捉え、変化に応じた改革を恒常的に行っていく。

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

大学を取り巻く社会情勢について、平成 28 (2016) 年度に新たに設置した IR (Institutional Research) 推進委員会【資料 1-2-5】を中心に多角的に情報収集をし、法令との適合を図りながら個性・特色の明示内容に工夫を施していく。また、教学マネジメント組織委員会では、即時に時事に応じた対応を行い得る仕組み・体制作りを続行していく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

本学は平成 21 (2009) 年度に教授会で学則第 1 条の修正を行い、目的を変更した。建学の精神「自覚」を重要な教育理念に掲げることを再確認し、「すぐれた文化の継承・創造と発展に寄与し、貢献し得る人間を育成することを使命とし、高度にして精深な学術、音楽芸術を教授、研究すること」を目的にした。その後、評議員会の諮問を経て、最終的に理事会において決定し、平成 22 (2010) 年 4 月 1 日付けで施行となった。また、コースの設置形態において、平成 26 (2014) 年度に学部長、各部会主任で構成される主任会議【資料 1-3-1】で「ミュージック・リサーチ・コース」の改称及び新専門の目的及び名称を議論し、学長が議長となる教授会で協議を重ね、さらに、理事長以下、全理事及び評議員において検討が重ねられ、系列中学・高校教員や事務職員の意見を聞いた上で策定された。

教学に係る重要事項の決定に至るプロセスに、役員、教職員が関与しており、使命・

目的及び教育目的の理解と支持が得られている。

教学の方針は、学長が主宰する4月の主任会議（他月は学部長が主宰）において、所信を表明し、学部長以下、部会主任に周知している。

1-3-② 学内外への周知

本学が定める使命・目的及び教育目的に関わる学内外への周知方法は、以下の通りである。

学生には『学生便覧』【資料 1-3-2】及び入学式での学長告辞、ガイダンスでの各説明によって周知している。教職員には4月20日に行われている「全教職員の集い」、さらに、FD (Faculty Development) /SD (Staff Development) 研究会の機会に周知している。

学外に対しては、ホームページによって周知している。ホームページでは情報を一元化して的確に伝わる工夫をしている。また、系列高校での説明や、一般の高校訪問、学校説明会、進学説明会等で教職員が直接説明する機会を設け、周知に努めている。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針への使命及び教育目的の反映

本学は、使命・目的及び教育目的を、毎年度の「事業計画書」の中で教育研究活動として反映している。教学マネジメント組織委員会では、中長期的な視野で教育課程の改革に取り組んでいる。学則第1条に掲げている使命・目的を具体的に遂行するために、本学の教育環境の改善に常に気を配り、学生の「人間力の強化」の促進を図っている。

使命・目的及び教育目的は3つのポリシーに反映しており、それについては、基準2「学修と教授」（16頁～）で述べている。

また、学長以下、教学部門の教職員及び理事長以下、法人部門の役員・職員が毎月参集する教学法人連絡会議【資料 1-3-3】において、法令に対応する建学の精神及び使命・目的が教育課程にどう反映されるべきかを確認している。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学は学則第1条の使命・目的を果たすため、〈図 1-3-1〉に示す通り、音楽学部に音楽学科を設置、4コースを置き、音楽専攻科には3専攻を置いている。

この教育研究組織を支える教学運営組織として、〈図 1-3-2〉の通り、各部会及び委員会を設置している。各部会では、教育課程における各専門分野の目標並びに課題、教育の充実等について協議し、主任がこれらを主任会議の場で議題等として提示し、改めて協議を行う体制となっている。

各委員会が、全学的な課題として認識している各分野の審議事項等を協議するため設置されている。各審議事項は、必要に応じて他組織委員会等とも協議し、横断的に運営している。このように本学では、使命・目的及び教育目的の達成に関する審議を全学的に行い、教育の研究に取り組んでいる。以上のことから、本学は使命・目的及び教育目的の達成に必要な組織を、整合性をもって構成している。

本学は、使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織を、適切に整備している。

図 1-3-1 上野学園機構図（平成 29（2017）年 4 月 10 日改編）

上野学園 機構図

学校法人上野学園
2017年4月10日 Vol.10

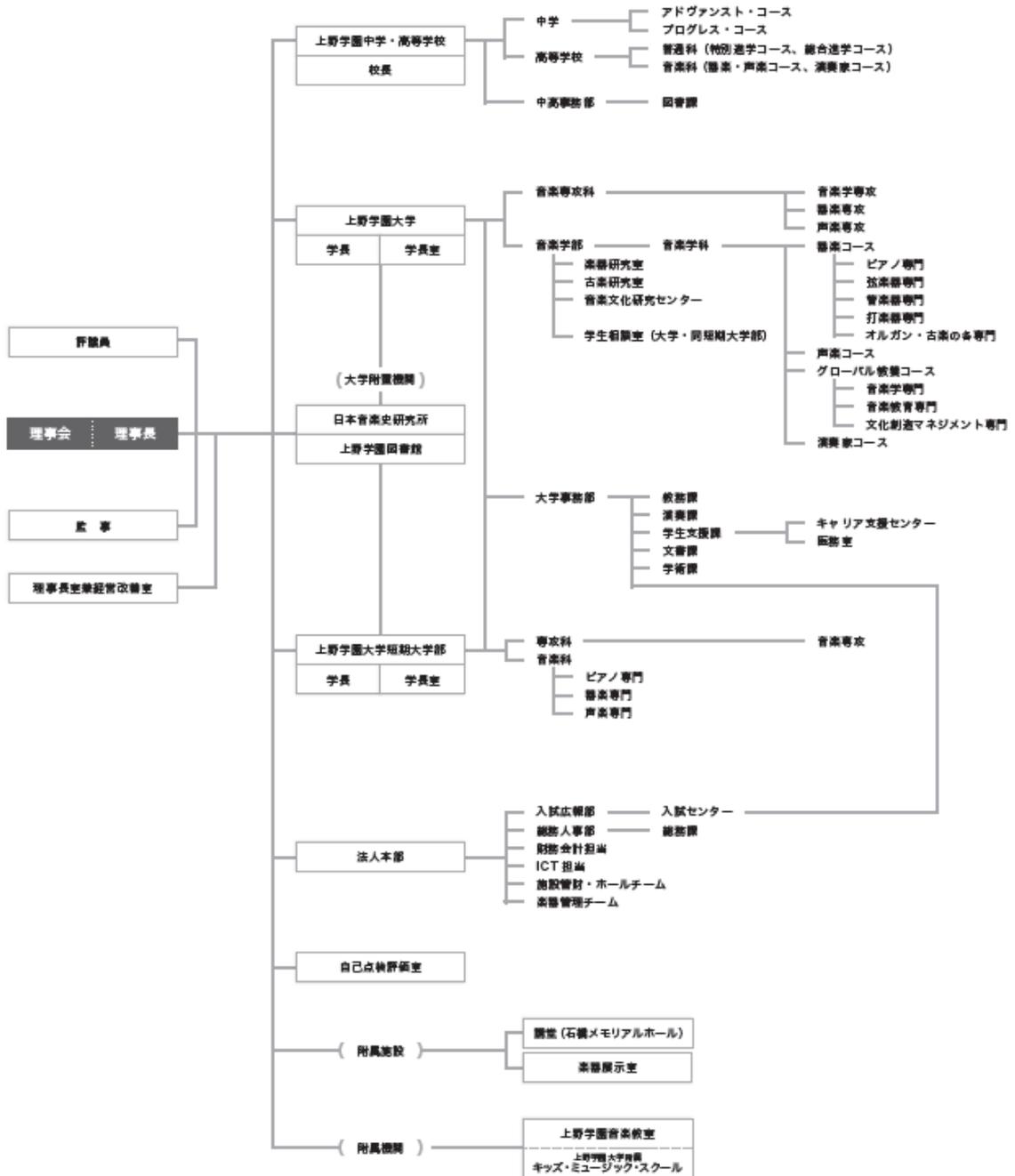
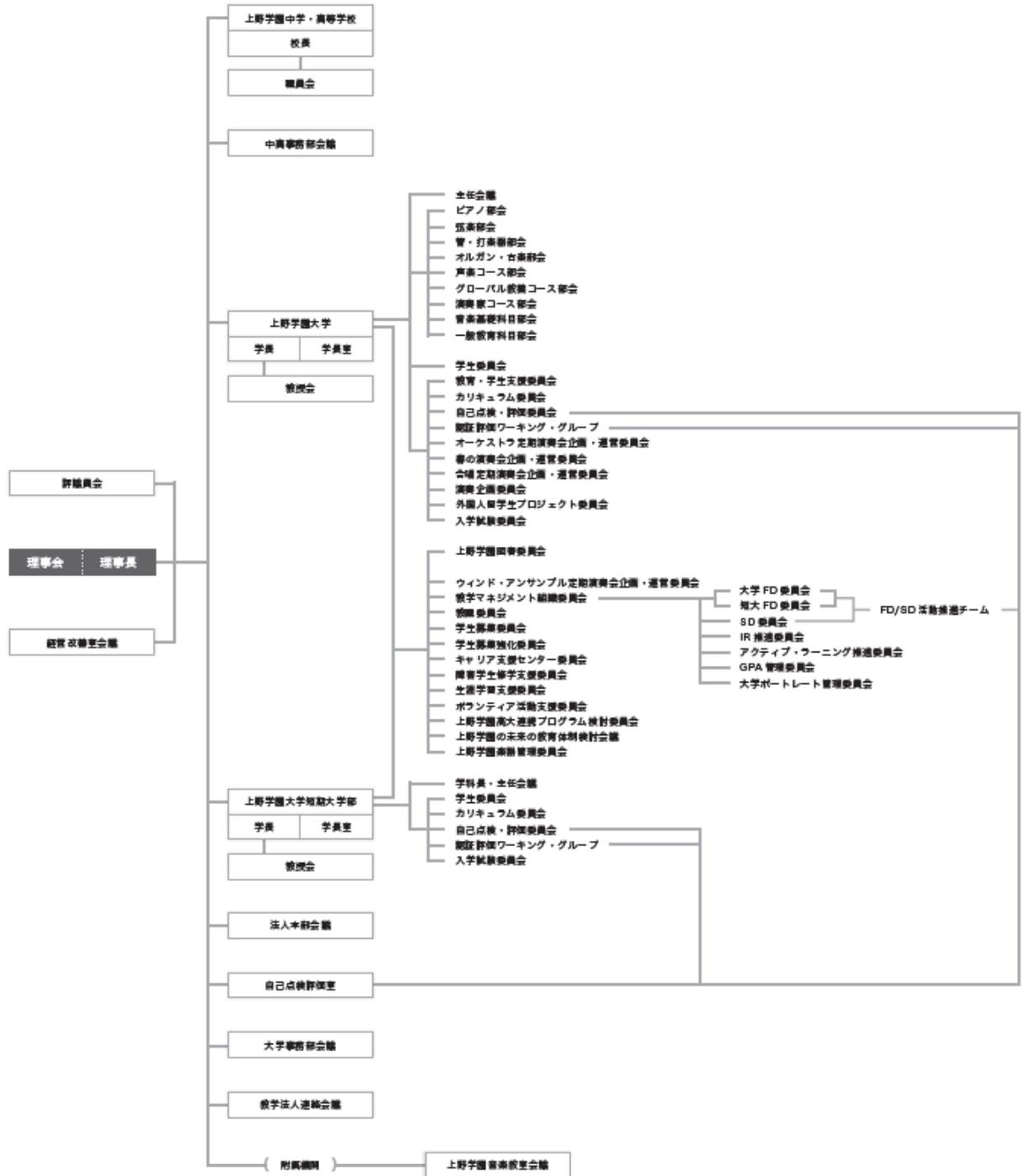


図 1-3-2 上野学園委員会等体系図（平成 29（2017）年 4 月 10 日改編）

上野学園 委員会等体系図

学校法人上野学園
2017 年 4 月 10 日 Vol.10



(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

教学マネジメント組織委員会が関連する諸委員会を統括し、学生を取り巻く環境に迅速かつ適切に対応していく。本学の目的・使命及び教育目的を達成し、社会に寄与する人材を育成していく。系列短大との連携を深め、使命・目的及び教育目的に沿った中長期的な教育課程の工程表を着実に実行する。

さらに、委員会の在り方については、領域が細分化される傾向にあるが、構成員が重複しているという実態を踏まえて、委員会の業務範囲を精査し、組織の合理化を図っていく。

【基準1の自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、学則第1条、第2条、第36条及び学則別表1において、掲げられている。学則別表1では、各コース、各専門に分けて教育課程の目標を明瞭に示している。これらは全て、教育基本法・学校教育法等の法令に適合している。本学の目的を反映した3つのポリシーは、大学設置基準第40条の4を遵守している。

本学は、学則第1条に沿った上で、教育の質向上を目指し、教育運営組織の構築に積極的に取り組んでいる。その基幹組織である主任会議の上部に、教学マネジメント組織委員会を据え、中長期的視野を以て方向性を示せるようにした。教育運営組織の構成に、本学の使命・目的を果たすための整合性が保たれている。

使命・目的及び教育目的の有効性については、各会議体で合意されており、役員・教職員の理解と支持を得ており、『大学案内』、『学生便覧』、ホームページ等を通じて、学内外の周知ができています。

本学の個性や特色は、建学の精神に基づく教育理念にほかならず、使命・目的及び教育目的と首尾一貫している。建学の精神に沿った教育研究活動を着実に推進している。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

上野学園大学（以下「本学」という。）では、建学の精神及び使命・目的に基づき、音楽学部及び音楽専攻科の求める学生像と入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）（以下、「アドミッション・ポリシー」という。）を、〈表 2-1-1〉及び〈表 2-1-2〉の通り明確に定めている。平成 28（2016）年度に教学マネジメント組織委員会がアドミッション・ポリシーを大幅に見直し、学力の 3 要素を踏まえて平成 29（2017）年 2 月に改定を行った。

策定にあたっては、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）（以下、それぞれ「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」という。）に基づき、従前に設定していた各コースの求める学生像を細分化し、各専門における教育研究上の目的に沿って、明確にした。さらに入学試験区分別に設定を加え、志願者を適切に判定し得るものとした。また、音楽専攻科のアドミッション・ポリシーを今回の機会に新たに策定した。

アドミッション・ポリシーは、『大学案内』【資料 2-1-1】、『入学試験要項』【資料 2-1-2】、ホームページ【資料 2-1-8】及び『学生便覧』【資料 2-1-9】に掲載し、広く周知している。

表 2-1-1 音楽学部のアドミッション・ポリシー

<p>各コースの求める学生像は以下の通りである。</p> <p>■実技系：器楽コース／声楽コース／演奏家コース</p> <p>〔ピアノ専門〕 ピアノの基礎的な演奏技術と様式観を持ち、自らの能力を伸ばしていく意志のある人。演奏家を目指す人。アンサンブル能力を高めたいと思っている人。ピアノ教育に興味を持っている人。</p> <p>〔弦楽器専門〕 理想に向かって自らの楽器演奏を探求できる人。仲間と共に、音楽を作り上げることに喜びを持つ人。音の追求に妥協しない人。</p> <p>〔管・打楽器専門〕 演奏技術の習得にとどまらず、感性豊かな演奏家・教育者を目指す人。演奏を通して社会に発信できる資質を養うことを目指す人。</p>

〔オルガン・古楽専門〕

オルガン・古楽に深い関心を持ち、演奏という行為を貴び、常に自分を見つめて誇りと喜びをもってより良い音楽作りのために献身し、社会に貢献しようとする人。

〔声楽専門〕

声を探し育て磨いていくという地道な鍛錬に耐えられる精神的・肉体的な強さを持っている人。声楽芸術に興味と探究心を持ち、さらに声楽芸術を通して社会に発信、貢献するという希望を持つ人。

■研究系：グローバル教養コース

〔音楽学専門〕

歴史、哲学、思想など演奏以外の視点の幅広い領域から音楽を探求したいと考える人。また、自分自身の音楽的な関心を、言葉を通して深めていくために必要な国語力や英語力を有している人。

〔音楽教育専門〕

多様な生徒を音楽的にも人間的にも成長させられる音楽教育者を目指す人。

〔文化創造マネジメント専門〕

音楽を通じて社会を豊かにし、音楽活動や演奏家と社会をつなぐ実践的な人材となりえることを目指す人。

入学者受入れ方針は以下の通りである。

〔ピアノ専門〕

課題に沿って事前に準備した複数曲を暗譜で演奏し、ピアノ演奏の基礎技術、作品に対する理解力、対位法音楽の演奏法、構成力、表現力、音に対する耳や感性等のほか、音楽に対する意欲と姿勢を総合的に判断する。

〔弦楽器専門〕

入試課題をこなし、本学での授業に対応できる基礎的な技術を兼ね備えている。表現力につなげられる、豊かな感性を持っている。和声感を有し、音程感覚に優れている。アンサンブルに適応できる協調性がある者。入学試験では、受験生の演奏に対し、以上の観点から、総合的に審査する。

〔管・打楽器専門〕

器楽コース：各楽器の入試課題の演奏から、その時点での表現力、演奏技術の到達度や資質、意欲等を総合的に審査する。（打楽器については、小太鼓かマリンバのどちらかで受験可能である。）

演奏家コース：より高度な入試課題の演奏から、表現力や作品の完成度、資質、意欲等を総合的に審査する。

〔オルガン・古楽専門〕

入試課題の演奏から、オルガンもしくは古楽器の演奏技術や表現力、資質、意欲等を総合的に審査する。

〔声楽専門〕

日本語、外国語（伊語など）による基本的な声楽曲を数曲、事前に学習し暗譜して実際に歌っ

てもらい、その時点での表現力、資質、意欲等を総合的に審査する。

〔音楽学専門〕

「音楽にかかわる領域を深く広く学ぶ意思があるか。基礎的な文献を読解し、語学能力を習得する意思があるか。自分の考えを適切な方法で表現する力を持っているか。」を考慮して審査する。

〔音楽教育専門〕

「人が好きか、教えることが好きか、音楽が好きかといった基本的な資質を大切にしながら、その能力を柔軟な感性をもって伸ばしたい意思があるか。教育的な活動において伸びていく可能性を思わせる基礎的学力や精神力を持っているか。」を考慮して審査する。

〔文化創造マネジメント専門〕

「芸術文化活動に関して、積極的な興味を持っているか。創造的な活動に関して、伸びていく可能性を思わせる感性を持っているか。文章力・語学力あるいはパフォーマンスなどにおいてコミュニケーション能力や自己表現を持っているか。」を考慮して審査する。また、A0入試では社会人入試を導入し、実社会での経験を音楽ビジネスに生かそうとする人材の再挑戦の場として位置づけている。

入試種別ごとの入学者受入れ方針は次の通り設定している。

〔選抜入試〕

本学における学修に必要な資質を有する人物の受入れを目的としている。

この試験では、専門実技、グローバル教養コース専門科目、副科実技、音楽理論（楽典）、ソルフェージュ、グローバル教養コース教員による面接のうち、志願する専門により定められている試験科目の点数および面接（学長、学部長）の総合的評価により合格者を決定する（特待生度あり）。

〔指定校推薦入試〕

本学を専願とし、本学が指定した高等学校長（中等教育学校長）の推薦を受けた人物の受入れを目的としている。

音楽科／音楽コース等卒業見込みの者については、志願する専門により専門実技の点数もしくは小論文の点数、グローバル教養コース面接の評価、さらに最終面接（学長、学部長）に加え、推薦書および調査書の評価を加えた総合的判定により合格者を決定する。

普通科卒業見込みの者については、志願する専門により専門実技、副科ピアノ（ピアノ専門は除く）の点数もしくはグローバル教養コース面接の評価、さらに最終面接（学長、学部長）に加え、推薦書および調査書の評価を加えた総合的判定により合格者を決定する（特待生制度あり）。

〔一般公募推薦入試／演奏家コース特待生型〕

本学を専願とし、高等学校長（中等教育学校長）の推薦を受け、かつ高レベルの演奏家コース特待生を目指す人物の受入れを目的としている。

この試験では、専門実技、副科ピアノ（ピアノ専門は除く）、音楽理論（楽典）、ソルフェージュの点数および最終面接（学長、学部長）に加え、推薦書および調査書の評価を加えた総合的判定により合格者を決定する。

〔吹奏楽部推薦入試〕

吹奏楽部連盟主催の吹奏楽コンクール等に出場する吹奏楽部に属している、本学を専願とする人物の受入れを目的としている。

専門実技は自由曲と新曲視奏が課され、自由曲では専門楽器のソロ曲のほか、吹奏楽コンクールで演奏したパート譜での受験も可能である。この専門実技の点数と面接（学長、学部長）の結果に加え、推薦書および調査書、部活動顧問発行の推薦書の評価を加えた総合的判定により合格者を決定する。

〔A0 入試〕

本学を専願とし、音楽の基礎能力を有する人物の受入れを目的としている。事前にエントリーシートを提出し、予備診断にて面談および専門実技／グローバル教養コース専門科目の診断を行う。この予備診断を踏まえ、これまでの音楽学習歴、能力や適性、学習意欲等を考慮し、最終面接（学長、学部長）を通して総合的に判定する（合格後、特待生選考制度あり）。

〔A0 入試（社会人入試〔文化創造マネジメント専門〕）〕

職業キャリア、ボランティア等の社会的経験を持ち、具体的な職業像を目指す人物の受入れを目的としている。

事前にエントリーシートを提出し、予備診断にて面談および自己プレゼンテーションを行う。この予備診断を踏まえ、これまでの社会での活動経験や学習に対する意欲、個性と得意分野を考慮し、最終面接（学長、学部長）を通して総合的に判定する（合格後、特待生選考制度あり）。

〔A0 入試（留学生型）〕

本学において学修する意欲があり、音楽の基礎能力を有する外国人留学生の受入れを目的としている。

事前にエントリーシートを提出し、予備診断にて面談および専門実技／グローバル教養コース専門科目の診断を行う。この予備診断を踏まえ、これまでの音楽学習歴、能力や適性、学習意欲等を考慮し、最終面接（学長、学部長）を通して総合的に判定する（合格後、特待生選考制度あり）。

〔入学資格認定（学内）〕

上野学園高等学校音楽科に在籍し、本学への入学を希望する人物の受入れを目的としている。専門実技、グローバル教養コース専門科目、グローバル教養コース教員による面接のうち、志願する専門により定められている試験科目の点数および最終面接（学長、学部長）の総合的評価により認定する（特待生制度あり）。

〔入学資格認定（学内 グローバル教養コース文化創造マネジメント専門）〕

上野学園高等学校普通科に在籍し、グローバル教養コース文化創造マネジメント専門への入学を希望する人物の受入れを目的としている。

筆記による英語力判定およびグローバル教養コース教員による面接、さらに最終面接（学長、学部長）の総合的評価により認定する（特待生制度あり）。

表 2-1-2 音楽専攻科のアドミッション・ポリシー

大学院に準ずる1年コースとして設置されている。学部における高度な演奏技術もしくは音楽芸術に関わる学術研究をさらに深化させることを目指す人を求める。演奏研究もしくは学術研究を通して、建学の精神「自覚」をさらに追求し、広く社会貢献に寄与できる人材の育成を目指している。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

1) 入学者選抜の方法

本学の入学試験はアドミッション・ポリシーに基づき、公平かつ適切に実施している。具体的な入学試験の区分は、〈表 2-1-3〉の通り、選抜入学試験、推薦入学試験、A0 入学試験、系列高校からの推薦、第 3 年次編入学試験、音楽専攻科入学試験、の以上に大別できる【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】【資料 2-1-6】【資料 2-1-7】。

表 2-1-3 入学者選抜試験区分

入学試験区分		募集コース	出願資格概要
選抜入学試験 ※特待生		器楽コース 声楽コース グローバル教養コース 演奏家コース	・高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者もしくは卒業見込みの者。
推薦入学試験	一般公募 ※特待生	演奏家コース	・高等学校又は中等教育学校を卒業した者もしくは卒業見込みの者で、入学時に 20 歳以下の者。 ・本学を専願とする者。 ・在籍する高等学校長又は中等教育学校長が推薦する者。 ・高等学校（3 年 1 学期）」もしくは中等教育学校長（後期課程、3 年前期）までの成績（5 段階評価）の平均値が 3.2 以上の者。
	指定校 ※特待生	器楽コース 声楽コース グローバル教養コース	・高等学校もしくは中等教育学校を卒業見込みの者。 ・本学を専願とする者。 ・在籍する高等学校長又は中等教育学校長が推薦する者。 ・高等学校（3 年 1 学期または前期）もしくは中等教育学校（後期課程、3 年前期）までの成績（5 段階評価）の平均値が 3.2 以上の者。 （特待生型の選考を希望する場合は平均値が 3.4 以上の者）
	吹奏楽部	器楽コース	・高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者。 ・本学を専願とする者。 ・在籍する高等学校長または中等教育学校長及び部活動顧問が推薦する者。 ・高等学校又は中等教育学校在学中に吹奏楽部に属している者。 ・高等学校（3 年 1 学期または前期）もしくは中等教育学校（後期課程、3 年前期）までの成績（5 段階評価）の平均値が 3.2 以上の者。
A0 入学試験		器楽コース	・高等学校もしくは中等教育学校を卒

		声楽コース グローバル教養コース	業した者もしくは卒業見込みの者。 ・本学を専願とする者。
A0 入学試験（社会人入試）		グローバル教養コース 文化創造マネジメント 専門	・高等学校卒業または高等専門学校 3 年次修了より 2 年を経過した者。 ・本学を専願とする者。
A0 入学試験（留学生型）		器楽コース 声楽コース グローバル教養コース	・外国において、学校教育における 12 年間の課程を修了した者、又はこれに 準ずる者。 ・文部科学大臣が高等学校の課程に相 当する課程を有するものとして指定し た在外教育施設の当該課程を修了した 者。
入学資格認定（学内） ※特待生		器楽コース 声楽コース グローバル教養コース	・上野学園高等学校音楽科器楽コース 又は声楽コースを卒業見込みの者。 ・本学を専願とする者。
		演奏家コース	・上野学園高等学校音楽科演奏家コ ースを卒業見込みの者。 ・本学を専願とする者。
		グローバル教養コース 文化創造マネジメント 専門	・上野学園高等学校普通科を卒業見込 みの者。 ・本学を専願とする者。
編入学試験 ※特待生	一般	器楽コース 声楽コース グローバル教養コース 演奏家コース	・大学音楽学部または音楽学科第 2 年 次修了者。 ・短期大学音楽科卒業生。 ・器楽コース、声楽コース、演奏家コ ースについては、大学あるいは短期大 学において、専攻楽器の実技単位を 8 単位以上取得していること。
	学内推薦		・上野学園大学短期大学部学長が推薦 する者。
音楽専攻科入学試験		器楽専攻 声楽専攻 音楽学専攻	・大学（4 年制）卒業した者もしくは 卒業見込みの者。

※「特待生」の表記がある入学試験では、その選考も実施される。

これら全ての入学試験では、学長・学部長の面接試験を実施し、本学志望の理由、志願者の学習意欲、これまでの学習歴、高等学校等における生活等について尋ね、適性を審査している。また、A0 入学試験以外の入学試験区分において特待生選考を設定、実施している。A0 入学試験合格者は、合格の身分を維持したまま、選抜入学試験と同時期に設定される特待生選考試験に挑戦することができる。なお、音楽専攻科においては、入学試験で奨学生の選考が行われる。

2) 募集・広報活動の工夫

入学志願者の募集活動は、高校訪問、オープンキャンパス【資料 2-1-10】、大学・入試概要説明会【資料 2-1-11】、体験レッスン【資料 2-1-12】、学校見学、音楽受験講習会

【資料 2-1-13】、マスタークラス【資料 2-1-14】、『入学試験要項』のホームページ掲載【資料 2-1-15】、恵声会（同窓会組織）との連携、系列高校音楽科 2 年生を対象とした学内オープンキャンパス【資料 2-1-16】、上野学園音楽教室等の様々な場で行っている。受験対策、本学教員によるレッスン、授業やキャンパスライフの体験等を通して、本学を知る機会を十分に提供している。また、オープンキャンパス及びホームページでは、本学主催演奏会及び学外での各種演奏会についても周知し、本学の学修成果を身近に触れる機会を広く伝えている。さらに、各地で開催される業者による合同進学説明会にも参加し、本学教職員による個別相談や入試ガイダンスを実施している。

平成 28（2016）年度は、全 7 回のオープンキャンパス、年 2 回の音楽受験講習会、在学生による学外コンサート、高校訪問、合同ガイダンスの参加、専用の facebook による情報提供等、学生確保に向けた道筋をつけた。さらに、業者による各種進学説明会や音楽高校の授業の一環としての「音大体験」の受入れのほか、希望する高校に教員を派遣して模擬授業の実施等を実行した。

こうした積み重ねにより、〈表 2-1-4〉及び〈表 2-1-5〉の平成 28（2016）年度の資料請求者数及び〈表 2-1-6〉に示した平成 28（2016）年度オープンキャンパス参加者数は、大幅に増加した。平成 27（2015）年度と比べると、資料請求者数は約 1.27 倍、オープンキャンパス来場者数は約 1.35 倍の増加をみた。受験者獲得に繋がる確率が高い本学教員による体験レッスン受講者数も約 1.55 倍増えた。

表 2-1-4 平成 28（2016）年度 AXOL（アクセス・オン・ライン）による解析：資料請求者数（実績）

請求者数推移

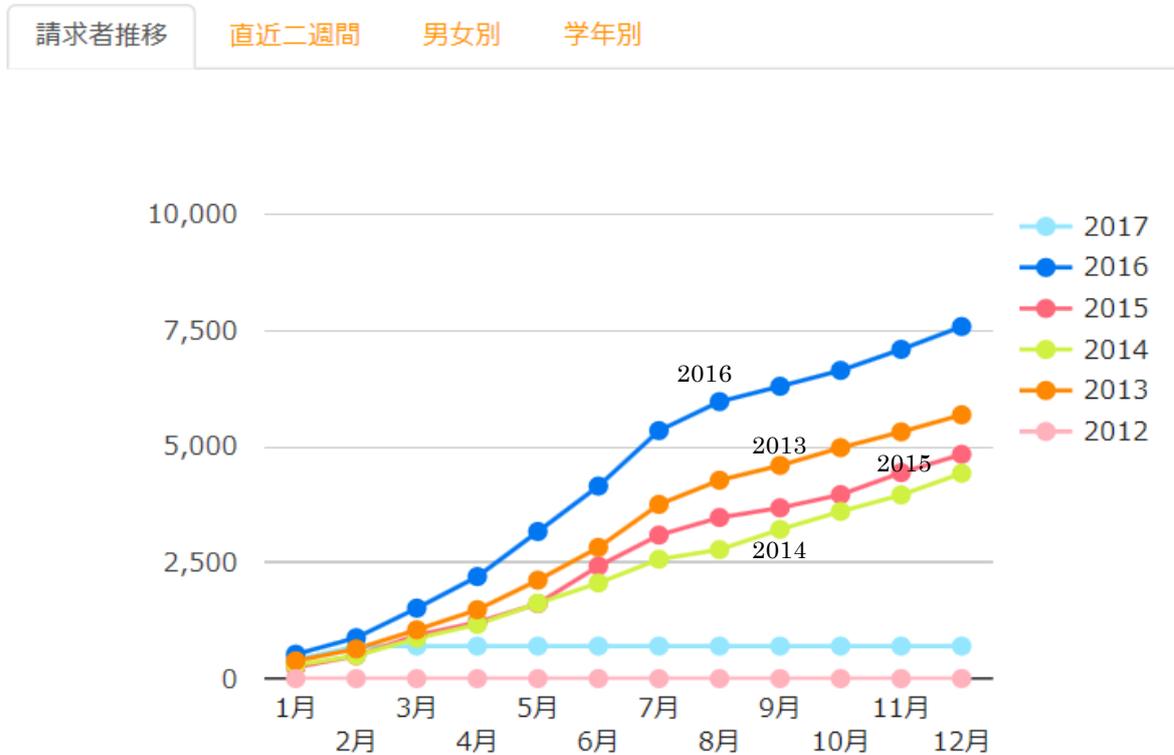


表 2-1-5 平成 28 (2016) 年度 資料請求者数の前年度 (平成 27 (2015) 年度との比較)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
総計	平成 28 年度	5,069	262	473	569	801	792	931	453
	平成 27 年度	4,715	218	363	237	313	656	553	263
高 3	平成 28 年度	2,193	136	165	127	177	169	139	76
	平成 27 年度	1,700	80	127	88	91	183	114	68
高 2	平成 28 年度	1,233	111	253	203	243	301	341	164
	平成 27 年度	935	98	191	80	63	174	183	63
高 1	平成 28 年度				200	323	263	397	151
	平成 27 年度				42	63	232	201	82
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
総計	平成 28 年度	274	232	306	322	321	409	575	11,789
	平成 27 年度	161	212	227	265	317	292	485	9,277
高 3	平成 28 年度	69	34	57	45	29	18	33	3,467
	平成 27 年度	44	20	22	17	12	14	19	2,599
高 2	平成 28 年度	72	71	77	95	143	186	244	3,737
	平成 27 年度	35	37	67	126	157	135	164	2,508
高 1	平成 28 年度	96	96	135	151	128	181	239	2,360
	平成 27 年度	51	113	104	84	121	111	250	1,545

表 2-1-6 平成 28 (2016) 年度オープンキャンパス参加者数の前年度比較 (各項目右欄 () が前年度値)

※日程は平成 28 (2016) 年度のもの。平成 27 (2015) 年度の日程もほぼ同時期に実施している。

	開催日	全体		3年・既卒		1・2年		保護者他		体験レッスン受講者数	
			()		()		()		()		()
1	3月27日(日)	120	(82)	43	(32)	12	(9)	65	(41)	20	(7)
2	5月3日(火)	128	(116)	53	(40)	23	(14)	52	(62)	22	(14)
3	6月19日(日)	128	(113)	46	(39)	27	(14)	55	(60)	21	(21)
4	7月31日(日)	177	(82)	34	(19)	72	(31)	71	(32)	23	(9)
5	8月28日(日)	232	(175)	40	(34)	104	(64)	88	(77)	28	(23)
6	10月9日(日)	85	(72)	32	(21)	17	(21)	36	(30)	16	(9)
7	11月27日(日)	83	(67)	15	(15)	29	(17)	39	(36)	13	(9)
計		953	(707)	263	(200)	284	(170)	406	(337)	143	(92)

3) 入学者選抜の実施体制

入学試験の公正な運営を図るため、「入学者選考に関する規程」【資料 2-1-17】に基づき、学長を委員長とする入学試験委員会を設置し、入学者選抜の体制や対策を鋭意協議している。協議事項は、入学試験方針、入学試験日程、入学試験体制、入学試験情報の管理、入学試験の情報開示等、入試全般である。

入学試験問題の出題起案及び採点は、「入学試験実施に関わる規程」【資料 2-1-18】、合否判定は「入試判定に関する規程」【資料 2-1-19】に基づき、公正に実施している。採点については、基準 2-2-②「教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発」の「3）授業方法の改善を進めるための組織体制」（35 頁）で述べる各部会主任を始め、各専門分野の複数の採点委員により実施し、教授会で厳正に審査している。

音楽専攻科の入学試験については、「音楽専攻科入学試験規程」【資料 2-1-20】に基づき、厳正に行っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

音楽学部の入学定員充足率は、<表 2-1-7>にある通り減少傾向にあるが、平成 27(2015)年度が 60.9%、平成 28(2016)年度は 66.3%となり、わずかではあるが 5.4%回復した。「2）募集・広報活動の工夫」（21 頁）で示したように、様々な場で工夫を凝らした広報活動を行っており、その成果であった。

平成 29(2017)年度の入学者数についてはさらなる増加を見込んでいたが、51.8%に後退した。この結果を重く受け止め、原因の分析を行うと共に、学生募集に関わる教職員全員が総力を上げて来年度の募集活動に取り組む。

表 2-1-7 音楽学部入学定員充足率 過去 5 年の状況

年度 区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
入学定員(人)	110	110	110	110	110
入学者数(人)	96	73	67	73	57
充足率(%)	87.2	66.3	60.9	66.3	51.8

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

新たに策定したアドミッション・ポリシーを、今後、その周知徹底に努めていく。「入学者選考に関する規程」【資料 2-1-17】に明示した判定項目となる学力の 3 要素により、志願者の適切な評価につなげることができ、このような入学者選抜試験に関わる体制について見直しを重ね、入学試験運営の改善に取り組んでいく。

これにより、志願者の適切な評価につなげることができる。こうした入学者選抜試験に関わる体制について見直しを重ね、入学試験運営の改善に取り組んでいく。

入学定員充足率の改善については、入学試験の全学的な実施体制の整備、教育内容の質保証が学生確保の基盤になると考え、現在、その両者についても改革を進めているところである。入学試験の実施体制については、新たにアドミッション・センターを設置し、入学者選抜に関する事項のみならず、学生募集に関する戦略についても取り組む組織的な体制を整えた【資料 2-1-21】。これにより、効果的な募集活動を進め、学生の確保につなげていく。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

学則第 1 条「本学は、学園の建学の精神『自覚』を教育の重要な理念とし、すぐれた文化の継承・創造と発展に寄与し、貢献し得る人間を育成することを使命とし、高度にして精深な学術、音楽芸術を教授、研究することを目的とする。」【資料 2-2-1】を踏まえ、〈表 2-2-1〉及び〈表 2-2-2〉の通り、音楽学部、音楽専攻科のそれぞれに、カリキュラム・ポリシーを定め、『学生便覧』【資料 2-2-2】、『大学案内』【資料 2-2-3】及びホームページ【資料 2-2-4】で周知している。

表 2-2-1 音楽学部のカリキュラム・ポリシー

□学則第 1 条「高度にして精深な学術・音楽芸術を教授・研究すること」を基盤とし、建学の精神「自覚」を踏まえて、以下の方針でカリキュラムを構築している。

- ・カリキュラム、西洋音楽の学び、人文系の教養・基礎科目、外国語科目、そして特別公開講座等を通して、グローバル社会に順応できる人材を育成する。
- ・専門実技の個人レッスン（演奏家コース週 120 分、器楽または声楽コース週 60 分）は、専門実技の習熟をはかる。
- ・専門教育のみならず、一般教育科目（教養・基礎科目、外国語科目）において、学生として必要な幅広い教養を習得し、多角的な視点からの学びに重点を置いている。
- ・外国語科目として、「英語」「フランス語」「ドイツ語」「イタリア語」を開講している。英語では国際社会で即戦力となるコミュニケーション・スキルズを習得すると共に、グローバルな視点を伴う幅広い教養を身につけることを目指す。そして、英語以外の外国語の学習により、自身の専門分野の視野を広げることができる。
- ・「ソルフェージュ」「和声法」等の音楽基礎科目では、学年別・グレード別によるきめ細やかなクラス設定と、4 年次まで学ぶことのできる充実した選択科目を用意している。
- ・「初年次プログラム」（1 年次生の必修科目）において、学修に必要な基本的スキルの習得と、社会人としてのキャリアを積むために必要な知識と考え方を学ぶことにより、キャリア形成の導入をはかる。
- ・1 年間に取得できる単位の上限を 46 単位（個人実技レッスンの単位を含む）と設定している。
- ・自由科目として、保健体育科目・情報処理科目その他を配置している。ここにおいて各学科目の超過単位を充当することにより、合理的に履修することができる。
- ・教育職員免許状の取得を目指す学生のために、教職課程を設置している。卒業要件に含まない「教職に関する科目」（35 単位）、「和楽器研究」「日本の伝統的な歌唱研究」などの教職課程限定科目を配置している。
- ・社会教育主事任用資格の取得を目指す学生のために、通常カリキュラムの中に、社会教育主事養成課程を設置している。所定の 30 単位全てを卒業要件に含めることができる。
- ・ウィーン音楽演劇大学へのゼメスター留学制度を設け、留学先で取得した単位は、本学で設定しているカリキュラム内で認定する。

- ・4年間必修の「特別講座」は、学内の教員が出演する特別公開講座Ⅰと国内外の著名な演奏家や指導者を招聘する特別公開講座Ⅱを設定、公開レッスンやレクチャー・コンサートを行い、通常の授業で学ぶ以外の広い音楽領域の学びの機会を創出している。
- ・アウトリーチ活動、ボランティア活動、アクティブ・ラーニングに関わる企てとして、国立科学博物館や旧岩崎邸庭園などの上野周辺の公共施設や地方自治体その他と連携し、学外で演奏する機会を用意している。
- ・学生の主体性を育み、教員と学生が双方向で学びを共有する形式の授業が、実技系・研究系を問わずに実践されている。

□各楽器分類・専門の教育課程編成・実施の方針は以下の通りである。

■実技系：器楽コース／声楽コース／演奏家コース

合奏において、地域連携（アウトリーチ活動、ボランティア活動等）を涵養し、アクティブ・ラーニングの実践を促している。

[ピアノ専門]

器楽コース：幅広い教養と共に確かな演奏技術と豊かな表現力を身につけた演奏家・教育者の育成を目指し、以下を実施する。

- ・系統的な学修を実施する。1年次前期はバロック、1年次後期および2年次前期は古典主義、2年次後期および3年次前期はロマン主義、3年次後期は近・現代の作品を学ぶ。成果を各期末試験において確認、評価する。4年次は学修の集大成として学年末にホールでの卒業試験を課す。
- ・「ピアノ・アンサンブル」「ピアノ伴奏法」を通して音楽の総合的な捉え方を学び、多角的視点、豊かな表現力、高い演奏能力と共に、協調性をもって主体的に取り組む姿勢を身につける。そして、3年次の学内演奏会およびコンチェルト試験において成果を確認、評価する。
- ・専門実技のほか、「ピアノ教育法」「最新ピアノ指導者育成講義」を始めとする各講義を通して、社会におけるピアノ教育現場の実態と要請に柔軟に対応できる指導力を身につける。

演奏家コース：幅広い教養と知識を身につけ、演奏技量、音楽的感性において高い水準を示し、国内外において広く活躍できる演奏家・教育者の育成を目指し、以下を実施する。

- ・専門実技は複数の教員が担当する。ここでは幅広いレパートリーを習得すると共に、多角的視点で取り組むことによって理想の演奏を追求していく。
- ・バロックから古典、ロマン派、近現代に至る幅広い時代様式を学ぶことを課し、高度な演奏技術、作品の深い理解力、豊かな感性と表現力を身につける。年度末の実技試験では規定の演奏時間内に各自構成したプログラムに加え、実施3ヶ月前および1ヶ月前に発表される各課題曲を演奏する。3年次の試験、4年次の卒業試験では協奏曲が加わる。
- ・「ピアノ伴奏法」「ピアノ・アンサンブル」「室内楽」では演奏能力の向上を促すと共に、柔軟性、協調性、音楽を総合的に捉える能力を養う。特に、現役演奏家の教授陣と共演する形で行う「室内楽」では、高度な演奏法、表現法を習得すると共に、プロフェッショナルな演奏家としての姿勢を身につける。
- ・オーケストラとの共演による協奏曲演奏会、年4回の演奏会（スプリング・コンサート、サマー・コンサート、オータム・コンサート、ウィンター・コンサート）など、様々な演奏会の演奏体験を通して、社会で求められる本格的な演奏家としての高度な演奏能力を養う。
- ・専門実技のほか、「ピアノ教育法」「最新ピアノ指導者育成講義」を始めとする各講義を通して、社会におけるピアノ教育現場の実態と要請に柔軟に対応できる実践的な指導力を身につける。

[弦楽器専門]

器楽コース：作品の様式観を学び、各自の楽器奏法を幅広く身につけ、豊かな音楽表現につな

げていくことを目標とする。個人レッスンを中心に据え、「弦楽合奏」「ハープ・アンサンブル」「ギター・アンサンブル」「オーケストラ」の授業を通し、弦楽器に必要な多様なジャンルを学ぶ。アンサンブルの授業では、教員が共に演奏し、実践的に学ぶ。ここでは、仲間と共に音楽を作り上げる喜びを共有し、常に理想を追求する姿勢を持ち、協調性ある人材育成を目指す。2年次からは、「室内楽」を履修することも可能である。試験については、1年次、2年次には、年二回の実技試験を課す。3年次前期には、ホールでの学内演奏会と学年末試験、4年次には、集大成として、学年末にホールでの卒業試験を課す。

演奏家コース：音楽の様式観を学び、幅広く、かつ高度な楽器奏法を身につけ、創造力あふれる音楽表現につなげることを目標とする。演奏家にふさわしい読譜力・分析力の育成、表現力・創造力の発展、演奏技術の向上を涵養し、演奏家、そして教育者としての人材育成を目指す。個人レッスンを中心に据え、「室内楽」「弦楽合奏」「ハープ・アンサンブル」「ギター・アンサンブル」「オーケストラ」の授業を通し、弦楽器に必要な多様なジャンルを学ぶ。「室内楽」の授業では、各年次、異なる教員が担当し、学生と教員が共演することにより、演奏家としてのアプローチを、より実践的に学ぶ。各年次、学年末に実技試験が課され、各自が構成するバロックから近・現代までの作品を組み合わせたプログラムにおいて、様式観を踏まえた、独奏曲、室内楽曲、協奏曲など様々なジャンルの組合せが求められる。

[管・打楽器専門]

器楽コース：専門楽器の演奏技術を習得し、音楽に対する知的な解釈力・理解力を養う（打楽器に関しては、各種の打楽器の音色や扱い方を習得する）。「管楽合奏」における同種楽器のアンサンブルや「打楽器合奏」「室内楽」「ウィンド・アンサンブル」「オーケストラ」を通じて、合奏能力の向上を目指し、演奏者・教育者の能力を身につける。試験については、1年次・2年次には、年二回の実技試験を行う。3年次には、ホールでの学内演奏会と学年末試験、4年次には、集大成として、学年末にホールでの卒業試験を行う。

演奏家コース：レッスンにより専門楽器のより高度な演奏技術を習得し、音楽に対する知的な解釈力・理解力を養う。「管楽合奏」における同種楽器のアンサンブルや「打楽器合奏」「室内楽」「ウィンド・アンサンブル」「オーケストラ」を通じて、合奏能力の向上を目指し、演奏家・教育者としての能力を身につける。特に室内楽の授業では、演奏家コースを指導する教員とのアンサンブルを体験するなかで、より高い次元の合奏能力を身につける。また、オーケストラと共演する協奏曲演奏会、年4回の演奏会（スプリング・コンサート、サマー・コンサート、オータム・コンサート、ウィンター・コンサート）などの演奏体験を通して、演奏を専門とするための高度な演奏能力を養う。学年末には学年ごとの課題を課して、実技試験を行う。

[オルガン・古楽専門]

器楽コース：古楽において演奏とは、どの解釈がその作品に相応しいか考え、実践することである。それはマニュアルリストの中からある項目を選び、それを実行していくという単純な作業ではない。確実な回答が得られるような性質の問題でもない。決して正解にはたどり着くことのできない問題に終始直面することが、古楽の真髄であるといえる。この観点に立ち、歴史的情報に基づいた楽曲に対する取り組み方を身につけ、そのために必要な技術の習得を目指す。試験は、1年次、2年次には年二回の実技試験、3年次前期にはホールでの学内演奏会と学年末試験、4年次には前期実技試験および学年末のホールでの卒業試験を課す。また、古楽研究室演奏会や古楽研究室、昼の演奏会に積極的に出演することで多くの演奏経験を持つことが求められる。

演奏家コース：高度な演奏技術の習得と共に、ある音楽作品を演奏するにあたって、どのような表現方法がその作品に相応しいかを探求し続ける姿勢を身につけることが求められる。また、音に対して研ぎ澄まされた感覚を養うと共に、演奏するという行為の持つ意味を徹底的に掘り下げる事が求められる。個人レッスンを中心に、「室内楽」では様々な古楽器とのアンサン

ブルを学ぶ。また、バロック音楽には欠かすことのできない「通奏低音」では、実際に通奏低音を演奏する能力を身につけると共に、楽曲の全体的な構造を把握した上で自分自身のパートを演奏する能力も養う。

[声楽専門]

声楽コース：技術・音楽性を兼ね備えた声楽家・教育者の育成のため、個別の身体を生かした正しい発声法の習得、言語（日本語、伊語、独語、仏語、英語など）や時代の異なる様々な歌唱様式（バロック、古典、ロマン、近・現代など）の体得を目指す。1年次ではイタリア古典歌曲を中心に発声の基礎の確立を目指す。2年次ではドイツ歌曲、3年次では日本歌曲も学習する。3～4年次には、豊かな身体表現の体得のためオペラ実習を行う。学内演奏会、合唱定期演奏会などの実践的な本番を通して、本番に向けての準備、精神的・身体的なアプローチの仕方を学ぶ。学内演奏会、合唱定期演奏会などの実践的な本番を通して、演奏者として舞台におけるマナーを身につける。

演奏家コース：技術・音楽性を兼ね備えた声楽の専門家育成のため、個別の身体を生かした正しい発声法の習得、言語（日本語、伊語、独語、仏語、英語など）や時代の異なる様々な歌唱様式（バロック、古典、ロマン、近・現代など）の体得を目指す。学年末に実施される演奏試験では、実際のコンサートやリサイタルを想定したプログラムを組み演奏する。2年次の演奏試験ではドイツ歌曲を、3年次では日本歌曲を含める。3～4年次には、豊かな身体表現の体得のためオペラ実習を行う。演奏試験を始め多くの本番を通して、演奏家として本番に向けての準備、精神的・身体的なアプローチの仕方、演奏家としての舞台におけるマナーを身につける。

■研究系：グローバル教養コース

ファシリテーター概論、ビジネス経営概論、特殊講義（ビジネス経営論等）、マネジメント実習、社会教育実習において、音楽を基盤とした社会と教育に寄与し、生き抜く力の習得に努めるための諸分野にかかわる能力を身につける。

[音楽学専門]

音楽史、音楽美学、民族音楽学など、音楽を通じた歴史、民族、文化、哲学、思想へのアプローチとそれを可能にするための語学の習得といった幅広い分野から学び取るカリキュラムを用意している。学内の貴重な一次資料である楽譜や楽器など「本物に触れ」ながらのアクティブ・ラーニングを取り入れた講義や演習、研究発表を通じたプレゼンテーション・スキルの養成など、実社会で必要とされる力にもつながる、実践を通じた学びを標榜している。

[音楽教育専門]

小学校・中学・高等学校等の教育現場で即戦力となりえる人材を育てるため、音楽と教育を軸とした実践的な学びを展開している。ディスカッションを通じたアクティブ・ラーニング、ピアノや声楽、アンサンブルといった専門実技、教員採用試験に向けた教職実習など、観察・実践・理論を総合的に学び、優れた音楽教育者の育成を目標としている。

[文化創造マネジメント専門]

グローバルな視点に立った幅広い教養、実践的な英語力、アートからビジネスまで対応できるマネジメントの訓練、ワークショップなどの手法を通じて音楽と社会をつなぐファシリテーション・スキルなど、多様な人々と協働し、21世紀社会で活躍するための、様々なスキルの習得を目指す。

表 2-2-2 音楽専攻科のカリキュラム・ポリシー

<p>器楽専攻／声楽専攻では学部よりさらに高度な演奏技術の習得と、リベラルアーツに関わる教養の涵養を目指す。実技レッスンに加え、演奏に関わる「特殊研究」、1年間の研究テーマに関する「特殊研究報告書」の作成等が課される。リサイタル形式による修了演奏会は、本学教員とのアンサンブルによる室内楽と、バランスを考慮した独奏曲もしくは独唱曲の二部構成となる。</p> <p>音楽学専攻では、卒業論文テーマの延長上でさらに学術研究を深めることを目途とし、「特別講義」「特殊研究」等により、修了論文を作成する。</p>
--

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

1) 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成

a. 音楽学部

本学は、学則【資料 2-2-1】第 4 条に定める通り、音楽学部には音楽学科を置き、器楽コース、声楽コース、グローバル教養コース、演奏家コースの 4 コースを設置している。各コースに設置している専門については、〈表 2-2-3〉の通りである。なお、ミュージック・リサーチ・コースは、平成 27 (2015) 年度にグローバル教養コースに改称し、文化創造マネジメント専門を新設した。

表 2-2-3 音楽学部音楽学科における各コース、専門の区分

学部・学科	コース名	専門
音楽学部 音楽学科	器楽コース	ピアノ、ヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ、コントラバス、ギター、ハープ、フルート、オーボエ、クラリネット、ファゴット、サクソフォン、ホルン、トランペット、トロンボーン、テューバ、ユーフォニアム、打楽器、オルガン、チェンバロ、ヴィオラ・ダ・ガンバ、リュート、リコーダー
	声楽コース	—
	グローバル教養コース	音楽学、音楽教育、文化創造マネジメント
	ミュージック・リサーチ・コース（平成 26 (2014) 年度以前入学生）	音楽学、音楽教育
	演奏家コース	ピアノ、ヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ、コントラバス、ギター、ハープ、フルート、オーボエ、クラリネット、ファゴット、サクソフォン、ホルン、トランペット、トロンボーン、テューバ、ユーフォニアム、打楽器、オルガン、チェンバロ、ヴィオラ・ダ・ガンバ、リュート、リコーダー、声楽

音楽学部の教育課程は、学則【資料 2-2-1】第 6 条に基づき、授業科目を専門教育科目、外国語科目、教養・基礎科目、自由科目の 4 つに区分し、卒業要件単位を〈表 2-2-4〉の通り、124 単位以上と定めている【資料 2-2-5】。

表 2-2-4 音楽学部の卒業要件単位数表 (平成 29 (2017) 年度入学生)

学科目名		単 位	備考	
必修 科目	A 群	専門教育科目 共通	26	
	B 群	専門教育科目 専門別	44	器楽コース ピアノ専門、弦管打楽器専門、オルガン・古楽専門、 声楽コース 演奏家コース 管弦打楽器専門、オルガン・古楽専門、声楽専門
			46	演奏家コース ピアノ専門
			42	グローバル教養コース 音楽学専門
			40	グローバル教養コース 音楽教育専門
			50	グローバル教養コース 文化創造マネジメント専門
	C 群	外国語科目	8	「英語 I (コミュニケーション・スキルズ)」2、「英語 I (総合)」2、「ドイツ語 I」「フランス語 I」「イタリア語 I」の中から 4
選択 科目	D 群	外国語科目	4	C 群で選択しなかった「英語以外の外国語 I」または「外国語 II」の中から 4
	E 群	教養・基礎科目	14	器楽コース ピアノ専門、弦管打楽器専門、オルガン・古楽専門 声楽コース 演奏家コース ピアノ専門、弦管打楽器専門、オルガン・古楽専門、声楽専門
			16	グローバル教養コース 音楽学専門、音楽教育専門
			12	グローバル教養コース 文化創造マネジメント専門
	F 群	専門教育科目	24	器楽コース ピアノ専門、弦管打楽器専門、オルガン・古楽専門 声楽コース 演奏家コース 弦管打楽器専門、オルガン・古楽専門、声楽専門 グローバル教養コース 音楽学専門
			22	演奏家コース ピアノ専門
			26	グローバル教養コース 音楽教育専門
20			グローバル教養コース 文化創造マネジメント専門	
自由科目			4	
合計			124	

イ. 専門教育科目

専門教育科目は、〈表 2-2-4〉の通り、専門教育科目は必修科目と選択科目に区分される。必修科目としての専門教育科目は、「共通」と「専門別」に分かれ、「共通」では音楽家として必要な総合的基礎能力を高めるために、1 年次から 2 年次までに音楽基礎科目として「ソルフェージュ I」、「和声法」及び「楽式論」を置き、また「西洋音楽史」

並びに「日本音楽史」もしくは「音楽美学」を設定している。

「専門別」の専門教育科目については、器楽コース、声楽コース、演奏家コースにおいて、4年間に渡る個人レッスンの形態を取る「専門実技」を履修する。これらの科目を主軸にして、それぞれの専門に合ったアンサンブル系の科目や、また専門とは異なる実技（副科ピアノ・器楽・声楽）の履修を可能にする科目を置いている。

グローバル教養コースでは、4年次の卒業論文または卒業レポート作成にあたって、何をテーマとし、どのように研究し、どのような結果を導き出すか、を自ら追求できるよう、3年間の学びの中で段階的カリキュラムを組んでいる。1年次には、研究の基本となる「西洋音楽史」、「音楽美学」等を学び、2年次には音楽学、音楽教育、文化創造マネジメントの各専門に沿って設定されている「特殊講義」を選択し、専門性を高める。3年次では研究テーマを絞っていくための科目を選択できるようにしている。

その他にも、選択科目として、より高度な内容の音楽基礎科目や「室内楽」、「オーケストラ」、「各種合奏」、「ウィンド・アンサンブル」、「合唱」といったアンサンブル科目、音楽学、音楽教育、マネジメント関連の科目等、専門性を多面的に深めることができるよう工夫を行っている。

演奏家コースの専門教育科目は、現役の演奏家を指導者に迎える利点を最大限に活かし、学生の創造性や音楽性を伸ばすカリキュラムを設定している。また、全学生が、本学教員や国内外の演奏家を招聘して実施する「特別公開講座」（正式科目名「特別講座」）〈表 2-2-5〉を必修科目として履修し、音楽芸術ならではの、「生きた」舞台を通じて、学びを深めている【資料 2-2-6】【資料 2-2-7】。

表 2-2-5 平成 28（2016）年度「特別公開講座」

日程	内容	講師
7月20日（水）	室内楽公開レッスン	ジャン＝ジャック・バレ
9月14日（水）	ヴァイオリン公開レッスン	緒方恵
9月28日（水）	～室内楽コンサートの本番をどう作るか～「テレマン in パリ」リハーサル風景	曾根麻矢子、櫻井茂、前田りり子、寺神戸亮、上村かおり、小池ユキ、出口実祈、佐藤俊太
11月16日（水）	声楽公開レッスン	ロベルト・ホル
12月14日（水）	ピアノ公開レッスン	横山幸雄

ロ. 外国語科目

必修科目と選択必修科目から成り、「英語」、「ドイツ語」、「フランス語」及び「イタリア語」を開講している。「英語」については、総合的に学ぶ授業に加え「英語（コミュニケーション・スキルズ）」を開講し、コミュニケーション能力の育成に重点を置いている。

ハ. 教養・基礎科目

全コース共通で、専門教育科目と平行して履修できるよう人文系教養科目を中心にカリキュラムを編成している。特定の年次に偏った履修とならないよう4年間でバランス良く配置し、幅広い教養に基づく人間性の涵養、良識と判断力を得る学問の基礎と専門分野の相互的な学修が可能となっている。さらに、音楽に関する題材を扱うことにより、

音楽専門分野との有機性を確保する科目が多く編成されている。

ニ. 自由科目

教職課程に必要な「体育実技」、「情報機器の操作」を卒業要件として配置するほか、単位の有効性を目的とし、専門教育科目、外国語科目、教養・基礎科目の科目群の余剰単位を充当している。

ホ. 教職課程、社会教育主事養成課程

学則第1条に掲げる大学の使命・目的を教育者として遂行するため、「高等学校教諭一種免許状（音楽）」及び「中学校教諭一種免許状（音楽）」の取得ができる教職課程を置いている。また、平成27（2015）年度に新設したグローバル教養コース文化創造マネジメント専門の教育理念とそれを実現するカリキュラムが、地域の多様な学習、文化活動を援助することを目的と一致することから、社会教育主事の任用資格を取得するための課程も設置している。教職課程及び社会教育主事養成教育課程は全コース・全専門を対象にしている。

ハ. 音楽専攻科

音楽専攻科は、学則【資料2-2-1】第37条に定める通り、音楽学専攻、器楽専攻、声楽専攻の3つの専攻を設置している。カリキュラムは、学則【資料2-2-1】第40条に基づき各専攻で設定し、修了要件は、選択科目を含めて30単位以上を修得するものとし、『履修計画表』【資料2-2-5】に明示している。

器楽及び声楽の専攻生に対して、より高度な音楽的技術の修得を達成させるために、専門楽器または声楽の「専門実技」のほか、学生個々の演奏に関わるテーマによる「特殊研究」を中心としたカリキュラムを設定している。

音楽学の専攻生に対しては、学生個々のテーマによる「修了論文」、「特殊研究」を中心とした教育課程を設定している。

教職課程においては、「高等学校教諭一種免許状（音楽）」既取得者は「高等学校教諭専修免許状（音楽）」の取得を可能とする。

2) 教授方法の工夫・開発

本学の教育における最大の特色として、少人数制教育をはじめとした以下のような工夫が挙げられる。

ア. 少人数制教育

本学は、学生一人ひとりに十分な教育的配慮をしている。専門実技のレッスンについては、演奏家コースでは毎週120分、器楽コース、声楽コースでは毎週60分と、実技の技量向上のために適切な時間を設定している。

カ. 習熟度別クラス編成

外国語科目の「英語」と専門教育科目の「ソルフェージュⅠ」、「和声法」をはじめと

する音楽基礎科目については、習熟度別クラス編成を取り、個々の進度に応じた適切な指導によって学習効果が高められるよう配慮している。

c. 開かれたレッスン体制

実技の授業は個人レッスンの形であることから、担当教員以外の音楽観、音楽性を知る、また、様々な教授法を学ぶ機会を設けるため、〈表 2-2-6〉にあるような制度や科目を置いている。

表 2-2-6 音楽学部の開かれたレッスン体制

制度名／授業科目名	概要
複数教員レッスン制	専門実技レッスンを複数の教員が担当し、それぞれの連携を取りつつ、それぞれの立場から学生を指導する【資料 2-2-8】。
特別公開講座 「特別講座」	本学教員もしくは国内外の音楽家や研究者による公開レッスンが含まれる。【資料 2-2-6】
オープン・レッスン制度	学生の自主的な申込みにより、自分の専門実技の担当教員以外のどんな教員のレッスンも受けることができる。【資料 2-2-2】。

d. プレイング・アドバイザー制度

「オーケストラ」及び「ウィンド・アンサンブル」では、現役の演奏家として、またプロのオーケストラ等で演奏する担当教員が、学生の横に座り、一緒に演奏しながら、指導を行っている。

e. 本学主催演奏会への出演

本学では、主催演奏会を〈表 2-2-7〉の通り、開催している。これらの演奏会は、実技レッスン並びに「オーケストラ」、「ウィンド・アンサンブル」、「合唱」、「室内楽」等での学修成果の発表の場であると同時に、他者との協働を通じて、様々な問題の解決能力を養う場ともなっている【資料 2-2-9】【資料 2-2-10】【資料 2-2-11】【資料 2-2-12】【資料 2-2-13】【資料 2-2-14】【資料 2-2-15】【資料 2-2-16】【資料 2-2-17】【資料 2-2-18】【資料 2-2-19】。

表 2-2-7 平成 28 (2016) 年度本学主催演奏会一覧

開催日	演奏会名
5月14日(土)	春の演奏会 2016
6月22日(水)	演奏家コース サマー・コンサート
10月22日(土)	演奏家コース オータム・コンサート
11月18日(金)	第65回オーケストラ定期演奏会
11月25日(金)	第5回合唱定期演奏会
12月7日(水)	演奏家コース ウィンター・コンサート
2月17日(金)	演奏家コース協奏曲演奏会
2月22日(水)	第4回ウィンド・アンサンブル定期演奏会(系列短大と合同開催)
3月2日(木)	演奏家コース スプリング・コンサート
3月3日(金)	音楽専攻科修了演奏会
3月7日(火)	大学音楽学部卒業演奏会

※場所はいずれも講堂。

f. 他者との協働、学外における学修

ディスカッションやプレゼンテーションを多く取り入れた「文化創造概論」、「特殊講義(文化創造論)」、グループワークで行う「ビジネス経営概論」、「特殊講義(ビジネス経営論)」、ワークショップで創作活動も行う「ファシリテーター概論」など、相互コミュニケーションを図る科目を設置している。また、「マネジメント実習」では演奏会、各種音楽企画の制作に向けての学外実習、「教師論」、「教育方法論」の授業では教育機関におけるアウトリーチ活動が実践され、さらに「社会教育実習」では文化庁の研修事業を利用したインターンシップに参加し、学内に留まらず、地域社会との交流を促している。

g. 音楽教養教育の重視

音楽的な知識を深め、各自の専門における音楽的な幅を広げるため、器楽、声楽、演奏家コースの学生に対して、選択科目で「特殊講義」、あるいは「演習」、「原典講読」の履修を奨励することにより、また<表 2-2-5>に挙げた「特別講座」や、<表 2-2-8>に示す本学教員のレクチャー・コンサートである「人と音シリーズ」【資料 2-2-20】【資料 2-2-21】を全コースの学生が受講することにより、その修得を図っている<表 2-2-8>。

表 2-2-8 平成 28 (2016) 年度 人と音シリーズ

開催日	内容	講師
11月9日(水)	作曲家オリヴィエ・メシアンの「音による情景描写」	安田正昭

h. 特色ある科目の開講

演奏家コースにおいて、演奏能力の開発・育成だけでなく、演奏活動に役立つ心理学や自己マネジメントを教授する「演奏者のための心理学」という独自の科目を設けている。また、「特殊講義(西洋音楽史)」においては、楽器展示室に展示されている貴重楽器を十分に活用して、生きた楽器学を習得するように工夫している【資料 2-2-22】。

i. 留学による単位取得

グローバル化に対応し教育課程の充実を図るため、ウィーン大学音楽学研究所（以下、「ウィーン大学」という。）及びウィーン音楽演劇大学と協定を結び（ただし、ウィーン大学との協定は、平成 29 年度から当面休止となる。理由は、ウィーン大学が、大学院学生の留学を優先する意向を示したが、本学は大学院を備えていないためである。）【資料 2-2-23】【資料 2-2-24】、ゼメスター（半期）留学制度を設けている。現地にて単位取得が認められると、その単位を本学にて修得したものと認定している【資料 2-2-25】【資料 2-2-26】。

j. 入学前教育プログラム

大学への円滑な定着を目指す導入教育として、平成 29（2017）年度入学者より、3 月末の締め切りで「演奏会鑑賞レポート」の提出を全員に課し、各部会主任が、レポートにコメントを書き、学生にフィードバックしている。

3) 授業方法の改善を進めるための組織体制

本学では、学長、学部長及び各部会主任から成る FD (Faculty Development) 委員会【資料 2-2-27】を置いている。FD 委員会では、「学生による授業評価」アンケートの実施と集計結果の分析を行い、授業内容及び方法等の改善に取り組んでいる。また、全教職員向けに FD 研究会を開き、教育研究活動の方策に関し大学全体でも取組みを行っている。加えて、カリキュラム委員会、〈表 2-2-9〉に挙げる各部会において、カリキュラム、授業、試験等の見直しを随時行っている。

表 2-2-9 音楽学部 部会一覧

ピアノ部会
弦楽部会
管・打楽器部会
オルガン・古楽部会
声楽コース部会
グローバル教養コース部会
演奏家コース部会
音楽基礎科目部会
一般教育科目部会

4) 単位制度実質化のための工夫

単位の実質を担保するため、年次別の履修単位上限を原則として 46 単位に定め、『履修計画表』に明記している【資料 2-2-5】。なお、この上限単位数には、教職に関する科目は含めない。

FD 委員会では、実技と一般授業の学修を両立させるべく、事前・事後学習の定着を確立させ、単位の实質化の促進を図っている。FD 委員会は教学マネジメント組織委員会に、平成 29（2017）年度『講義要旨』作成の際、原稿の精査を行うよう依頼し、各授業の事前・事後学習の内容及びその時間数の明示を徹底した。こうした単位制度の実質化に向

けた取り組みにより、充実した授業展開となるよう工夫している。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、学則別表 1 において各コースの目的を定めているが、平成 28（2016）年度にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを改定し、それぞれのより具体的かつ明確な方針・方法を明示した。今後さらに、各ポリシーの有機的な連携について、教育課程を精査改良していく。

そしてこの 3 つのポリシーを基軸とした教学改革を進め、本学の使命・目的の達成につなげていく。教学マネジメント組織委員会では、平成 29（2017）年度からいくつかの教育改革を実行している。従来のガイダンス及び初年次ゼミを統合し、学生のキャリア形成も視野に入れた新規授業科目「初年次プログラム」を開講した。この内容については、学生の反応等を考慮しつつ、来年度に向けて改良をしていく。

また、アクティブ・ラーニングの視点からの授業改革についても力を入れている。平成 28（2016）年度に「アクティブ・ラーニング実態調査」を系列短大教員も含め、本学全教員に対して実施し、各授業におけるアクティブ・ラーニングの導入について調査を行った【資料 2-2-28】。この調査結果を踏まえ、教学マネジメント組織委員会委員長として、学長が「上野学園大学におけるアクティブ・ラーニングの推進」(案)【資料 2-2-29】を FD/SD (Staff Development) 研究会で表明した。これにより、各授業担当教員と授業改革の意識共有を図ることができ、より多くの授業で学修効果を生み出すための具体的な方策を FD 研究会等で検討していく。

さらに、平成 29（2017）年度、ナンバリング【資料 2-2-30】及びカリキュラム・マップ【資料 2-2-31】を完成させた。そのほか教育課程の体系化及び可視化として、カリキュラム・ツリーについても作成予定である。単位制度の実質化については、授業時間の確保等を通して学修環境を保証し、教育効果を高めることを検討している。以上の改善により、教育課程の改革を推進し、教育の質の向上へとつなげる。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

1) 学修支援体制

a. 年度始めの各種ガイダンス

年度始めの各種ガイダンスでは<表 2-3-1>の通り、履修に関する指導、学生生活に必要な事柄の説明を、教員及び職員が連携し適切に実施している【資料 2-3-1】。

「履修ガイダンス」では、教務課職員が『講義要旨』及び『履修計画表』を用いて、履修登録の方法、計画的な単位修得、履修上の留意点、試験、成績等について入念な説明を行っているほか、個別相談を随時受け付けている。

専門実技については、コース別（器楽コース、演奏家コースはピアノ専門、弦楽器専門、管打楽器専門、オルガン・古楽専門に分かれる。）に、「専門実技ガイダンス」が 1 年次生から 4 年次生までの全学年合同で実施され、各コースの主任、各専門楽器の教員が専門教育科目、実技試験等に関して丁寧に説明を行っている。

グローバル教養コースについては、全学年合同のガイダンスにおいて、主任と専任教員が、各学年の履修方法等の細かい説明を行っている。

また、教職課程及び社会教育主事養成課程履修者を対象にガイダンスを行っている。教育実習を控えた 4 年次生については、教育実習事前指導として「教育実習生のための学長講話」（系列短大と共催）を実施し、教育実習に対する心構えを高めている。

さらに特徴的な学修支援として、本学では、教育・学生支援委員会を設置し、学生の修学面を支援する体制を整えている【資料 2-3-2】。この委員会にはステューデント・サポーター（教員）を置き、ガイダンス期間ではステューデント・サポーターが「学生支援セミナー」を実施、学生の修学面を支える身近な存在としての機能を果たしている。

b. 初年次プログラム

大学での学修への円滑な移行及び能動的かつ自立的学習態度の確立を目的とした授業科目「初年次プログラム」を平成 29（2017）年度に新設し、大学での学修に必要な知識や技術を段階的に習得できる体系を整えた【資料 2-3-3】。これまでガイダンス内で行ってきた「図書館利用案内」「楽器室利用案内」は「初年次プログラム」へ組み込み、ガイダンス期間内に実施することとした。また、「初年次プログラム」の授業「情報処理(WORD)」及び「自分の時間割を作る」についてもガイダンス期間内での実施とした。これらは大学生活において必要不可欠な知識・技術である。こうした学修の基礎養成を早い時期に行うことで効果的な学修支援へと導いている。

表 2-3-1 平成 29 (2017) 年度 ガイダンス一覧

対象学年	ガイダンス内容
1 年次生	<ul style="list-style-type: none"> ・履修ガイダンス ・専門別ガイダンス（器楽コース、演奏家コースはピアノ専門、弦楽器専門、管打楽器専門、オルガン・古楽専門に分かれる） ・体育実技ガイダンス ・教職ガイダンス ・社会教育主事養成課程ガイダンス ・曲目届の書き方 ・学園の歩き方 ・学生心得 ・学生のためのリスク・マネジメント ・学生支援セミナー ・ボランティア／演奏会／音楽文化研究センターの利用の仕方 ・新入生歓迎演奏会
2 年次生 3 年次生	<ul style="list-style-type: none"> ・履修ガイダンス ・専門別ガイダンス（器楽コース、演奏家コースはピアノ専門、弦楽器専門、管打楽器専門、オルガン・古楽専門に分かれる） ・音楽基礎科目ガイダンス ・教職ガイダンス
3 年次編入生	<ul style="list-style-type: none"> ・単位認定面談 ・履修ガイダンス ・専門別ガイダンス（器楽コース、演奏家コースはピアノ専門、弦楽器専門、管打楽器専門、オルガン・古楽専門に分かれる） ・音楽基礎科目ガイダンス ・学生支援セミナー ・新入生歓迎演奏会
4 年次生	<ul style="list-style-type: none"> ・履修ガイダンス ・専門別ガイダンス（器楽コース、演奏家コースはピアノ専門、弦楽器専門、管打楽器専門、オルガン・古楽専門に分かれる） ・教職ガイダンス ・教育実習生のための学長講話
音楽専攻科	<ul style="list-style-type: none"> ・履修ガイダンス

c. 基礎学力を補うための授業科目開講

ガイダンス時に行う「聴音」、「音楽理論」、「和声」のクラス分けテストで、一定の音楽基礎学力を満たしていない学生を対象に、「楽典：基礎」の授業科目を開講し、音楽基礎科目の基本理解を促している。

d. 障害学生の修学支援

障害学生修学支援委員会【資料 2-3-4】では、障害を持つ学生の修学環境の整備等を検討している。支援が必要と認定された学生について、学部長が授業科目担当教員に「授業配慮願」により、当該学生が求める支援内容を説明している。また、学生支援課で担当職員を決めて、授業及び試験の対応、休講・補講等の情報提供、練習室予約等について、個別に対応している。

2) オフィスアワー

本学では、全授業科目について、担当教員が個々の学生の質問や相談に応じるためにオフィスアワー制度を導入し、『講義要旨』に全ての科目のオフィスアワーを記載している【資料 2-3-3】。個人レッスンの形態を取る音楽実技科目は、原則として毎週行われる時に、担当教員が個々に対応できる形態をとっている。

3) 退学者、休学者、停学者、原級留置（留年）者への対応策

音楽学部及び音楽専攻科の退学者数、休学者数、停学者数及び原級留置者（留年者）数は、〈表 2-3-2〉から〈表 2-3-5〉の通りである。

表 2-3-2 退学者数の推移・過去 5 年の状況

学部等	年度	平成	平成	平成	平成	平成
	理由	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
音楽学部	学業不振	1	0	2	0	1
	学校生活不適應	0	0	0	0	0
	就職	1	1	2	5	2
	転学	3	6	6	2	4
	海外留学	1	0	0	0	0
	病気・怪我・死亡	1	2	3	1	0
	経済的理由	2	1	1	0	1
	その他	5	4	3	1	3
	合計（人）	14	14	17	9	11
音楽専攻科	学業不振	0	0	0	0	0
	学校生活不適應	0	0	0	0	0
	就職	0	0	0	0	0
	転学	0	0	0	0	0
	海外留学	0	0	0	0	0
	病気・怪我・死亡	0	0	0	0	0
	経済的理由	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	合計（人）	0	0	0	0	0

表 2-3-3 休学者数の推移・過去5年の状況

学部等	年度	平成	平成	平成	平成	平成
	理由	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
音楽学部	学業不振	0	0	0	0	0
	学校生活不適合	0	0	0	0	0
	海外留学	0	1	2	2	2
	病気・怪我	4	3	8	2	1
	経済的理由	0	0	0	0	1
	その他	1	0	0	1	2
	合計（人）	5	4	10	5	6
音楽専攻科	学業不振	0	0	0	0	0
	学校生活不適合	0	0	0	0	0
	海外留学	0	0	0	0	0
	病気・怪我	0	0	0	0	0
	経済的理由	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	合計（人）	0	0	0	0	0

表 2-3-4 停学者の推移・過去5年の状況

学部等	年度	平成	平成	平成	平成	平成
	学年	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
音楽学部	1年次	0	0	0	0	0
	2年次	0	0	0	0	0
	3年次	0	0	1	0	0
	4年次	0	1	0	0	0
	合計（人）	0	0	0	0	0
音楽専攻科		0	0	0	0	0

表 2-3-5 原級留置者数の推移・過去5年の状況

学部等	年度	平成	平成	平成	平成	平成
	学年	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
音楽学部	1年次	0	0	1	1	1
	2年次	2	0	0	3	1
	3年次	2	1	0	0	0
	4年次	2	1	4	4	6
	合計（人）	6	2	5	8	8
音楽専攻科		0	0	0	0	0

過去5年間を見ると、退学、休学の原因は、〈表 2-3-2〉及び〈表 2-3-3〉の「理由」欄にあるように、学業、病気・怪我等に関する理由が一定数ある。1年以上の休学には原級留置が伴う。退学や休学の兆候は、まず授業や実技レッスンの欠席という形で表われることが多い。そのため、本学では、出欠状況調査を前期1回、後期1回実施し、学生の修学状況を把握している【資料 2-3-5】。この調査は、全授業科目担当教員に対し行われ、出席状況があまり良くない学生や、授業中、いつもと異なる様子の学生を把握できるようにしている。このような学生については、学部長及び学生委員と情報共有が行われ、

学生の様子や状態を理解した上で、当該学生と面談や指導を行っている。

学生の本分に悖る行為に及んだ者については、学生委員が厳しく指導し、事の重大性を鑑みて懲戒手続きに進める場合もある。

各主任や当該学生の専門実技担当教員、教務課職員、学生支援課職員とも情報を共有し、全学的体制を整えている。学生個人の抱える問題が特に大きいと判断された場合には、その状況を学生委員会において検討し、速やかに具体的対応を講じる【資料 2-3-6】。

4) 学修支援、授業支援に関わる学生の意見等を汲み上げるシステム

1) 学修支援体制 (37 頁) で述べた教育・学生支援委員会では、初年次ゼミを年 2 回実施している【資料 2-3-7】。平成 28 (2016) 年 5 月に実施した初年次ゼミでは、大学生生活のスタートを切って感じたこと、なにか問題に直面しているのであれば、それをどのように解決していけばよいのか等についてワールド・カフェ方式で話し合いを行った。その際、実技レッスン、講義、学生生活、施設等についてのアンケートを実施し、学生の意見を幅広く聴き取っている。このアンケート結果は、教育・学生支援委員会で検討、さらに学生委員会でも検討を重ね、学生への回答は学内に掲示し公表している【資料 2-3-8】。

5) TA (Teaching Assistant) 等の活用

本学では、大学院を設置していないため、TA を配置していない。しかし音楽専攻科の学生を、音楽学部の授業、試験、演奏会において、独奏楽器や合唱等の伴奏者、または室内楽等のアンサンブル科目において演奏の助手・アシスタントとして登用している。背景には、不足している楽器の演奏補助という面もあるが、単なる補助を超えた交流が生まれ、音楽的技術のみならずコミュニケーション・スキル等、学修上の大きな効果を見ることができる。

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

オフィスアワー制度について、その活用状況の確認のため、教員からの定期報告を実施する等、管理手順を作成し、修学面の実態の把握と刷り合わせ、授業支援につなげる道筋を整える。

出欠状況調査は、調査結果の報告時期、報告方法、その後の対応に関するガイドライン策定の検討を始めた。退学、休学、停学及び原級措置 (留年) の問題は、厚生補導という点で、当該学生個人の問題であると同時に、大学経営に影響する大学全体の問題・課題であり、本質的に大学の教育内容にも関わっている。早期に対策を講じるために、学内においてさらに連携を深める。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

1) 単位の認定、学修結果の評価

単位については、学則【資料 2-4-1】第 3 章「履修方法、課程修了の認定及び卒業並びに学位の授与」において明確に定め、厳正に適用している。大学設置基準第 21 条に基づき、講義・演習・語学・実習・特殊演習・個人授業を主とする音楽実技・卒業演習ごとに単位数を定めている。

音楽学部の単位の認定は学則【資料 2-4-1】第 7 条に明文化しており、学修の評価は授業科目の形態等により、音楽実技演奏・筆記・口述・論文等の方法で年 1 回以上行われている。評価は A、B、C、D、E の 5 段階で示し、A、B、C を合格、D、E を不合格としている。この評価の基準は、〈表 2-4-1〉及び〈表 2-4-2〉の通り、クラス授業と音楽実技レッスンに分けて『学生便覧』【資料 2-4-2】に掲載し、学生にわかりやすく明示している。各授業科目の授業評価の方法については、『講義要旨』【資料 2-4-3】に明示している。

本学では、入学前に他の大学や短期大学等で履修した授業科目の単位、在学中に本学の許可を得て他大学で履修する授業科目の単位を認定している（学則【資料 2-4-1】第 7 条）。また「英語」については、外部資格試験受験で得た級／スコアによる単位認定を行っている。本学での評価の換算表は、『学生便覧』【資料 2-4-2】に明示している。

表 2-4-1 クラス授業における成績評価段階と該当点数

合否	評価段階	点数	基準
合格	A+	90～100 点	学習目標の内容を十分に理解し、修得したものと認められ、試験等において特に優れた成績を収めた。受講態度も非常に高く評価できる。
	A	80～89 点	学習目標の内容を理解し、修得したものと認められ、試験等において優れた成績を収めた。受講態度も非常に高く評価できる。
	B+	75～79 点	学習目標の根幹的な部分は理解し、修得したものと認められ、試験等において妥当な成績を収めた。受講態度も高く評価できる。
	B	65～74 点	学習目標の根幹的な部分は理解し、概ね修得したものと認められ、試験等において妥当な成績を収めた。受講態度にとくに問題がない。
	B-	60～64 点	学習目標を最低限理解し、試験等において一応その科目の要求を満たす成績を収めた。受講態度にとくに問題がない。
	C	50～59 点	学習目標の最低限の理解は得られ、試験等において合格と認められる成績を収めた。受講態度に問題があることがある。
不合格	D	30～49 点	学習目標の最低限の理解が得られていず、学習成果が認められない。受講態度に問題がある。
	E	0～29 点	学習目標の最低限の理解が得られていず、学習成果が全く認められない。受講態度に問題がある。

表 2-4-2 専門実技レッスンにおける成績評価段階と該当点数

	器楽・声楽コース			演奏家コース	
	ABC 評価法	100 点法	素点	100 点法	素点
合格	A+	90～100 点	9.0～10.0	90～100 点	9.0～10.0
	A	80～89 点	8.0～8.9	82～89 点	8.2～8.9
	B+	75～79 点	7.5～7.9	78～81 点	7.8～8.1
	B	65～74 点	6.5～7.4	74～77 点	7.4～7.7
	B-	60～64 点	6.0～6.4	70～73 点	7.0～7.3
	C	50～59 点	5.0～5.9	60～69 点	6.0～6.9
不合格	D	30～49 点	3.0～4.9	0～59 点	5.9 以下
	E	0～29 点	2.9 以下		

2) 卒業・修了認定

音楽学部の卒業要件は学則に明確に定め、『履修計画表』【資料 2-4-4】に明示している。音楽学部では4年以上在学し、各コースに開設する所定の授業科目を履修し、単位を124単位以上修得することとし、教授会の審議を経て学長が学位「学士（芸術学）」を授与する。学位の授与については、「学位規程」に定めている【資料 2-4-5】。音楽専攻科については、学則【資料 2-4-1】第43条に定める通り、1年在学して所定の30単位以上を修得することによって修了証書を授与する。

3) 学位授与の方針

音楽学部及び音楽専攻科のディプロマ・ポリシーは、〈表 2-4-3〉及び〈表 2-4-4〉の通りであり、『大学案内』【資料 2-4-6】、『学生便覧』【資料 2-4-2】、ホームページ【資料 2-4-7】

に明示している。

表 2-4-3 音楽学部のディプロマ・ポリシー

<p>□以下の要件を満たし、所定の124単位を取得した学生に学士（芸術学）の学位を授与する。</p> <ul style="list-style-type: none">・建学の精神「自覚」をもって、音楽の高い芸術性を身につけ、表現力を理解し、涵養していること。・音楽の演奏と教育に携わる知識・技能を身につけていること。・音楽およびリベラルアーツの学びを通して、グローバルな視野、社会人として必要な公共性、教養、品格を涵養していること。・自身のキャリアの可能性を認識し、キャリア・ビジョンを形成する基礎的知識を有していること。・地域連携（アウトリーチ活動・ボランティア活動等）の意義を認識していること。 <p>□各コース・専門の学位授与の方針は以下の通りである。</p> <p>■実技系：器楽コース／声楽コース／演奏家コース</p> <p>専門楽器・声楽所定のカリキュラムを履修し、必要単位数を取得していること。</p> <p>[ピアノ]</p> <p><u>器楽コース</u>：作品の表現に相応しい演奏技術と音楽性を身につけていること。ピアノ音楽の幅広い知識と教養をバランスよく備えていること。</p> <p><u>演奏家コース</u>：高度な演奏技術・豊かな音楽性を身につけていること。ピアノ音楽の様々な様式を理解した上で、自ら音楽する意志を持ち優れた演奏能力を備えていること。</p> <p>[弦楽器]</p> <p><u>器楽コース</u>：専門楽器の演奏を、探究心を持って理想に向かって実現する能力を身につけること。</p> <p><u>演奏家コース</u>：演奏に対する高い理想を持ち、音の追求に妥協しない演奏ができていること。ソロ、室内楽、各楽器の合奏（弦楽合奏、ハープ・アンサンブル、ギター・アンサンブル）、オーケストラなどの各ジャンルにおいて、卒業後に、演奏家として、また指導者として活躍できる能力を有していること。</p> <p>[管・打楽器]</p> <p><u>器楽コース</u>：専門楽器の演奏技術を習得し、合奏能力を十分に身につけていること。</p> <p><u>演奏家コース</u>：専門楽器の高度な演奏技術を身につけ、質の高い音楽活動を展開する能力を備えていること。</p> <p>[オルガン・古楽]</p> <p><u>器楽コース</u>：専門楽器の演奏技術を身につけていると共に、音楽をそれぞれの時代によって異なる社会のあり方との関わりの中で捉え、その上で、ある音楽作品を現代において自分自身が演奏することの意味を自覚していること。</p> <p><u>演奏家コース</u>：高度な演奏技術と共に、歴史的情報に立脚した作品の解釈を追求する一方で、特定の表現方法を実践すること自体を目的とするのではなく、様々な情報を踏まえた上で自分自身の音楽表現を追求する姿勢を身につけていること。</p> <p>[声楽]</p> <p><u>声楽コース</u>：声楽家としての技術・音楽性を身につけていること。声楽の各分野（オペラ、歌曲、合唱）のレパートリーをバランスよく研鑽し、習得していること。</p> <p><u>演奏家コース</u>：声楽家としての高度な技術・音楽性を身につけていること。声楽の各分野（オペラ、歌曲、合唱）のレパートリーを十分に研鑽し、習得していること。</p> <p>■研究系：グローバル教養コース</p> <p>[音楽学]</p> <p>音楽を様々な切り口から理解するための豊富な見識と多角的な視野を涵養しているこ</p>

と。音楽に関する基礎知識と研究方法に習熟し、問題提起、史・資料の扱い方、課題の解決、プレゼンテーションに精通していること。

[音楽教育]

確かな音楽的基礎を身につけ、学校教育の現場で即戦力となる人材となりえること。

[文化創造マネジメント]

音楽を軸とした音楽マネジメント・スキル、ファシリテーション・スキルを習得していること。実践的な英語力を身につけ、コミュニケーション・スキルを修練していること。音楽ビジネスの基礎力と応用力を身につけていること。以上の要件をもって、グローバル社会に貢献する人材となりうる資質を有すること。

表 2-4-4 音楽専攻科のディプロマ・ポリシー

以下の要件を満たし、所定の 30 単位を取得した学生に修了証書を授与する。
器楽専攻／声楽専攻：リサイタル形式による修了演奏会において演奏家としての優れた資質を披露すること。社会における音楽家活動の基盤を醸成させていること。
音楽学専攻：1 年という短期間で修了論文を仕上げることにより、研究者として更なる研究を続行する能力を培っていること。その上、社会における様々なニーズに応え得る文化的基礎能力を涵養していること。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

現在、GPA (Grade Point Average) 制度の導入について GPA 管理委員会で準備を行っている。この制度により、評価の算出に公平性や透明性を持たせ、学修到達度の把握及び学修意欲の向上につながる活用方法を検討することとしている。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

1) キャリア支援センターについて

平成 22 (2010) 年度の発足以来、CDA (キャリア・デベロップメント・アドバイザー) 資格を持つ 2 名のキャリア・カウンセラーを配置し、専門的な立場から音大生の多様な進路に対応した進路指導を実施している。全学生の利用が可能だが、特に、就職活動を始める時期にあたる 3・4 年次生の利用を促している。

毎年、新年度ガイダンスの一環として、3 年次生を対象に、キャリア支援センターの活用方法を説明する機会を設け、その後、進路アンケートを取る。これにより、約 90% の次年度卒業生の就職動向を把握することができる。そうしたデータを収集した後、5～7 月にかけて、3 年次生に対し、1 人 30 分の進路面談を実施、進路に関する助言をし

たり、希望進路に対応したガイダンスへの参加を促している。

2) ガイダンス等とその効果について

平成 21 (2009) 年度は約 20 種類だったガイダンスも、平成 28 (2016) 年度には、約 40 種類に増やし、多様な進路に対応できるようにした【資料 2-5-1】。特に教員希望者に対するガイダンスについて、それまでの座学中心から、平成 28 (2016) 年度にロールプレイングや実習中心にしたことで、実際の現場に近い状況を作り、実践力を高めている【資料 2-5-2】。

本学は、演奏会などの行事が多く、ガイダンス参加の意思はあっても、授業終了後に参加できない学生もいることから、平成 28 (2016) 年度にガイダンス実施を土曜日 10:30～14:30 (2 講座、1 時間の休憩を挟む) に変更、学生の負担を軽減し、学業との両立が図れるよう配慮した。

ガイダンスの一例を挙げると、「応募書類ガイダンス」で履歴書の作成方法を学び、その後、「応募書類実践」で実際に履歴書を作成させ、「応募添削書類」で完成に導く、といったものを実施している。このようなガイダンスは一般企業への就職希望者だけでなく、音楽教室講師や教員希望者にも有用なプログラムである。

平成 20 (2008) 年代半ばまでは、本学学生は音楽関係の仕事に対してこだわりが強く、進路選択の視野を広げられない学生も多くいた。しかし、個別の進路面談や「キャリアガイダンス」、「内定者座談会」での先輩方たちからの体験談等を通して、就職の現実を知ることによって一般企業への就職希望者が増加している。本学の特色である少人数制を活かし、ガイダンス以外の就職指導は全て個別に行い、学生の希望に対応したきめ細かな指導に徹している。

音楽教室講師向けのガイダンス (講座) としては、平成 19 (2009) 年度より、ヤマハ音楽教室講師希望者及びヤマハグレード資格取得希望者を対象としたヤマハ音楽能力検定対策講座を実施している。比較的首都圏以外の地域でも講師採用数が多いカワイ音楽教室にも着目し、平成 24 (2012) 年度よりカワイピアノ演奏グレード対策講座 (表 2-5-1) も実施しており、講座後に試験を受けてグレード資格を取得した受講生の中から、カワイ音楽教室内定者が毎年、複数出るようになった。

表 2-5-1 カワイピアノ演奏グレード対策講座（全学年対象）・過去5年の状況

実施年度	対策講座受講者 (人)	カワイ音楽教室 内定者 (人)	対策講座受講者の内、 音楽教室講師に就いた者(人)・割合(%)	
平成 24 年度	2	1	1	50
平成 25 年度	6	3	4	66.6
平成 26 年度	8	3	3	37.5
平成 27 年度	7	3	3	42.8
平成 28 年度	5	H30.03 に確定	H30.03 に確定	H30.03 に確定

カワイグレードは16級から2級まで設定されており、特に6級から2級が音楽教育者を目指す者を対象としている。その中で本学では6級、5級の対策講座を開催している。当グレードを取得することでカワイ音楽教室講師選考試験の一部科目が免除される。また、グレード級を上げることで稼働後の指導の幅が広がるだけでなく、報酬の歩合も高まるシステムとなっている。グレード級を保持していなくても実力次第で講師選考試験に合格することはできるが、このような背景があるため在学中にグレード級を取得するよう学生に指導している。

このような取組みが奏功し、卒業年次全体の就職率<表 2-5-2>及び就職希望者に対する実績が向上している。一般的に就職率は就職希望者に対する内定率を指すが、本学では卒業生全体に対する内定率をも重要視している【資料 2-5-3】。

表 2-5-2 就職率・過去5年の状況

卒業年度（卒業年月）	就職希望者に対する内定率（%）	卒業生全体に対する内定率（%）
平成 24 年度 (H25.03 卒)	88.2	58.4
平成 25 年度 (H26.03 卒)	90.7	53.3
平成 26 年度 (H27.03 卒)	97.0	56.1
平成 27 年度 (H28.03 卒)	95.2	62.1
平成 28 年度 (H29.03 卒)	90.6	53.9

3) インターンシップについて

現在、株式会社ヒューマンテックでの音楽療法インターンシップ（平成 22（2010）年度～）<表 2-5-3>と、株式会社日本デイケアセンターでの学童保育インターンシップ（平成 27（2015）年度～）<表 2-5-4>の2つが、本学独自のインターンシップ・プログラムである。

表 2-5-3 音楽療法インターンシップ [株式会社ヒューマンテック]・過去5年の状況

実施年度	インターンシップ 参加者 (人)	インターンシップ 先への就職内定者 (人)	インターンシップ参加者の内、 介護・福祉系の仕事に 就いた者 (人)・割合 (%)	
平成 24 年度	3	2	1	33.3
平成 25 年度	3	1	2	66.6
平成 26 年度	3	1	1	33.3
平成 27 年度	2	2	2	100
平成 28 年度	1	H30.03 に確定	H30.03 に確定	H30.03 に確定

表 2-5-4 学童保育インターンシップ [株式会社日本デイクアセンター]・過去 2 年の状況

実施年度	インターンシップ参加者 (人)	インターンシップ先への就職内定者 (人)	インターンシップ参加者の内、教育系の仕事に就いた者 (人)・割合 (%)	
平成 27 年度	3	1	1	33.3
平成 28 年度	0	0	0	0

株式会社ヒューマンテックは音楽療法を積極的に取り入れた高齢者施設を運営する企業で、平成 21 (2009) 年度に本学卒業生が初めて採用された際にインターンシップを締結した。毎年内定者を輩出し、友好的な関係を築いて現在に至る。

株式会社日本デイクアセンターは関東を中心に保育園や児童施設等を運営する企業で、平成 22 (2010) 年度に本学卒業生が入社して以来繋がりがあがる。教員希望の学生が広い視野を持てるようインターンシップの打診をし、全学年を対象とした本学独自のインターンシップ・プログラムを実現。今後もプログラムを見直しながら、より良いプログラムを実現していく。

また、グローバル教養コースでは、平成 28 (2016) 年度、全国公立文化施設協会主催「劇場・音楽堂等スタッフ交流研修事業」インターンシップに 2 名の学生が参加したのに続き、平成 29 (2017) 年度は社会教育主事養成課程の「社会教育実習」において、各学生の居住地にあるホールや公共施設でインターンを行うこととしている。これはワークショップ等の企画・運営をするファシリテーター育成や、劇場・音楽ホールのアートマネジメント・スタッフ育成を目指すものである。

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

1・2 年次生を対象とする充実したガイダンスプログラム及びインターンシップを立案、実施することにより、低学年次生へのキャリア教育のてこ入れをする。

また、広く企業等に対して本学卒業生の進路追跡調査を実施することが大事な課題である。これにより、本学卒業生の社会的評価を具体的に把握し、在学生への指導に反映していく。

さらに、地域に開かれた大学の在り方を考慮し、台東区内の小中学校でのボランティア及びインターンシップ導入を目指し、台東区教育委員会と協議を行っている。具体的には、吹奏楽部・合唱部の早朝練習や休日・放課後練習等、当該校の要望に合う学生を派遣する取り組みである。今後、音楽授業支援及び発達障害児童・生徒への教育支援を教員志望者のインターンシップとして確立していく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

1) 「学生による授業評価」アンケート

各授業科目における教育目標の達成状況を把握するため、「学生による授業評価」アンケートを実施している【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】。アンケートの実施に当たり、まず、毎年度 5 月頃、学長・学部長・経営企画室（平成 29 年度より学長室）・大学事務部長が準備会議を開き、統計業者より前年度の集計結果の報告を受ける。その後、FD 委員会にて、設問文及び回収方法の確認を行う。アンケートを実施する時期、方法を学生掲示板及び教員掲示板で周知し、実施している。

授業及び実技レッスン担当教員は、授業あるいはレッスンの最終日またはその 1 回前の授業、レッスン終了時に、学生がアンケートに記入する時間を設ける。授業では、1 名の学生が回収係となり、記入が終わったアンケート用紙を回収、封筒に入れ、厳封の上、専用ポストに提出している。個人実技科目は、レッスン終了後に、アンケート用紙を担当教員が渡し、その後、当該学生が自分で専用ポストに提出している（厳封しなくても秘密は守られる）。

アンケート結果は、選択肢による回答は、4 段階の分布状況を①全体、②学年別、③コース／専門別で集計後、FD 委員会で発表され【資料 2-6-3】、全教員に配付される【資料 2-6-4】【資料 2-6-5】【資料 2-6-6】【資料 2-6-7】【資料 2-6-8】【資料 2-6-9】【資料 2-6-10】。授業科目別集計結果及び自由記述欄のコメントは、学長・学部長が閲覧した後、当該授業科目担当教員にのみ知らされる。全体の集計結果と各授業個別結果を踏まえて、全教員に「授業改善計画書」の提出（任意）を依頼した。「授業改善計画書」には、①授業の成果、②授業の課題、③授業改善のための取り組みが記載される。

平成 28（2016）年度「学生による授業評価」アンケートの集計結果及び「授業改善計画書」は、図書館を含む学内の指定箇所に置き、学生及び教職員が自由に閲覧できるようにしている。

2) 教職課程における達成度の点検

「教職課程履修カルテ」により履修状況を把握し、教職課程の有機的運営を検討する教職委員会【資料 2-6-11】では、学生の教職に対する意義、教員に求められる資質、音楽教育に関わる多様な能力をどのように育んでいくかという点を協議し、学生対応に反映している。

入学時の教職ガイダンスでは「教職課程履修ガイド」【資料 2-6-12】を新入生に配付し、教職委員会委員の教員が教職課程を履修することの意味を説明する。卒業要件に加

えて教職関係科目を履修するため学習時間が増すこと、その中で実技練習時間とのバランスを取らなければならないこと、3週間の教育実習とは別に特別支援学校及び社会福祉施設での実習に準備時間を費やすこと等、「教員になる」という強い志が必要である旨を説明し、学生にその心構えを確認している。

教育職員免許状を取得する学生数は、過去3年を通じ全体の40%以上と約半数近くに及んでいる。

表 2-6-1 教育職員免許状取得者数・過去3年の状況

卒業年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
取得者数 (人)	49	47	37
卒業者数 (人)	114	95	90
取得者が占める割合 (%)	43	49	41

教育職員免許状取得を目指し実際に達成できた学生の割合は、平成 28(2016)年度卒業生の実績では、〈表 2-6-2〉の通り、入学時に教職課程の履修登録をした学生の73%であった。

表 2-6-2 平成 28 (2016) 年度卒業生における教職課程履修者人数の推移 (履修取消に至る理由)

平成 25 年度入学	達成者	人数の推移	履修取消の主な理由
入学時登録者数 (人)	51	退学-5 履修取消-13	専門重視 (演奏時間の確保)、履修調整、意欲低下、進路変更 (一般就職) 学業不振 (単位不足)
4 年次進級時登録者数 (人)	40	中途登録+7	
達成率 (%)	78		
卒業時免許状取得者数 (人)	37	免許状取得ならず-3	就職優先、実習で不合格、時間割重複
達成率 (%)	73		

27%の学生が免許状を取得できなかった理由につき、教職委員会が「教職に関する科目」の出席不足であると突きとめた。その対策として同委員会委員が、問題が現れ始めた時点で該当学生と面接して問題点を指摘し、それでも改善が見られない場合、協議の上、該当学生が教育実習を受ける条件を満たしていないと判定する。その上で、その後の授業内容の改善に役立っている。このように教育成果の点検を適宜行っている。

3) 進路調査における達成度の点検

就職及び進学の実績調査は、教育目的の達成状況を確認する指標でもある。この調査はキャリア支援センターが行い、卒業生の最終進路結果【資料 2-6-13】を『大学案内』やホームページで公表している。進路調査は、アンケートのほか、キャリア・カウンセラーの学生へのヒアリングの方法をとっている。

卒業生の就職先に対する調査については、まだ制度化できていないが、企業担当者との対話を通して、本学学生に対する評価及び企業が求める能力を知り、目的の達成状況を確認した上で、在学生のマッチングに役立っている。例えば、SE (システムエンジニア) の文系採用において、毎日集中して楽曲を仕上げる訓練を幼少時から積み重ねてい

る音大生の集中力を評価する、という採用担当者のコメントがあった。このような情報を学生が認知することで、音楽関係以外の業種・職種でも、音大で培った力が発揮できる、ということは学生にとって大きな自信となる。またそれにより、一般企業への就職も選択肢の1つであり、音大で学んだからこそ、企業から求められる人材なのだ、という職業選択の幅の視野を広げられるようにしている。全体調査に先駆けて、インターンシップ受け入れ先で学生の就職先でもある株式会社ヒューマンテックより、本学卒業生の現状を聴取した【資料 2-6-14】。

4) 学生生活実態調査による学生の修学意識の点検

「学生生活実態調査」【資料 2-6-15】の修学に関する設問（自宅での勉強・音楽練習の時間／大学での学習・音楽練習の時間）（表 2-6-3 及び表 2-6-4）は、教育目的の達成につながるヒントを探ることを念頭に置いている。

表 2-6-3 平成 28 (2016) 年度一日平均の学習時間

	人数 (人)・割合 (%)							
	30 分未満		30 分～ 1 時間未満		1 時間～ 2 時間未満		2 時間以上	
自宅での勉強時間	168	78.1	24	11.2	11	5.1	8	3.7
大学での学習時間	164	76.3	33	15.3	11	5.1	4	1.9

表 2-6-4 平成 28 (2016) 年度一日平均の音楽実技練習時間

	人数 (人)・割合 (%)									
	1 時間未満		1 時間～ 2 時間未満		2 時間～ 4 時間未満		4 時間～ 6 時間未満		6 時間以上	
自宅での音楽練習時間	65	30.2	73	34.0	58	27.0	10	4.7	3	1.4
大学での音楽練習時間	75	34.9	71	33.0	48	22.3	12	5.6	5	2.3

学内外での勉強時間の集計を、学業意欲の尺度とし、授業時間外での学びを把握する仕組みを整えた。平成 29 (2017) 年度『講義要旨』に初めて、事前・事後学習の時間を明示したところだが、学生に学修意欲を持たせる授業づくりこそが単位の実質化へつながる。音楽練習時間については、専門によるため一概には言えない。長時間練習が逆効果になることもあり得るため、善し悪しは決められないと分析している。

5) 修学状況の把握と改良への取り組み

学生の修学状況については、年 2 回の出欠調査や教員からの情報、直接窓口相談に来る学生等を通じ、教務課が管理している。

基準 2-3-①「教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実」の「3) 中途退学者、休学者、原級留置 (留年) 者への対応策」で述べたように、出欠を含め、単位取得状況に問題がある学生については、学部長及び学生委員との情報共有により、学生の様子や状態を理解した上で、当該学生に面談や指

導を行っている。また、音楽大学の特性として、クラス授業には出席しないが、実技レッスンだけは出席する、という学生も少なくない。それは、個人指導により形成される担当教員と学生の信頼関係の中で起こるものである。そのことから、場合によっては、実技レッスンの担当教員が当該学生に連絡を入れ、担当教員が現状把握をした上で、各部会主任や学生委員と共に問題解決に当たっている。

学生が、実技担当教員のみ相談や悩み、問題を打ち明けた場合に、その深刻度により、実技担当教員が学長、学部長、各主任と情報共有し、問題解決にあたることもある。

また、学生委員、実技担当教員、教務課、学生支援課等の連絡に応じない、あるいは複数回の面談を経ても、欠席が続き、卒業要件を満たさない恐れがある学生については、本人の注意を喚起する文書を正保証人（学生の父母）に送付し、家族の協力を要請した上で、共に問題解決を図っている。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

「学生による授業評価」アンケートについては、「授業改善計画書」を学内公表している。

就職及び進学調査の結果や就職先企業のコメントを受けて、キャリア支援の内容・方法を見直している。

教職課程においては、教職委員会が免許状取得というゴールに到達できなかった学生の状況を知り、一定の教育水準を維持しながら、授業内容の工夫を検討している。

「学生生活実態調査」から得られる教育的な改善のヒントは、各主任を通して非常勤講師を含め全教員に周知し、教育内容への反映を試みている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

「学生による授業評価」アンケート及び「学生生活実態調査」集計結果を分析し報告書としてまとめ、改善策の提示・実行、さらにはその反映結果をみてフィードバック完了と考え、取り組んでいく。これらのアンケートの自由記述欄をどのように公開していくかを今後の検討課題とし、共通する学生の満足度向上をキーワードに、FD委員会をより活性化し、委員長である学長のリーダーシップのもと、今後SD（Staff Development）委員会と共に、研究会の開催や勉強会を通じて多角的な議論を交わし、学生に資するシステム作りをしていく。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生の厚生補導のための支援

学生の厚生補導を担当する学生委員会は、学長を委員長とし、教員 2 名、学生支援課長（書記）で構成している【資料 2-7-1】。学生委員会では、学生の動向の把握を中心とし、そこから派生する様々な問題を確認している【資料 2-7-2】。

学生委員会は、系列短大と合同開催となることが多く、その場合は大学学長が委員長を務め、短大学長及び短大教員 2 名（内 1 名は寮担当学生委員を兼任）が加わり、学生生活全般の支援に関する事項を取り扱っている。

2) 学生生活の利便性に向けた支援

a. 食堂及び飲食可能な場所

3 階にある全法人系列校（中学・高校・短大・大学）共用の食堂は、中学・高校と短大・大学とで、昼食休憩時間をずらし、混雑緩和に配慮している。それでも、短大・大学では各学生の時間割によって空き時間が生じ、その時間に、飲食以外の目的で食堂を利用する学生も多い。

そこで、以前、学生の憩いの場として利用されていた最上階の 1507 講義室を、授業で利用している時間帯を除き、休憩室として開放し、学生がゆっくり過ごせる場所を少しでも提供するようにした。そのほか、12 階と 14 階南側の東京スカイツリーが眺められる回廊に、学生ラウンジを設置し、飲食・休憩ができるようにした。それらの階には、おにぎり、サンドイッチ、デザート等の軽食を提供する自動販売機や学生の要望を反映した多様な飲料の自動販売機を設置し、弁当持参の学生や、夜まで練習室で練習をしている学生、図書館で勉強している学生等に好評を得ている。

b. 学生寮

遠方出身女子学生のための「上野学園 上野寮」（全 13 室）及び「上野学園 田端寮」（全 14 室）に加え、平成 25（2013）年度に男女混合寮「上野学園 上野寮別館」（全 4 室）を開設し、女子学生寮を学生寮に改めた【資料 2-7-3】。交通便利な場所に位置し、室料は 1 人部屋で 8 万円、2 人部屋で 12 万円（相部屋利用は半額）である。セキュリティ機能を備えた自炊式の完全独立の居室に家具（使用料 1,000 円／月）とグランド・ピアノ（使用料 1,500 円／月）を備え付けている。入寮希望は、1 人部屋にこだわりがなければ、ほぼ全員受け入れが可能である。入寮選考は、定期（入学手続き完了時）及び臨時（空室公募による中途）とで行い、実技試験の評価を基準に、他の学業内容、家庭

状況等の情報や、寮内のバランスを加味して、寮担当学生委員が部屋割りを確認する。

寮生には「上野学園学生寮利用心得」【資料 2-7-4】が配付され、それに則した生活が求められる。居室内を清潔に保つことは寮生の義務であり、定期的に学生支援課職員が室内点検を行い衛生的な居住環境であることを確認するとともに、生活リズムを崩していると考えられる場合には、学生委員による指導を行う。重大な規則違反の際には、保証人との面接を経て退寮勧告を行い、風紀の維持管理にあたっている。

賄い付きでないこともあり、同寮の学生同士で触れ合う機会が少ないため、年一回 7 月に寮担当学生委員主催の懇親会を開催している。懇親会では、決まり事の確認のほか、生活の知恵を出し合ったり、規則正しい生活リズムを促したりしている。学生の要望も聞いている。

c. アパート等物件

アパート等物件の紹介を希望する入学前の学生には、学生支援課が対応している。楽器設置が可能なマンションタイプの物件を扱う近隣業者から情報を取り寄せており、学生寮室料を基準に 8 万円台の物件を紹介している。入学後に住み替えを希望する在学生のために、物件ファイルを用意している。

d. 練習室

本学は、系列短大と共用の練習室を 25 部屋備えている【資料 2-7-5】。平成 27 (2015) 年 5 月よりスマートフォンや PC を使って予約できる「練習室予約専用サイト」を設置し、これまでの練習室使用表への書き込みによる予約方法を効率化した。1 人の学生の予約時間は、1 日最大 5 時間まで、平日 10:00 から 17:00 までの予約は 2 時間までとし、なるべく多くの学生が公平に利用できるようにしている。学生支援課では、毎月、予約ルールが守られているかどうか確認をし、ルールに違反した学生がいた場合には、違反の度合いに応じて、説明・注意・使用停止のペナルティを課している【資料 2-7-6】。

練習室のほか、講義終了後の講義室を練習室として貸し出している。講義室の多くは楽器別大部屋練習室として、平日 18:30 から 21:00 まで当該楽器なら予約なしで使用できる。割り当て楽器は楽器別人数の比率により、①弦楽器、②フルート、③サクソフォン、④その他木管楽器、⑤金管楽器に分けている。楽器指定のない講義室も 1 部屋あり、2 台ピアノを使いたい学生やその他種別を問わずに利用できる。この部屋に限り、平日 17:00 に大学事務部で申し込む形式をとっている。リハーサル室についても、7:00 から 21:00 まで（土曜日は 17:00 まで、日曜・祝日はなし）の間の空いている時間帯に、アンサンブル練習用として貸し出しを行っている【資料 2-7-5】。リハーサル室の予約方法は、利用希望日当日の 8:30 以降大学事務部の開いている時間内に、大学事務部窓口で空き状況を確認の上、「施設一時使用許可願い」を提出する。

レッスン室は実技担当教員の研究室と兼用のため、練習室とは区別しているが、非常勤教員のレッスン室（9 部屋）については、空いている夜間時間帯を学生に開放している【資料 2-7-5】。学生支援課職員が、定期的に昼と夜に練習室を巡回し、利用状況・状態を確認している【資料 2-7-7】。学生からは学内でより多く練習をしたいという要望もあり、今後も工夫を施していく。

e. 楽器の貸借

本学の楽器は、楽器管理担当者が常駐している楽器室で管理している。楽器は当日の貸借を原則とし、学生が練習を終え楽器を返却するまで楽器室が対応する。長期貸し出しの希望がある場合は、「演奏会出演届」等の申請書類の提出をすることで貸し出しを許可している。楽器を常に良い状態で維持し、その手入れの行き届いた楽器を用意することは、音楽教育の必要要件であるため、平成 29(2017)年度に楽器管理委員会【資料 2-7-8】を発足し、改善・向上に当たる。

3) 経済的支援

日本学生支援機構奨学金、地方自治体・民間団体等の各種奨学金については、学生支援課が希望学生の窓口となっている。日本学生支援機構奨学金等の貸与型奨学金は、卒業後、長期にわたり返還義務が生じるため、申し込みに当たり、その趣旨を丁寧に説明している。また、経済的事情だけでなく、一定の成績や健康も貸与の条件となるため、貸与決定後も定期的に修学状況の確認を行っている。貸与に相応しくない状況が確認された場合は、学生委員の面談により改善を促す。複数回の面談を経て改善がない場合には、奨学金の停止・廃止等の措置を行う。

本学独自の経済的支援には、「特待生制度」【資料 2-7-9】〈表 2-7-1〉〈表 2-7-2〉、生活困窮者のための「授業料減免制度」【資料 2-7-10】〈表 2-7-3〉、東日本大震災罹災者のための『東北地方太平洋沖地震』に係る学納金等減免措置【資料 2-7-11】〈表 2-7-4〉、系列高校からの進学者に対する「音楽実技優秀者奨学金」【資料 2-7-12】〈表 2-7-5〉及び「石橋益恵奨学金（そのⅡ）」【資料 2-7-13】〈表 2-7-6〉、ゼメスター留学関連の奨学金【資料 2-7-14】【資料 2-7-15】〈表 2-7-7〉、さらに音楽専攻科学生のための奨学金【資料 2-7-16】がある〈表 2-7-8〉。このうち「授業料減免制度」及び『東北地方太平洋沖地震』に係る学納金減免制度は生活支援の色合いが強く、それ以外は、成績優秀者の顕彰の意味合いを含むが、これら全ては減免または給付型であるため、学生にとって大きな経済的支援となっている。

表 2-7-1 器楽・声楽・グローバル教養コース特待生制度概要・過去 3 年の状況

採用人数（原則）	特待生 A 原則 1 名（1 年次）、特待生 B 原則 3 名（1 年次）、特待生 C 評価の範囲内（1 年次）	
減免額（年額）	特待生 A 授業料年額の半期分 特待生 B 授業料 30 万円 特待生 C 入学金	
給付期間	当該年度一年間	
決定時期	入学資格認定（学内）、指定校推薦入試、選抜入試（日程 A・B）、特待生選考試験	
減免人数（人）	平成 26 年度	特待生 A 0、特待生 B 0、特待生 C 1
	平成 27 年度	特待生 A 0、特待生 B 3、特待生 C 3
	平成 28 年度	特待生 A 2、特待生 B 6、特待生 C 7

表 2-7-2 演奏家コース特待生制度概要・過去3年の状況

採用人数（原則）	特待生 S 原則 1 名（各年次）、特待生 A 原則 2 名（各年次）、特待生 B 原則 3 名以内（各年次）、特待生 C 評価の範囲内（1 年次）	
減免額（年額）	特待生 S 入学金（1 年次のみ）、施設設備資金ならびに授業料年額 特待生 A 授業料年額の半期分ならびに一般維持費年額 特待生 B 授業料 30 万円 特待生 C 入学金	
給付期間	当該年度一年間	
決定時期	1 年次：入学資格認定（学内）、指定校推薦入試、一般公募推薦入試、選抜入試（日程 A・B）、特待生選考試験 2 年次以上：進級前年度末の選考試験	
減免人数	平成 26 年度	特待生 S 7、特待生 A 7、特待生 B 16、特待生 C 3
	平成 27 年度	特待生 S 4、特待生 A 12、特待生 B 12、特待生 C 5
	平成 28 年度	特待生 S 1、特待生 A 15、特待生 B 19、特待生 C 6

表 2-7-3 授業料減免制度概要・過去3年の状況

採用人数	若干名	
減免額（年額）	授業料減免審査委員会にて決定	
減免期間	当該年度一年間	
応募条件	経済的な理由により授業料の納付が困難であること	
募集時期	原則、毎年度 6 月 1 日から 6 月 10 日まで	
減免人数	平成 26 年度	2
	平成 27 年度	2
	平成 28 年度	2

表 2-7-4 「東北地方太平洋沖地震」に係る学納金等の減免措置概要・過去3年の状況

採用人数	若干名	
減免額（年額）	学納金減免審査委員会にて決定	
減免期間	当該年度一年間	
応募条件	災害救助法の適用地域に学費納付者もしくは本人が居住し、家屋が全壊もしくは一部損壊の場合、または家計が急変した場合	
募集時期	所定の期間	
減免人数（人）	平成 26 年度	0
	平成 27 年度	1
	平成 28 年度	0

表 2-7-5 音楽実技優秀者奨学金概要・過去3年の状況

採用人数（原則）	若干名	
対象	上野学園高等学校音楽科から「入学資格認定（学内）」により入学する者	
給付額（年額）	奨学生 A 1 年次の授業料年額 奨学生 B 1 年次の授業料年額の半期分	
給付期間	当該年度一年間	
決定時期	入学資格認定（学内）で決定	
給付人数（人）	平成 26 年度	奨学生 A 0、奨学生 B 1
	平成 27 年度	奨学生 A 1、奨学生 B 1
	平成 28 年度	奨学生 A 0、奨学生 B 3

表 2-7-6 石橋益恵奨学金（そのⅡ）概要・過去3年の状況

採用人数（原則）	若干名	
対象	上野学園高等学校音楽科から「入学資格認定（学内）」により入学する者	
給付額（年額）	150,000 円	
給付期間	当該年度一年間	
決定時期	入学資格認定（学内）で決定	
給付人数（人）	平成 26 年度	2
	平成 27 年度	2
	平成 28 年度	3

表 2-7-7 ゼメスター留学関連の奨学金概要・過去3年の状況

採用人数（人）	若干名	
対象	ウィーン大学音楽学研究所またはウィーン音楽演劇大学で音楽が定める所定の単位を取得した者	
給付額（年額）	300,000 円	
給付期間	当該年度半年間（留学後帰国時）	
給付人数（人）	平成 26 年度	ウィーン大学音楽学研究所 0、ウィーン音楽演劇大学 1
	平成 27 年度	ウィーン大学音楽学研究所 1、ウィーン音楽演劇大学 0
	平成 28 年度	ウィーン大学音楽学研究所 0、ウィーン音楽演劇大学 1

表 2-7-8 音楽専攻科学生のための奨学金概要・過去3年の状況

採用人数（人）	若干名	
対象	音楽専攻科に入学する者	
給付額（年額）	奨学生 S 1,700,000 円 奨学生 A 1,200,000 円 奨学生 B 900,000 円 奨学生 C 500,000 円 奨学生 D 300,000 円	
給付期間	当該年度一年間	
給付人数（人）	平成 26 年度	奨学生 A 1、奨学生 B 2、奨学生 C 1
	平成 27 年度	0
	平成 28 年度	奨学生 S 2

4) 学友会活動の支援

a. 学友会本部

本学の学生は学友会を組織しており、「学友会会則」【資料 2-7-17】【資料 2-7-18】に基づき、選挙によって選出される委員長と副委員長 2 名、委員長が任命する会計委員 2 名と監査委員 2 名、及びクラス委員複数名から成る本部により運営されている。学友会は学園祭（櫻樹祭）実行委員会や謝恩会の活動母体となる。新入生歓迎行事の運営、年 2 回の学友会総会の開催、学友会本部が企画する行事等に関する予算案策定及び収支決算に加え、学友会公認のクラブ団体を統括する【資料 2-7-19】。学友会の諸活動においては、学生委員が学生の意思を尊重しながら助言・指導にあたり、学友会会長となる学長が許可を出したり、報告を受けたりして、学生の活動に目を通していている。

学生支援課では、財務会計担当と連携して学友会費の管理に係る助言、学友会総会議

事進行に係る助言、広報活動の便宜、集会に係る施設・備品の貸与、学外からの問合せ対応等により学友会の活動を支援している。

b. 学友会クラブ

クラブ団体は学友会に登録される【資料 2-7-19】。本学のクラブはほぼ全てが音楽活動に該当するものである。活動支援として、練習場所の優先予約、ホールでの演奏会開催の便宜、楽器の貸与等がある。

表 2-7-9 平成 29(2017)年度に再登録を行ったクラブ団体

クラブ団体名称	活動内容
コンセール・ミニヨン	アンサンブル活動を通じて古楽演奏の研究を行う。
サクソフォン・アンサンブル	サクソフォンの合奏技術の向上を目指す。
下谷楽派	作曲及び即興演奏の研究と実践を行う。
トランペット・アンサンブル	アンサンブルを通じて互いの協力・協調・親睦を深める。
クラリネットクワイアー	クラリネットの合奏研究及びその発表を行う。
アレクサンダー・テクニーク研究会	心身技法を理解し、楽器演奏や発声を効果的に行う。
音古知新	邦楽器の演奏を通じて日本音楽の理解を含める。
Landy' s Jazz Orchestra	ジャズ・ポピュラー音楽の研究及び演奏を行う。

5) 課外活動の支援

a. コンクール出場

本学は各種音楽コンクールに出場する学生を支援している。具体的な支援策として、事前に大学が認めたコンクールへの出場は「公欠」とする、録音・録画機器・場所を貸与する等がある。学生は「コンクール出場届」に実技担当教員の許可印を受け、学生支援課に届け出る。

b. 学生主催公演

4) b のクラブ団体のほか、任意の集団が、独自に演奏会や演奏活動を行うことがある。その際に、所定の届出により、チラシの設置・ポスターの掲出のほか、後援名義貸し等の支援を行っている。

c. ボランティア活動

平成 21 (2009) 年度から、演奏会に出向く機会の少ない社会福祉施設等の人々を対象に、本学学生有志が「上野学園ハートフル・コンサート」と名付け、出張演奏会を行っている。活動の中心は、本学と協定書を交わした近隣の病院や保健所で、音楽活動による地域貢献を行っており、今後も継続していく。また、平成 25 (2013) 年度より東北福祉大学と協働でボランティア活動を行っており、宮城県内の仮設住宅や災害公営住宅において合同演奏会等を行っている【資料 2-7-20】。

本学では、学業で培った技能の伸長、知識の実践の場であると位置付け、活動が円滑に行えるようボランティア活動支援委員会【資料 2-7-21】及び学生支援課が積極的に支援している。具体的な支援内容は、練習場所の優先提供、選曲及び演奏の指導、旅費交

通費支給、活動先との調整等である。

6) 多様な学生に対する支援

a. 障害を抱える学生

身体的な障害を抱える学生に対して、ハード面・ソフト面の両方でバリア・フリー化を図っている。校舎には、多機能付きトイレ、点字ブロック、点字表示、段差のない施設(舞台を除く)、音声付きエレベータを設置している。視覚障害を持つ学生に対しては、同行支援の資格を持つ学生支援課職員が、朝夕の掲示板代読及び連絡事項の確認、実技試験時の同行、点訳・墨訳(普通の文字)の仲介等を行っている。支援は、日本学生支援機構「教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成26年度改訂版)」に沿う形で行い、受験前から始まる。当該学生が希望するコースの部会主任と同行支援の資格を持つ入試センター職員が入学後の支援について説明を行うことで、安心して入学試験が受けられるようにしている。入学試験では、試験時間の延長、介助者の付与等の特別措置を行い【資料 2-7-22】、合格から入学するまでの期間は、高校からの移行支援、学生支援課職員同行による学内歩行訓練、履修相談及びテキストの事前配付等の対応をしている。入学後は、学生委員が支援の要望を聞き【資料 2-7-23】、障害学生修学支援委員会【資料 2-7-24】で具体的な対応を検討する。障害学生修学支援委員は学生委員も兼任しており、ここで取り上げられた事項は学生委員会でも共有される。

視覚障害を持つ学生に対する授業支援として、①点訳・墨訳、②教材のテキストデータ化、③ガイドヘルプ、④筆記試験の時間延長・別室受験、⑤解答方法配慮、⑥教室内座席配慮、⑦配慮依頼文書の配付がある。

近年、精神疾患や発達障害と思われる学生が増えている。その中には、支援の必要性を認識していない、あるいは、家族が確定診断を恐れて病院へ行くことに躊躇している等の理由により、大学側から積極的に支援を申し出ることができない事例がある。やみくもに特別扱いをしないように考慮しつつも、授業科目担当教員、大学事務部が連携を取り、常に留意し、状況によっては、学生委員会で報告し、対応を検討している。

b. 留学生

留学生については、出願時に、留学生用出願書類【資料 2-7-25】を配付し、手続き上、不明な点等があった場合には、入試センターが学生支援課と連携して、支障なく入学へ進むように配慮している。

入学決定後は、優先的に学生寮へ入れてゴミの捨て方等の生活上の説明、在留カード・健康保険証等発行に係る諸手続きの説明や役所等への連絡を学生支援課担当者が行っている。

入学してからは、掲示物等の教務上の周知物を理解できているかどうか、学生支援課留学生担当者が毎月、対面式の在籍確認を通して、学生生活や修学状況の確認を行っている。在留期間の更新や資格外活動(アルバイト)の申請のために「取次申請資格」を持つ学生支援課職員が、旅券・査証・在留カードの有効期限を把握した上で、対応している。

経済的支援を必要とする私費留学生には「私費外国人授業料減免制度」【資料 2-7-26】

〈表 2-7-10〉を用意している。

表 2-7-10 私費外国人授業料減免制度概要・過去 3 年の状況

採用人数	若干名	
対象	在留資格「留学」を持ち、経済的に修学困難な正規課程在学者	
減免額（年額）	当該年度授業料の 30% の額	
減免期間	当該年度一年間	
募集期間	9 月 1 日から 9 月 10 日まで	
減免人数	平成 26 年度	0
	平成 27 年度	0
	平成 28 年度	0

c. 社会人

本学では、高校卒業後 2 年経過して入学した学生を社会人と定義している。社会人入試という形態は文化創造マネジメント専門の A0 入試に設置されているが、全入試日程で門戸を開いている。広報活動においても、オープンキャンパスや音大合同説明会などの相談窓口で、当該社会人の学習目的や生活状況を聞きながら、相応の助言をしている。

入学後の具体的な支援として、単位認定に係る履修相談、個別問合せ対応がある。

d. 編入生

本学では、3 年次編入の定員を 12 名としているが、その多くは、系列短大からの学生である。短大では、大学にはない「音楽療法士養成教育課程」を設置しており、短大で「音楽療法士養成課程」を履修し、大学で「教職課程」を履修する、という希望を持つ学生もいる。新規に教職課程を履修する場合でも、時間割の配慮のもと、2 年間で学習できるようになっている。

編入生は変則的な時間割となるため、卒業までの履修計画に問題がないか、学部長、教務課による個別面談を適宜行っている。また、大学の環境に馴染めているか、交友関係の諸問題が起こっていないか、専門分野の指導教員と良好な関係ができていないか、教務課・学生支援課で情報共有し、気になる学生に声掛けをする等の注視を行っている。

e. 転出学生

本学における学修上の問題や友人関係の悩み、あるいは経済的問題のため、退学を考える学生について、学長をはじめ、学生委員、実技担当教員、学生支援課職員が連携し、学生の事情をよく聞き、短大に転入することで問題が解決できると判断した場合には、系列短大への転入を勧めている。

学生生活を断念せず、学業を全うする 1 つの解決策として、実績を上げている。

7) 医務室と学生相談室

本学では、学生の心身健康維持のため、医務室及び学生相談室を設置している。

医務室では傷病手当のほか健康相談を、学生相談室では心理カウンセリングを、行っている。近年、健康面、精神面、生活面の問題を複合的に抱えた学生の実態が、欠席

が増える、試験を受けない等の行動により浮き上がってくる事例が多発している。医務室と学生相談室では、兆候を逃さないように連携をとっている。毎年新学期始めに、学生の健康診断を実施し、測定・内科検診・レントゲン受診・健康調査を行っている。医務室看護師と学生相談室カウンセラーは、持病・障害・内服薬の情報を厳重管理の上、緊急時体制を整えている。

また、教育実習等の学外実習に際して、学生は「精神健康に関する自己申告書」【資料 2-7-27】を提出することになっており、精神的な疾病が考えられる場合には、実習に行き問題がないかどうか看護師やカウンセラーの見解を得ることとしている。

医務室の開室時間は平日 10:30 から 18:30 まで、学生相談室は予約が入ったときに開室する方式をとっている。学生相談室はメールでの相談も受け付けており、必ず 12 時間以内に回答を出す仕組みとなっている。

表 2-7-11 学生相談室年間相談件数・過去 3 年の状況

	大学生 (人)	全体 (人)
平成 26 年度	47	79
平成 27 年度	26	86
平成 28 年度	28	88

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

1) 学生支援課と学生委員会

学生委員は、学内外で問題を起こした学生の厚生補導、修学上問題を抱えている学生との面談等を通して、学生が問題解決できるよう支援をしている。問題を抱えた学生は、最初に大学事務部窓口に相談に来ることも多く、その場合には学生支援課職員が話を聞き、学生委員会で検討するべきと判断した事項については、学生委員会で検討し、具体的対応策を講じている。また、基準 2-6-①「教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発」の「5) 修学状況の把握と改良への取り組み」でも触れたが、実技レッスンは個人指導のため、実技担当教員に相談する学生もおり、抱えている問題によっては、学生支援課、学生委員がその情報を共有し、問題解決に当たっている。

その他、学生支援課では、IR 推進委員会とも連携しながら、学生の意見や要望の把握に努めている。

これまで学生の意見・要望を汲み、①Wi-Fi の設置、②自動販売機（食べ物）の設置、③練習室 2 台ピアノの使用対象の拡大、④提出書類様式の簡便化を実行した。

2) 学生生活実態調査

学生生活全般に関する学生の意見や要望をできるだけ広く、正確に把握するため、平成 28 (2016) 年度「学生生活実態調査」【資料 2-7-28】を実施した。この調査は、平成 28 (2016) 年度に在籍した大学 1~4 年次生全員を対象とし、いずれも授業内で調査用紙を配布し、回収率を上げるよう試みた。結果、約 70%という高い回収率を上げることができ、調査結果は信ぴょう性の高い内容であることが言える。

調査方法は無記名方式で、調査項目は学年・コース（専門）・性別といった基本情報に

加え、「学習・音楽練習時間について」「奨学金、アルバイトについて」「IT 機器・パソコンについて」「食堂について」「施設について」の5つの大項目からなり、項目ごとに各々の設問が用意されている。「食堂について」は、平成28(2016)年度9月に食堂がリニューアルしたこともあり、学生の意見を聞きとるべく一項目として設定した。

各設問の結果と分析については以下の通りである。

基本情報として、居住形態と通学所要時間についても聞いているが、居住形態については「親など同居(自宅)」が最も多く75.3%であった。通学所要時間については、「30分～1時間」が最も多く33.0%であり、次いで「1時間～1時間半」が28.8%であった。

学習・音楽練習時間について、本学は音楽大学のため、設問は勉強時間と音楽練習時間を区別し、また自宅と大学の場所も区別した。学習時間については、自宅・大学いずれも「30分未満」が最も多く、約77%であった。音楽練習時間については、自宅では「1時間～2時間未満」が最も多く34.0%であり、大学では「1時間未満」が最も多く34.9%であった。音楽練習時間については、専門によるところが大きく、専門によっては長時間練習することが逆効果になることもあり得るため、一概に良し悪しを決められないのが音楽の難しい部分でもある。

奨学金、アルバイトについて、奨学金は「受けていない」が最も多く52.6%であり、次いで「貸与型(日本学生支援機構)を受けている」が40.9%であった。奨学金を受けていない理由は、「必要としていない」が76.8%、「受けたいが受けていない理由」としては将来の返済をあげる回答が多かった。また、アルバイトは「している」が72.6%であり、職種は「飲食業」が最も多く26.9%であった。アルバイトの理由は、「娯楽/趣味/交際費のため」が最も多く22.7%であり、次いで「社会経験を積むため」が18.2%であった。

IT 機器・パソコンについて、所持している IT 機器は「スマートフォン」が最も多く53.6%であり、次いで「PC」が27.2%であった。その他、携帯電話やタブレット端末を含めるとほぼ全ての学生が IT 機器・パソコンを所持している。本学では平成27(2016)年度より練習室予約システムを導入し、学生たちが自身のスマートフォンやPCで練習室の予約を行っているため(学内のPCでも予約可)、システムの導入が適切であったことがうかがえる。

食堂について、昼食は「食堂を利用する」が最も多く34.3%であり、次いで「自宅からお弁当を持参」が24.3%であった。食堂を利用しない理由は、「無回答」を除くと「お金を節約したい」と「人が多い」が最も多く共に19.4%であり、次いで「味が良くない」が14.8%であった。食堂は系列短大・中学・高校と共有しており、時間帯によっては譲り合いを促す指導を行っている。食堂の味や量については、食堂のリニューアル直後不満の声が多く、食堂業者との打合せを重ね、改善をはかってきた状況である。

最後に施設について、特に練習室に関しては学生たちの日常に欠かせないものでもあるため、意見が多数寄せられた。練習室への満足度について、「普通」が最も多く30.7%、次いで「あまり満足していない」が26.5%、「不満」が21.9%であった。練習室についての不満としては、「数が少ない」が最も多く、次いで「ピアノが調律されていない」「汚い」「(予約をとれない)」などが多かった。練習室の予約方法については、「朝7時は早い」が最も多く、「以前のほうがよかった」などの回答も見られた。予約開始時間について

ては、学生の声が多く寄せられたことから調査後早速学生委員会で検討し、朝 7 時から昼 12 時に変更をした。このように、学生の声をひろいあげ検討する仕組みを今後も継続していく。

その他学内施設については、トイレの清掃やエレベータ、空調についての要望が寄せられた。また、休講の連絡方法についての意見も多く寄せられたため、こちらも早速「学内者専用ホームページ」を立ち上げ、休講の連絡を行っている。調査結果は、平成 29 年度の組織改編で新設された IR 推進委員会【資料 2-7-29】が分析を行い、報告書としてまとめ、学生満足度向上に役立てていく。

その他の調査として、同じく基準 2-6-①「教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発」の「1）『学生による授業評価』アンケート」（49 頁）にも学生生活の充実につながる環境整備の要望が出されているので、活かしていく。

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

学生委員会及び学生支援課の課題として退学防止がある。そのためにも顕在化してから学生委員が対応する前に、ステューデント・サポーターズが初期段階でその芽を察知する体制を整えることを検討していく。学生の意見や要望を汲み取るツールとして、キャリア支援センターでの個人面談をも加え、多方面からの支援が学生支援課に集まる方策を一層充実させる。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学音楽学部は、平成 29（2016）年 5 月 1 日時点で、専任教員数 28 人（教授 15 人、准教授 9 人、講師 4 人）を擁しており、大学設置基準第 13 条で定められている人数を満たしている（学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数：13 人、大学全体の入学定員に応じ定める専任教員数：8 人、教授数：10.5 人）。専任教員 7 人が音楽専攻科を兼担している。専任教員 1 人当たりの在籍学生数は 10 人であり、専任教員の配置は十分である。

また、兼任（非常勤）教員数が 129 人と学生数（280 人）に比して多いのは、個人実技レッスンという科目の独自性によるものである。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員の採用は公募を原則とし、選考は「教員資格審査基準」【資料 2-8-1】に則り、教員資格審査委員会【資料 2-8-2】における審査、教授会の報告・承認後に、理事長が任命している。

昇任については、昇任候補者の専門分野に属す専任教員が、主任会議に推薦し、学部長より学長及び理事長に具申した上で、教員資格審査委員会で諮っている。その後の手続きは新規採用と同じである。

教員の評価について、全教員に「教育研究業績書」の提出を依頼（毎年更新）し、ホームページ上に公表している。書式は、授業科目名や指導方針のほか、「略歴（学歴・取得学位・職歴）」、「プロフィール（学会・社会活動・コンクール等受賞）」、「研究業績（著作・論文・演奏会・作曲等）」が含まれており、昇任審査及び兼任（非常勤）教員の契約更新の際に参照する場合がある。このほか、基準 2-6-①「教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発」の「1）『学生による授業評価』アンケート」（49 頁）で述べたように、「学生による授業評価」アンケートも教員評価の一部とみなしている。特に自由記述欄に書かれた個々の事例は各教員に伝えられ、必要に応じて、学長または学部長が当該教員に評価内容を直接知らせることもある。

教員の研修については、教員が専門分野の学会や研究会に参加することを推奨しているほか、本学の運営に関わる各種の研究会・研修会への参加を積極的に促している。

また、年に 2～3 回ほど実施している FD/SD 研究会の内容も、本学の専門である音楽に関連したものだけでなく、大学を取り巻く環境の変化や教育業界の新しい傾向等、これまで取り上げてこなかったテーマを組織的に取り上げ、実りある勉強会を積み上げていく。教員も大学の運営を担うスタッフとしての情報や知識を得る機会とし、これらを活用し教学と法人、教員と職員との連携をより強固なものとする。

表 2-8-1 本学主催 FD/SD 研究会・過去 5 年の実績

開催年月日	FD・SD の別	講師・研究会のタイトル・開催の時間帯
平成 25 年 12 月 24 日 (火) 15:00～17:00	FD・SD	マイケル・スペンサー氏 (エドゥケーター、ファシリテーター、ヴァイオリニスト) 「21 世紀における芸術教育：ファシリテーションと新しいパラダイム Arts Education in the 21th Century: Facilitation and a new paradigm」
平成 27 年 3 月 5 日 (木) 15:00～17:00	FD・SD	佐々木司氏 (健康教育学)「学生の心のケアを考える」
平成 28 年 3 月 8 日 (火) 15:00～17:00	FD・SD	箕口一美大学講師 (非)、今野尚美大学准教授 (ピアノ)、荒川洋講師 (非) (フルート)、大室晃子講師 (非) (ピアノ) 「演奏教育・活動の向上を求めて—ファシリテーション手がかかりに」
平成 28 年 10 月 26 日 (水) 17:10～18:30 (系列短大との共催)	FD・SD	伊藤俊徳氏 (NPO 法人 NEWVERY 理事、高等教育事業部ディレクター)「大学改革・大学教育改革の潮流」
平成 28 年 11 月 28 日 (月) 18:30～19:30 平成 28 年 12 月 1 日 (木) 17:10～18:10 (系列短大との共催)	FD・SD	学部長、学科長、教務課員「カリキュラムを知る」

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

教養教育については、カリキュラム委員会において毎年度検討している。本学では一般教育科目部会主任を置き、「リベラル・アーツ科目」に重点を置いている。例えば、「文学」や「美学」、「歴史学」など、同時代という軸で音楽と対比させ視野を広げる講義を設定している。

また、外国語は西洋音楽を専門とする本学の学生にとっては、重要な意味を持つ。特に英語は、卒業後、音楽家として、あるいは社会人として活躍する時に、現代のグローバル社会では必ず有用かつ強力な武器となる。「英語」にⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの四段階、「ドイツ語」、「フランス語」、「イタリア語」にⅠ、Ⅱの二段階、4 か国語の科目を用意している。それぞれ初級から中上級まで学ぶことができ、Ⅰについては週 2 駒を用意し、外国語の基礎の学びがしっかりできるようにしている。

(3) 2-8 の改善・向上方策 (将来計画)

本学では必要な教員数を確保している。教員一人当たりが受け持つ学生の人数は適当であり、目が行き届く環境を整えている。兼任 (非常勤) 教員が多い点については、実技レッスンにおける受け持ち数の配分に工夫し、効率的な運営をしていく。

教員の資質・能力の向上については、FD/SD の大切さが浸透しており、教員側が研究テーマを活発に提案することを目指していく。FD 委員会及び教学マネジメント組織委員会配下の FD/SD 推進チームが中心となり、複合的・多角的なプログラム開発を続けていく。

教養教育については、音楽を学ぶ上で必要な「ドイツ語」の課外プログラム「ドイツ語の会話を楽しもう！」を設置し、英語以外の言語でもコミュニケーション能力を深める試みを始めている。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

1) 校地・校舎

本学は、東京都台東区東上野に位置し、JR 上野駅から北東に約 500m、徒歩で約 8 分の圏内にある。本学は、系列短大と校地・校舎を共用している。キャンパスの数はひとつである。運動施設は茨城県牛久市にグラウンドを借用している。

大学設置基準上で必要とされる校地・校舎面積を満たしている〈表 2-9-1〉。

表 2-9-1 大学設置基準と校地・校舎面積との比較

	校地面積	設置基準上 必要校地面積	校舎面積	設置基準上 必要校舎面積
上野学園大学	9,626.8 m ²	4,640 m ²	11,029.29 m ²	4,773 m ²
上野学園大学短期大学部	共用	1,000 m ²	共用	1,700 m ²
合計	9,626.8 m ²	5,640 m ²	11,029.29 m ²	6,473 m ²
大学の校地	収容定員 464 人×10 m ² =4,640 m ² （大学設置基準第 37 条）			
大学の校舎	（収容定員 464 人-400）×2,975÷400+4,297=4,773 m ² （大学設置基準 第 37 条 の 2 別表 第 3 イ 音楽関係）			
短大の校地	収容定員 100 人×10 m ² =1,000 m ² （短期大学設置基準第 30 条）			
短大の校舎	1,700 m ² （短期大学設置基準 第 31 条 別表第 2 イ 音楽関係）			

2) 講義室、ゼミ室、情報処理室、リハーサル室〈表 2-9-2〉

本学は、大中 7 つの講義室、2 つのゼミ室及び情報処理室を備え、全室に CD、DVD または BD（ブルーレイディスク）、モニター等の AV 機器を設置している。また、可動式プロジェクターや PC を用意している。また教員所有の PC、オーディオプレーヤーを使用できるように、ケーブルや変換アダプタを各種揃え、多様な視聴覚教材を活用した授業を実施できるようにしている。

第 1 リハーサル室、第 2 リハーサル室は、「オーケストラ」、「ウィンド・アンサンブル」

等の合奏や「合唱」の授業のほか、実技試験や演奏会にも使用している。また、第3リハーサル室は、持ち運びが難しい打楽器専用の練習室、レッスン室としている。第5リハーサル室は、リード・メイキング・マシーンを常設し、オーボエ専用の練習室及びレッスン室としている。1209 講義室（旧第4リハーサル室）は、授業クラス数の増加に伴い、座学系クラス授業もできるように設備を整えたが、小規模なアンサンブル授業及び個人レッスンにも使用している。

また、全ての講義室及びリハーサル室に、グランドピアノ（一部はアップライトピアノ）を設置している。

表 2-9-2 講義室／リハーサル室標準収容人数及び備品一覧表

教室	区分	標準収容人数	AV 機器	ピアノ	備考
1507	講義室	90	BD/ CD/ monitor / 書画カメラ	グランドピアノ 1 / アップライトピアノ 1	
1505	ゼミ室	4	DVD / CD / monitor / (VHS)	なし	
1506	ゼミ室	10	BD/ CD/ monitor	なし	
1401	情報処理室	30	DVD/ CD/ monitor / プロジェクター / (VHS)	アップライトピアノ 1	PC 専用机 (キーボード付)
1402	講義室	85	DVD/ CD/ monitor / 書画カメラ	グランドピアノ 1	
1404	講義室	65	DVD/ CD/ monitor / プロジェクター	グランドピアノ 1	
1305	講義室	50	BD/ CD/ monitor	グランドピアノ 2	
1306	講義室	35	DVD/ CD/ monitor	グランドピアノ 1	
1308	講義室	30	BD/ CD/ monitor	アップライトピアノ 1	
1012	スタジオ	100	—	グランドピアノ 2	第1リハーサル室
1207	スタジオ	60	BD/ CD/ monitor	グランドピアノ 1	第2リハーサル室
1208	スタジオ	5	—	アップライトピアノ 1	第3リハーサル室 打楽器
1209	講義室	20	DVD/ CD/ monitor	アップライトピアノ 1	旧第4リハーサル室
1210	スタジオ	10	—	アップライトピアノ 1	第5リハーサル室 オーボエ

これらの施設の使用状況は、グループウェアにより教務課で管理、共有している。一部の施設は、空き時間や放課後に学生の練習用に開放し、情報処理室では楽譜作成ソフト「Finale」を使用した課題作成、リハーサル室等ではアンサンブル練習など、事前・事後学習に活用できるようにしている。

3) レッスン室<表 2-9-3>

個人実技の指導に使用されるレッスン室は、ピアノ・管・弦・打・古楽・声楽等、専門により別々の階にすることを基本とし、それぞれのレッスン形態に合わせた楽器を設

置している。

使用状況は、講義室と同様、グループウェアにより教務課で管理し、最適と思われる部屋を割り当てている。

表 2-9-3 部屋タイプ／常設楽器一覧表

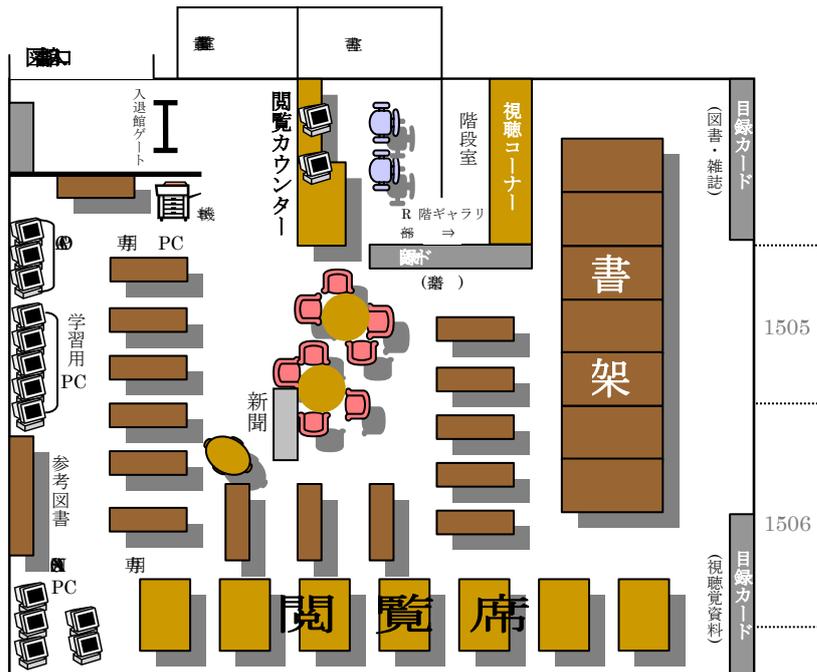
部屋番号	部屋タイプ	楽器	部屋番号	部屋タイプ	楽器
1001	レッスン室	グランドピアノ 1	1002	レッスン室	グランドピアノ 1
1003	レッスン室	グランドピアノ 1	1004	レッスン室	グランドピアノ 1
1005	レッスン室	グランドピアノ 1	1006	レッスン室	グランドピアノ 1
1008	レッスン室	アップライトピアノ 1 ハーブ	1009	レッスン室	グランドピアノ 1
1010	レッスン室	グランドピアノ 1	1011	レッスン室	グランドピアノ 1
1015	レッスン室	グランドピアノ 2	1016	レッスン室	グランドピアノ 2
1017	レッスン室	グランドピアノ 1	1018	レッスン室	グランドピアノ 2
1018	レッスン室	グランドピアノ 2	1019	レッスン室	グランドピアノ 2
1019	レッスン室	グランドピアノ 2	1101	レッスン室	グランドピアノ 2
1104	レッスン室	グランドピアノ 2	1105	レッスン室	グランドピアノ 2
1105	レッスン室	グランドピアノ 2	1106	レッスン室	グランドピアノ 2
1106	レッスン室	グランドピアノ 2	1107	レッスン室	グランドピアノ 2
1107	レッスン室	グランドピアノ 2	1108	レッスン室	グランドピアノ 2
1119	レッスン室	グランドピアノ 2	1201	レッスン室	グランドピアノ 1
1201	レッスン室	グランドピアノ 1	1202	レッスン室	グランドピアノ 1
1202	レッスン室	グランドピアノ 1	1203	レッスン室	グランドピアノ 1
1203	レッスン室	グランドピアノ 1	1301	レッスン室	オルガン他古楽器
1302	レッスン室	グランドピアノ 2	1303	レッスン室	チェンバロ他古楽器
1304	レッスン室	チェンバロ他古楽器			

4) 図書館 (図 2-9-1)

本学及び系列短大が共有する上野学園 図書館 (以下、本館という。) (15 階が閲覧室、14 階は書庫) は、専任の司書を置き、教育、研究及び学習に必要な学術資料を収集・整理・保存している【資料 2-9-1】【資料 2-9-2】【資料 2-9-3】。また、本館内に設置された PC (13 台) で蔵書検索ができるほか、インターネット検索やレポート作成等にも利用されている。蔵書検索には、図書検索性ソフトウェアを本学用にカスタマイズしたものを利用しているほか、国立情報研究所目録所在情報サービスによる他大学図書館の総合目録データベース検索を利用している。また、本学の卒業生、系列中学・高校の生徒の利用にも供している。

15 階の閲覧室は 71 座席を有し、最新号の図書や雑誌、新聞等を配架、ゆっくり読書ができるソファ・スペース及び、調べものや勉強をする学習スペースを備えている。閲覧室には、アニバーサリーイヤーの作曲家や楽譜を特集して紹介しているほか、展示コーナーに司書の企画の資料紹介をするなど、学生の興味を引き、学習に役立てる工夫をしている。その他、楽曲研究や演奏研究のために CD や DVD を聴く学生用に、視聴覚コーナーを設置している。

図 2-9-1 図書館フロア図



開館時間は、平日 9:00～20:00、土曜日 9:00～17:00、開館日数は、日曜日・国民の祝日・創立記念日・長期休業中の一定期間・入試期間を除き、年間約 275 日である。図書館利用者は、平成 28 (2016) 年度、15,608 人 (大学生 10,415 人、短大生 1,169 人、教職員 3,905 人、中・高生 119 人) であった。

蔵書構成は、平成 29 (2017) 年 5 月 1 日時点で、和書 37,276 冊、洋書 13,169 冊、楽譜 36,715 冊、視聴覚資料 15,823 点、学術雑誌 555 タイトル、データベース契約 1 種類となっている。本館では、新規購入、寄贈、他大学との紀要交換等により、一般教育図書、専門書、学術書、楽譜、CD・DVD 等の視聴覚資料を収集している。特に、音楽関係の参考図書や作曲家全集、楽譜叢書、古楽関係の資料が充実している。古版本 (初版) としては、ヘンリー・パーセル作曲《四声のソナタ集》全 4 冊 (ロンドン 1967 カミングス文庫旧蔵本)、ジャン=フィリップ・ラモー著 歴史的な大著『和声学』(パリ 1722) 等、20 世紀の貴重資料としては、松平頼則の全作品の自筆譜、「小松文庫」(小松耕輔の著作・自筆譜・蔵書・資料等)、「兼常文庫」(兼常清佐の原稿・蔵書・日記等) 等がある。これらは学生の研究に供されている。

図書・図書館に関する事項は、図書委員会及び図書館運営委員会で検討される【資料 2-9-4】【資料 2-9-5】【資料 2-9-6】。教員からの申請希望及び学生からの購入希望の図書については、各年度の予算を鑑みながら図書委員会で選定する。さらに、所蔵重複調査を行い、資料購入予算の効果的運用を図っている。学生からの希望は、閲覧室に「リクエストボックス」を設置して把握している。

新学期には新入生を対象に、「図書館利用ガイド」を使い、図書館の利用方法、文献の探し方、資料の入手方法等につき、実際に館内を案内しながら説明を行い、すぐに図書館が活用できるよう配慮している。平成 29 (2017) 年度に新規開講した「初年次プログラム」にこの図書館ガイダンスを組み込み、授業後の課題を「実際に図書を借りてみる。」

としたところ、多くの学生が課題に取り組むべく図書館に足を運ぶという現象が見られた。

本館は、私立大学図書館協会と音楽図書館協議会に加盟しており、他の加盟館との間で、資料の閲覧、複写サービス、刊行物資料の交換等の相互利用ができるようになってきている。また、独自の定期刊行物として、年3回「図書館だより」を発行している。

図書館の運営は、司書資格を有する常駐の専任職員1名と司書資格保有者を含む業務委託者6名が交代で勤務体制を調整している。業務委託者は、主に閲覧業務、レファレンス業務、整理業務等を行い、専任職員との業務区分を明確にしている。専任職員は、業務委託者からの業務日報、月例報告を受け、図書館業務に関わる法令遵守及び個人情報保護の保護に注意し、業務委託者の監督をしながら、効率的な協働作業ができるよう差配している。

5) 上野学園 石橋メモリアルホール／エオリアンホール

上野学園 石橋メモリアルホールは、昭和49(1974)年に建立された旧石橋メモリアルホールを平成22(2010)年2月に建てかえ、優れた音響を持つ中規模音楽ホールとして、学内外の多数の演奏会を開催している。そのほか、講堂として、入学式等の式典・ガイダンス・音楽受験講習会等の集会・授業等で使用している<表2-9-4>。

エオリアンホールは小規模演奏会や講演会に対応し、授業でも使用される。

表2-9-4 ホールで行う授業科目及び履修者・過去2年の状況

授業科目名	実施場所	平成28年度 (人)	平成29年度 (人)
専門実技Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ(リュート)	エオリアン	1	1
管楽合奏Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ(木管D)	エオリアン	22	22
古楽合奏Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	エオリアン	4	5
(演奏家コース)室内楽Ⅰ(曽根クラス)	エオリアン	7	10
オーケストラⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	講堂	98	80
ウィンド・アンサンブルⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	講堂	74	59
副科実技Ⅰ・Ⅱ(オルガン)	講堂	6人	4
副科実技Ⅰ・Ⅱ(チェンバロ)	エオリアン	3人	4
副科実技Ⅰ・Ⅱ(リュート)	エオリアン	-	1
演奏者のための心理学	エオリアン	9人	2
(音楽専攻科)古楽実習(オルガン)	講堂	-	4

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

教室の配分は、授業形態、履修者数、使用する機器、楽器等を考慮した上で決定する。特殊な機器、楽器等を使用する場合に限り、対応可能な教室を割り当てている。

また、「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」、「ソルフェージュⅠ」、「和声法」等の外国語科目や音楽基礎科目では、個々の能力に合った授業展開が特に必要なので、複数のクラスを設け、クラス分けテスト、または前年度の成績評価により、指導の行き届く体制を整えている。

PCを使用する「情報機器の操作」などの設備的な制限がある科目では、履修登録前に希望者を募り、クラスの指定や履修制限を行っている。

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

校地・校舎面積は、大学設置基準を十分に満たしている。食堂・休憩室等のスペースに限りがあるが、基準 2-7-①（53 頁）「学生生活の利便性に向けた支援」で述べたように、時間差をつけた食堂の利用方法等に工夫をしている。また、講義室・リハーサル室等の教育環境も設置基準を満たしてはいるが、履修人数と教室の容量の通性等、より良い環境づくりを促進する。

プロジェクターを常設する教室は、1 講義室及び情報処理室に留まる。他の講義室で使用する場合には、可動式のプロジェクターと PC を持ち込んで対応しているが、教員からの授業準備効率化の要望に応え、全講義室設置の常設テレビモニターに直接 PC をつなぎ、映像投影を行う方法への転換を図っている。また特に教職課程では、デジタル教科書や電子黒板など、ICT（情報通信技術）教材使用の検討を始めている。

図書館については、遅れている CD 目録のデータ化（現在 71%）を進め、視聴コーナーの利用者席を個人ブースにする等を検討し、快適な利用環境を整備、提供していく。図書館では個人のパソコンや端末の持込みが認められているが、インターネット接続が自由にできるように、無線 LAN や Wi-Fi の設置を急ぎ進めている。

また図書館に関する専門性に加えて、音楽資料に関する知識も備えた人材のさらなる育成、さらには情報処理技術者の配置を引き続き検討する。

【基準 2 の自己評価】

入学者の受け入れについては、アドミッション・ポリシーを明確にして周知している。入学試験はアドミッション・ポリシーに沿って公正な運営がなされている。学生数は、大きく減少したので、入学定員が充足するまで、学生募集活動に注力していく。

教育課程の編成方針については、教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な編成がなされている。ナンバリング、カリキュラム・マップを整え、教育課程の可視化に向けて、整備が進められている。カリキュラム・ツリーの完成を待って、教育課程の体系化がひとまず完成する。新しく、入学前教育、初年次教育等を通して、卒業後の人生をイメージさせる機会を適宜設けるようにした。さらに履修登録単位の上限の設定、オフィスアワーの設置、シラバスの改善、事前・事後学習の明確化、適正な成績評価を実施している。

学修及び授業の支援については、教務課による単位取得状況、履修登録状況、出席状況の確認を通して、学科長及び学生委員が指導を行う。学生の修学に関する意見の汲み上げは「学生による授業評価」アンケートや大学事務部窓口対応によるものが多いが、定着しているオフィスアワーを活用して、学生の意見を聴取していく。

単位認定、卒業・修了認定等については、成績評価基準を厳格に適用している。教授会において、卒業判定・留年の許可等を出している。学位授与規程により、音楽学部卒業生に学士（芸術学）の学位を授与している。

キャリアガイダンスについては、教育課程外ではあるが、インターンシップを導入している。進路選択のガイダンス、キャリア形成に関わる講座、履歴書用写真撮影会等、学生の要望に合致した支援を施している。

教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、「学生による授業評価」アン

ケートの完全フィードバックを行った。集計結果及び「授業改善計画書」を学内公開している。さらに、教職課程の履修状況を勘案して、教育水準の維持及び授業改善への反映を行っている。

学生サービスについては、学生生活の安定と学生の厚生補導のため、学生委員が中心となる。学生の経済的な基盤を補強すべく、独自の奨学金制度を進化させた。遠方から通う学生が一定数おり、経済支援や学生寮は学生生活の大きな助けとなっている。学生の健康管理については医務室、心的支援は学生相談室、生活相談は学生支援課が対応している。学生からの改善の要望が多い練習場所の確保や楽器管理の方法は少しずつではあるが親身なサービスを提供している。

教員の配置・職能開発については、適切な教員数を擁し、FD/SD 研究会を活発に行っている。教員の採用・昇任に当たっては、教員資格審査基準に則り厳正に行っている。

教育環境の整備については、大学設置基準が定める校地・校舎の要件を満たしており、適切な施設の維持・管理がなされている。履修人数に応じた教室の配分は適切である。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

学校法人上野学園（以下、「本法人」という。）の目的については、「学校法人上野学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）【資料 3-1-1】において、「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い且つ石橋藏五郎の建学の思想を体し私立学校を設置することを目的とする。」と規定している。

本法人はこの「寄附行為」に則り、経営の規律と誠実性を維持するために各種規程を整備している。法人及び事務組織、職員定数、職制、職務及び業務分掌を規定した「組織運営規程」【資料 3-1-2】、就業に関する「就業規則」【資料 3-1-3】、法人部門及び事務部門の各職位の職務及び職務権限を規定した「職務権限規程」【資料 3-1-4】、理事会または理事長の決裁を求める事項の範囲・起案・決裁を定めた「稟議規程」【資料 3-1-5】、個人情報に関する基本事項を定めた「個人情報保護規程」【資料 3-1-6】、教職員のコンプライアンスの推進を図るための必要事項を定めた「コンプライアンス規程」【資料 3-1-7】等について、高等教育機関として公共性を保ち、社会要請に答えられるよう、必要に応じて見直しを行っている。公益通報については、公益通報者保護法に基づき「公益通報に関する規程」【資料 3-1-8】を定めている。財務情報に関しては、「情報公開規程」【資料 3-1-9】で「財務情報等を閲覧に供し、または開示する場合に必要な事項を定める」とし、ホームページで公表している。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本法人は、「寄附行為」に定める使命・目的を実現するために、最高意思決定機関である理事会及び諮問機関である評議員会を定期的に運営し、法人全体の決定として、大学部門・短期大学部部門（及び中学校部門・高等学校部門）の様々な案件を審議している。

平成 22(2010)年度の機関別認証評価で改善が指摘された、理事会開催回数（年 3 回程度）については、平成 27(2015)年度は 7 回開催、さらに平成 28(2016)年度は 17 回開催と、大幅に改善し、これまで以上に学園全体の状況や活動を把握し、使命・目的の実現に向けた努力が実を結んでいる。

理事会で審議・検討される案件は、教授会及び主任会議（各部会主任による月 1 回の

定例会議)、カリキュラム委員会、学生委員会等様々な会議体で上げられた案件を、法人部門及び教学部門の管理職で構成される教学法人連絡会議(旧教育研究等連絡会議)で議論を重ねることにより、全学的な意思が反映されており、そのいずれもが本学の使命・目的の実現を果たす機能を担っている。

さらに平成29(2017)年4月に発足した経営改善室会議において、本学の使命・目的の実現に向けて、今年度は主に、特にここ数年業務の遂行・連携について法人(旧管理部)関連の業務見直し・改善に取り組んでおり、その内容は以下の通りである。

- 1) 各部門からの煩雑な業務内容の洗い出し
- 2) 共通業務(雑務)のフォーマット化
- 3) 学内に業務マネジメント人員を配置し、アウトソーシングを含む業務処理チームを発足

上記の通り、本法人は、使命・目的の実現に向けた様々な施策を実施する体制を構築している。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本法人は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、学校法人会計基準等の法令に則り、これを遵守している。本法人の大学運営に当たり、「寄附行為」【資料3-1-1】第3条に「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い且つ創立者石橋藏五郎の建学の理想を体し私立学校を設置することを目的とする。」と明言している。法令改正等の通知については、教学的内容のものについては大学事務部でとりまとめ、それ以外の内容については法人本部でとりまとめた上、内容により実際に業務に当る部署・担当者に資料が配付され対応している。内容により、事務連絡会議(事務職員管理職による週1回の定例会)、主任会議等で情報共有を行っている。

また、法令改定等により学内諸規程等に反映すべき事項は、法令を遵守し、適宜行っている。本法人の運営に関わる学内規程は、大学の設置・運営に関連する法令に則っている。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

1) 環境保全

「コンプライアンス・マニュアル」【資料3-1-10】I「上野学園の誓い」において「我々、上野学園の理事・評議員及び教職員は、建学の精神である「自覚」の理念および上野学園行動憲章に掲げられた精神に則り、法令・規則や規程等を遵守し、広く社会に貢献する。」とし、続く「上野学園行動憲章」(5)「社会貢献と地球環境への関与」の項において、「社会における市民としての責任を自覚し、積極的な社会貢献活動を行う。地球市民として環境問題に心を配り、健全な地球環境を守るため努力する。」と明記している。

環境保全に関する遵守事項として、同マニュアルIV「遵守事項」7「環境保全」の項において下記のように定め、学園運営の指針としている。

良き市民としての責任を自覚し、人間社会の繁栄との調和を図りながら、健全なる地球環境の保全へ向けて最善を尽くす。

- (1) 国際的環境規制並びに国、地方自治体等の環境法令・規則を遵守しなければならない。
- (2) 業務の遂行にあたっては、環境への負荷や生態系への影響に配慮しなければならない。
- (3) グリーン購入・省エネルギー・省資源・廃棄物削減により、資源・エネルギーの有効活用を心掛けなければならない。
- (4) 環境を保全、改善する教育に努めなければならない。

具体的には、文具や什器等は余剰在庫が出ないように必要なだけ購入する、リサイクル製品あるいはリサイクルシステムのある商品を選ぶ、使い捨て商品ではなく長く使用できるものを選ぶ等のほか、使用しない教室や廊下等の電灯を極力消す、節水を心がける、夏期にクールビズを実施する等を行っている。

2) 人権

同上の「コンプライアンス・マニュアル」【資料 3-1-10】 I 「上野学園行動憲章」(3)において、「一人一人の個性を尊重し、独創性が十分に発揮できる自由で活力ある環境を確保する。」とし、「遵守事項」1 に「人権の尊重、差別・セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの禁止」を、下記のように定め、コンプライアンス委員会を設置し、個人の権利・利益の保全に努めている。

人権を尊重し、差別・セクシャルハラスメント・パワーハラスメントを行わない。

- (1) 人権を尊重し、人種、肌の色、信条、宗教、国籍、年齢、性別、出身、病歴や心身の障害などに基づく差別を行ってはいけない。また、このような差別を許してはならない。(憲法、労働基準法、世界人権宣言などで定める全ての基本的人権を含む。)
- (2) セクシャルハラスメント(相手方に不快な性的言動を行い、そのことによって就学・教育環境を害すること)を行ってはならない。また、このようなセクシャルハラスメントを許してはならない。
- (3) パワーハラスメント(職場の暗黙知や慣例、職場や教育の場での上下関係などを利用して行う強制や嫌がらせ、一般的には、職権など立場として上に立つ者のパワーを背景に、適正な業務・権限の範囲を逸脱して行われる人権侵害行為)を行ってはならない。また、このようなパワーハラスメントを許してはならない。

その他、「就業規則」【資料 3-1-3】において「産前・産後休暇」「育児時間」「育児休業及び介護」を定め、別途「育児休業規程」【資料 3-1-11】と設けることにより、女性の出産・育児を支援する体制を整備している。同じく「就業規則」において、教職員について年1回(毎年4月)の健康診断の実施を明記し、その結果、特に必要がある場合

には、就業の一定の期間禁止または配置換え等の措置を講ずることとし、教職員の健康維持のための措置を明記している。

また、プライバシーに関しては、「個人情報保護方針」に基づき「個人情報保護規程」【資料 3-1-5】を定め、さらにマイナンバー導入後すぐに、「個人番号基本方針」に基づき「個人番号及び特定個人情報取扱規程」【資料 3-1-12】を整備、個人情報保護委員会を設置し、問題があった場合に速やかに対応する体制を整えている。

3) 安全

学生、教職員の安心・安全を維持するために、「危機管理規程」【資料 3-1-13】において、次のように明記している。「緊急に対処すべき様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理体制および危機対策等を定めることにより、本法人の学生・生徒及び教職員等並びに近隣住民等の安全確保を図ると共に、本法人の社会的な責任を果たす。」災害や火災、テロ、重篤な感染症等の重大な事件や事故等が発生した場合には、「危機管理本部」を設置し、職員管理職で構成される「緊急連絡網」（毎年 4 月更新）と通じて事象に適した対応策を講じる体制を敷いている。

また、「災害対策マニュアル」【資料 3-1-14】を定め、学生・教職員用と家庭用 2 種類の「大規模地震に対する教職員の準備・対応」【資料 3-1-16】を用意し、火災や爆発など地震以外の原因で甚大な災害が発生した場合も、このマニュアルに準じ「危機管理本部」を設置し対応に当たる体制をとっている。大学・短大の全教員に「教員のための避難・誘導ハンドブック」【資料 3-1-16】を配付し、全学生に対しては『学生便覧』【資料 3-1-17】により大学構内で火災・地震・事故が発生した場合の対処方法を知らせている。入学試験期間中の受験生に対しては「地震発生時の対応について」【資料 3-1-18】を配付している。

毎年 5 月と 9 月に、大学・短大合同の「防火防災避難訓練」を行っている。5 月は地震後の火災を想定した屋外避難の訓練である。授業担当教員が避難誘導を、学生委員と学生支援課職員は残留者の確認を行う。合わせて、避難後の安否確認の練習を携帯電話による緊急連絡メールにより実施する。全員の避難に要した時間を計測し、前年度と比較検討し、次回に向けた策を協議する。9 月は大規模地震を想定した館内避難の訓練である。第 1 リハーサル室に全学生が避難し、上野消防署員による防災講話（ワークショップを含む）を受ける。この講話では、怪我人の搬出方法、AED（自動体外式除細動器）の使用方法等を、実演を交えて説明している。校舎棟に 7 台、ホール棟に 2 台の AED を設置している。

衛生については、除菌ジェルを各所に設置、洗面台には除菌用泡洗剤を設置している。医務室看護師を中心に保健対策を検討し、感染症が発生する季節には、洗面所等に消毒・防菌を講じ、特に、受験生に対しては入試センターがマスクの配付を行っている。

学内のコンピューターシステムのセキュリティ対策は、ファイアーウォール及びユーザー権限を設定し、不正アクセスやサーバへのアクセスを制限、PC 全台にウィルス対策ソフトを装備している。サーバ室は常時施錠し、システム管理者のみが入室できる。

そのほか、警備員が駐在し、24 時間警備に当たり、緊急時は警備会社のセンター及び本法人「緊急連絡網」の第一次職員に通報される。日常においては、中央監視室モニタ

一で防犯カメラによる映像の確認、巡回による不審者の確認等を行い、学園内の安全を保持している。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

本法人は、学校教育法施行規則 172 条の 2 に則り教育研究情報を、私立学校法 47 条に則り財務情報を、閲覧に供している。「役員・教職員数」、「事業報告書・財務諸表」、「認証評価について」、「教育研究組織図」、「大学の目的／3 つのポリシー」、「入学者数・収容定員・在学者数・卒業者数・進学者数・就職者数」、「評価基準：学修評価／卒業認定基準」、「学生支援組織表」、「奨学金の種類」、「教員・学生数関係」について、情報を公開している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

3-1-①

前回（平成 22(2010)年度）認証評価時に指摘のあった、管理職の職能が規定されていない、事務職員の兼務者が多い、採用・任用・昇任規程が不備である等の点につき、改善・向上に務めてきたが、その余地がまだ残っている。経営改善室が新たに主幹部署となり、平成 29(2017)年度内の改善を進める。

3-1-②

本法人の使命・目的を達成すべく、多くの会議体を設置している。この方法は、それぞれの内容に応じ、現場からの多くの意見も汲み上げる、という利点がある反面、全体として 1 つの方向にまとめることが難しい面もある。今後は各会議体を、教学・経営と有機的に連動させるため、各上長とも確認をしながら経営改善室にて見直し、再編成を行っていく。旧組織体制の細分化された委員会・会議体等の見直しも進めている。

3-1-③

今後、法令改正等の通知のとりまとめに関して、法人本部に法務に詳しい専門職を置き、関連業務の一元管理を行い、実行に移る際に、より迅速で効率的に対応できる体制作りをする。また、通知等による情報を有効に活用するための、学内における情報共有の方法についても、経営改善室の業務改善担当が、各種システムの改善を進めている。例えば平成 28(2016)年度から平成 29(2017)年度にかけて、教職員の学内共有システム「サイボウズ」をさらに有効活用し、各種申請・届け出の電子化を実現したところである（例：学内ホール使用申込みや学内设営の申込みフォームの作成と一元化・電子化及び、これらの申請書の関係部署・上長への通知システムの構築等）。

3-1-④

学校教育法施行規則 172 条の 2 及び私立学校法 47 条を遵守した教育情報・財務情報の公表を行っているが、閲覧者の目線での「見せ方」が未だ不十分であると認識している。そのため、財務情報に限らず、ホームページ上における当該ページについて、経営改善室を中心に検討を続け、できる部分から改善を重ねていく。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人は、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定をするため、「寄附行為」【資料 3-2-1】第 3 条「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い且つ創立者石橋藏五郎の建学の思想を体し私立学校を設置することを目的とする。」(1 頁) と定め、その下で理事会を構成している。本法人の役員および理事会は、上記のほか、「教育基本法」、「学校教育法」の定めることに従い、理事会を、「本学の業務を決し理事の職務の執行を監督する」(「寄附行為」第 15 条の 2) 最高決定機関として位置付けている。

教学面に関しては、主任会議や教授会等で提議され、理事会の審議・承認を必要とする事項を学長がとりまとめて理事長に提出、法人として取り上げる議題と合わせ、理事会開催実施日の前に、開催通知と関連資料を理事に郵送している。

理事会は理事長が招集し、理事長がその議長を務めている。開催回数は平成 27(2015)年度が 7 回、平成 28(2016)年度が 17 回で、順当に開催されている。平成 28(2016)年 6 月の理事会組織改編後は、理事会出席率が 90%台と良好である。また、欠席時の委任状につき、それまでは送付資料を確認し、「賛成」か「反対」の意思を表明するだけの書面から、「意見欄」を付け加えることにより、欠席理事の特定の議題に対する具体的な提言等が可能となった。

評議員会は、「寄附行為」【資料 3-2-1】第 20 条(4~5 頁)に明記している通り、理事会の諮問機関として、理事会に先んじて開催され、予算や事業計画等につき、意見を表明している。

理事の選任は、「寄附行為」【資料 3-2-1】第 6 条(2 頁)において、本法人に設置する学校の校長(学長を含む)、評議員の中から理事会において専任する者(1 名)、本法人に関係のある学識経験者のうち理事会において専任する者(4 名)とし、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が 1 名をこえない、と定めている。

理事会開催日数の改善、理事出席率の改善のほか、平成 29(2017)年 6 月以降は常任理事 1 名が、週 3 回勤務をする等、理事長と理事間で密接に意見交換を図れる体制を敷いている。また「寄附行為」に基づき、平成 28(2016)年 6 月以降の新体制の下では、前回指摘された理事会機能を改善し、適切に理事会を運営していると判断する。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

上述したように、使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定ができる体制の再構築として、平成 28(2016)年 6 月 21 日に新理事会(平成 28(2016)年 6 月 21 日)が発足し、改善すべき事項、促進すべき事項の検討・実施に着手している。今後さらに、迅速かつ確かな機能が発揮できるような体制強化を促進していく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学は、平成 27（2015）年 4 月 1 日施行の学校教育法及び学校教育法施行規則の改正に伴い、学則、関係諸規程を見直した。「上野学園大学教授会規程」【資料 3-3-1】の第 4 条において、「教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるができる。」とし、学長と教授会の関係を明確にした。また、同規程同条 2 項において、「学長及び学部長の組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。」とし、教授会における学長の新たな権限と責任を明確にしている。

教授会規程の整備に当たっては、次の点に留意した。

- 1) 「重要事項を審議するため」という文言を削除すること。
- 2) 教授会が意見を述べる義務が課されているが、学長は教授会の意見に拘束されるものではないこと。
- 3) 音楽学部教授会を、大学教授会と定めること。

従来の教授会は学部教授会であるが、大学教授会でもあることを共通の認識とした。このことより、意思決定のプロセスにおいて、学部単位の意見を全学的な意見として学長が集約できる位置付けとなり、学長が最終的な意思決定をする仕組みが整えられた。

また、学校教育法施行規則の改正により、学生の退学等の学籍異動や懲戒に関する事項において学長の裁量に任されることとなり、教授会の意見を聞きつつ、裁定をくだしている。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長のリーダーシップについては、学則第 12 条 2 項において、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と定め、その職務を明記している。これは学長が校務全般に関する最終決定権を有していることを学内規定において明確にしたものである。副学長（現在は配置せず）の校務に関しても、学則において明確にした。「副学長の専決に関する規程」【資料 3-3-2】を制定した。学部長及び研究所長の校務についても、副学長に準じて明確にした。

教授会の構成は、学部等の規模を勘案して音楽学部並びに日本音楽史研究所を一元化し、個々の教授会を置かないことにした。また教授会に教員の多くの意見を反映させるために、平成 27（2015）年度から准教授を加えている。

学長のリーダーシップは教授会において発揮されているほか、学部長、研究所長を統括するという点で実行されている。学長と事務組織との関係について、大学の運営面は

経営改善室が、教学面は大学事務部及び入試広報部が、学長と直接に情報を共有し、問題点の洗い出し、その解決に当たっている。さらに問題別に、主任会議、教学マネジメント組織委員会、FD委員会等の委員会で検討している。

学長が、学内の諸問題を把握し、関係部署や担当者に直接指示するために、下記の職務を担い、適切なリーダーシップを発揮している。

- a. 教授会 議長
- b. 学生委員会 委員長
- c. 教育・学生支援委員会 委員
- d. 図書委員会 委員（図書館長兼任）
- e. 自己点検・評価委員会 委員長
- f. 認証評価ワーキング・グループ 委員長
- g. FD委員会 委員長
- h. 外国人留学生プロジェクト委員会 委員
- i. 入学試験委員会 委員長
- j. 上野学園の未来の教育体制検討会議 委員
- k. 高大連携プログラム検討委員会 委員
- l. 学生募集強化委員会 委員
- m. 教学マネジメント組織委員会 委員長
- n. SD委員会 副委員長

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学長の意思決定体制は、学校教育法及び学校教育法施行規則の改正に則り、学長のリーダーシップのもとで、一元化された教授会を運営し、教授会の意見を踏まえた上で最終判断が下せるように、学則・学内諸規程を整備した。学長の責任と権限、教授会の位置付けが明確にされている。しかしながら、この体制を機能させていくには、組織を構成する一人ひとりの意識を形成することが不可欠であるので、学長のリーダーシップのもと団結を図る。

学長の選考については、平成 28（2016）年度に「学長選考規程」【資料 3-3-3】が策定され、平成 29（2017）年 2 月 10 日の理事会で承認された。今後は、副学長の起用を検討するほか、学部長の責任と権限をさらに明確化していく。学長の意思決定プロセスにおける学部長の役割を精査し、学長が適切かつ迅速に実行できる組織を構築していく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

本法人の最高意思決定機関である理事会は、「寄附行為」【資料 3-4-1】第 15 条第 2 項に「理事会はこの学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」とし、本学や系列短大、中学、高校に関する重要な審議を行う。平成 28(2016)年 6 月 21 日発足の新理事は、理事長をトップに、教学の長である学長が理事に就任し、その他評議員の中から 1 名、法人に関係のある学識経験者から 4 名、監事 2 名で構成され、以前よりも管理部門と教学部門の調整がより円滑に運営できる体制となった。理事 6 名の職務分掌は、理事長、教学担当、財務担当、渉外担当（2 名）、地域貢献担当となっている。

法人に関係する審議事項は、経営改善室で毎週 1 回開かれる経営改善室会議で法人本部とその他部門との連携に関わる情報や問題の共有、改善策の協議とを行う仕組みを作っている。経営改善室は、平成 29(2017)年 4 月の組織改編により設置され、理事長、理事長特命担当者、理事長付業務秘書、法務担当者、業務改善担当者、財務会計担当者、広報担当で構成している。

また、月 1 回、教学法人連絡会議を開催する。ここでは、管理部門と教学部門との情報共有、教学面の問題提起や、審議事項等が審議される。構成員は、管理部門から理事長、経営改善室より 1 名、法人本部長、入試広報部長、自己点検評価室長が出席、教学部門から大学学長、短大学長、中高校長、大学事務部長、中高事務部長、学長室職員である。

毎週月曜日の朝の事務連絡会議では、事務部の各課間の情報共有・連絡調整が行われ、各部署の職員の代表が、1 週間の学内の動きを共有している。

教授会は、学長及び音楽学部の専任教授及び准教授で組織され、教学、教育課程や人事、学生に関する事項について協議し情報を共有している。教授会の審議事項のうち、理事会で承認が必要な事項は、学長が議事録を作成する大学事務部長と協議の上で理事会に提言する。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

本法人における法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックは、稟議起案を要する事項について、「職務権限規程」（現在改定中）【資料 3-4-2】の別表「決裁基準表」【資料 3-4-3】に則り、所定の手続きを経る過程で行われる。稟議回覧中に、意見や異議な

どがある場合は、稟議書の「回議欄」にコメントを記載し、関係部署が協議の上、同書に追記される。決裁された事項は、内容に応じ事務連絡会議、主任会議、経営改善室会議、教学法人連絡会議等において共有される。「稟議規程」【資料 3-4-4】第 14 条には「関係部室長は、稟議案件につき回付を受けたときは、「職務権限規程」【資料 3-4-2】で定められた責任権限に基づき、自己の担当する業務の立場から審査する。なお、経営企画室長、管理部長、事務統括部長および事務局長（左記 3 名は、「職務権限規程」改定後変更となる）は、意見および賛否を付し捺印する。」と定めているが、「回議欄」への付記対象者に制限は設けず、回覧者の誰もが回議意見を述べるようにしている。

監事の選任については、「寄附行為」【資料 3-4-1】第 11 条に定めがあり、適切に運用されている。現在 2 名の監事が、私立学校法第 37 条第 3 項に定められた業務を行っている。すなわち、毎会計年度の監査報告書を作成し、当該会計年度終了 2 ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員の選任に関しては、「寄附行為」第 19 条に定められており、この規程に従い、現在の評議員は 13 名で構成され、私立学校法第 41 条に定められている通り、理事会があらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない事項（下記）を定め、適切に運営されている。

〔寄附行為第 20 条〕

次に掲げる事項については理事長においてあらかじめ評議員の意見を聞かなければならない。

- 一 予算・借入金（当該会計年度内の収入を以って償還する一時の借入金をのぞく）及び重要な資産の処分に関する事項
- 二 事業計画に関する事項
- 三 予算外の重要な義務の負担または権利の放棄
- 四 寄附行為の変更
- 五 合併
- 六 私立学校法第 50 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事由による解散
- 七 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において意見を聞くことを必要と認めたもの

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

本法人は、理事長が議長として理事会を運営し、経営改善室統括として学長及び各部署長と定期的な打合せを行っている。運営業務を把握し、経営改善室会議で問題の解決や改善にあたっている。経営改善室会議は、リーダーシップとボトムアップのバランスを図る組織体であり、必要に応じて改善事項や新規事項について、事務連絡会議や教学法人連絡会議等において、教学・法人と情報を共有している。

年度末に、各部署から「事業報告」が自己点検評価室（旧経営企画室）に提出され、その内容はとりまとめられて理事会に報告されている。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

今年度中を目標に、財務改善委員会を立ち上げ、財務等経営の重要事項を討議し、その実現の施策また問題の解決・改善に、経営改善室が当たる予定である。

教職員の「人事制度運用規程」等、未整備の制度運用規程を平成 29(2017)年度～平成 30(2018)年度に整えていく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本法人の事務組織及び職制は、「組織運営規程」【資料 3-5-1】に定められている。この規程は平成 21(2009)年 10 月に施行され、その後平成 22(2010)年度に 2 度、平成 25(2013)年度に 1 度の合計 3 回の改定を経て現在に至る。この規程の第 1 条（目的）には、「この規程は学校法人上野学園大学および法人の設置する上野学園大学および同短期大学部、並びに、上野学園高等学校および同中学校の法人および事務組織、職員定数、職制、職務および業務分掌について、必要な事項を定めることを目的とする。」（1 頁）と定めている。

また「職務権限規程」【資料 3-5-2】では、その第 1 条（目的）に、「この規程は、組織運営規程第 5 条に基づき、法人部門および事務部門の各職位の職務（業務の内容・範囲）および職務権限（業務に必要な権限）を明らかにし、責任体制を確立することにより、学校法人上野学園の組織的かつ効率的な運営をはかることを目的とする。」（1 頁）と定めている。

本法人は上記の規程に則り、権限の適切な分散と責任を明確に認識し、組織編成及び職員の配置を実施している。現在の事務組織図については、基準 1-3-④「使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成と整合性」（12 頁）に示している。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

大学職員については、毎年度実施される「人事評価制度（事務職掌版）」【資料 3-5-3】に基づき、人事評価を実施している。すなわち、学期末に全職員に「人事評価シート」が配布され、各自が次年度の目標設定等を記入、前期の業務執行状態を自己判定し、9 月にその目標設定と内容を見直し、当該年度末に最終の自己判定を行う。最初の目標設定時及び 9 月の再確認時には、各課員の日々の業務執行を監督している上長が、軌道修

正をする点等を示唆・指導する。最終自己判定時には、上長が個別面談の上で判定を記入、最終的に理事長が確認をし、賞与等に反映している。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

職員はFD(Faculty Development)研究会に積極的に参加し、また、平成28(2016)年度から実施されているFD/SD研究会の合同研究会にも参加している。平成29(2017)年度からSD(Staff Development)が義務化されたことに伴い、平成28(2016)年度に発足したSD委員会活動を、積極的に進めている。

これまで、各部署において業務に関連する外部の研修会や勉強会への参加を促進してきたが、SD委員会を軸にして、学内における職員の資質・能力向上のための研修会や勉強会に積極的に取り組んでいく。

(3) 3-5の改善・向上方策（将来計画）

改善・向上の具体的方策は、以下の通り。

1) 規程の整備

現在、経営改善室が中心となり、総務人事部と連携し、平成29(2017)年度中を目標に職能給制度の導入の検討も含め、長期育成を土台とする人材の段階的移行について協議・策定する。法人関連の規程改定に当たっては、昨年度より教学関連の規程の見直しを進めている学長、大学事務部長、文書課長が連携を取りながら、主に規程の分担・整理法の見直し、廃止すべき規程の確認・選別等から着手している。

2) 組織改編

職員の専門性を高め、企画立案等の業務を能動的に遂行できる人材育成のために、個人の資質を鑑みた上で組織改編を実施したところである。各部門で滞っていた課題や問題点を、理事長直轄部署の経営改善室に集積し、理事会による審議に則った経営方針に従い、業務改善を迅速に行う。経営改善室は、各職員が効率的に能力を発揮できるよう、業務上の問題の解決・改善・支援を行う。

自己点検評価室が新たに設置され、教学部門と法人部門の連携強化部門と位置付ける。自己点検を行う中で、教学及び法人における改善すべき課題を経営改善室に提言し、FD/SD活動を通して、改善を行っていく。

また、これまで法人部門に置いていた管財、施設管理部門を施設管財ホールチーム、楽器管理チームとして独立させ、職務内容と権限を明確化させる。

さらに、次世代の養成のために、若手を積極的に起用する。

今後、各種規程の整備と合わせ、適切な人事配置のために、年2回の組織見直しの機会を設ける。

3) ITによる業務の効率化の推進

現在、稟議書の電子データによる回覧、予実管理システムの構築、業務申請や帳票類の電子化等、IT機能を活用することにより業務効率の向上を図っている。こうした業務改善を図ることにより、職員が自らの資質・能力の向上に時間を増やすことが可能とな

る。

ICT（情報通信技術）担当者が現場の声を聞きながら、IT 機能を活用することにより、改善を着実に進行させている。

4) アウトソーシングの導入

業務改善及び経費削減に寄与するアウトソーシングができる業務について、検討を行った結果、財務会計担当の統括のもと、財務会計の処理、財務会計管理資料の作成、PC 設定、ICT サポートデスク、発送作業等について、アウトソーシングの導入を進めている。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学の過去 5 年間の定員充足率は、基準 2-1-③「入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持」（24 頁）で示したように、平成 25 年(2013)度の 87.2%をピークに、平成 26(2014)年度 66.3%、平成 27(2015)年度 60.9%、平成 28(2016)年度 66.3%、平成 29(2017)年度 51.8%と平成 28(2016)年度に回復に向かったが、平成 29(2017)年度にピアノ専門生を中心に減少した。入学者数の減少は、大学経営の根幹である財務状況に重大な影響を与えている。

法人全体（大学・短大・中学・高校）として見ると、平成 25(2013)年度に一時的に赤字幅が縮小し、学生・生徒総数も 1,130 名となった。しかし、平成 26(2014)年度以降大学入学者数は減少したが、支出は削減されなかった。法人全体の学生・生徒総数は、平成 29(2017)年度は平成 28(2016)年度比 3%減となった。

中長期財務計画において重要課題であった大学の学生確保について、基準 2-1-②「入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫」（20 頁）で示したように、平成 27(2015)年度の企画広報部（現入試広報部）の再構築による効果が表れ、回復の傾向にあった。しかし、平成 29(2017)年度の大学入学者数は 57 名（前年比 14.5%減）と大幅に減少した。一方で、系列短大については、平成 29(2017)年度の入学者数が 43 名（前年度比 160%増）とかなり改善した。大学と系列短大においては、各年度で差異があるものの、短大の学生数改善の要因を分析し、大学の学生数の改善方策を講じ、来年度からの段階的な回復を見込んでいる。

また、学生数の減少に影響を受ける財政面に関して、事業活動収支ベースで、平成 27(2015)年度に前年度比 66 百万円、平成 28(2016)年度も前年度比 181 百万円の経費削

減を行い、さらに一部の資産売却をすることで、財務改善を図った。これを基点に、財務基盤の改善を促進するために、理事会及び法人本部会議において審議・方針の策定を行っている。

表 3-6-1 平成 28(2016)年度 事業活動収入構成比率 (法人全体)

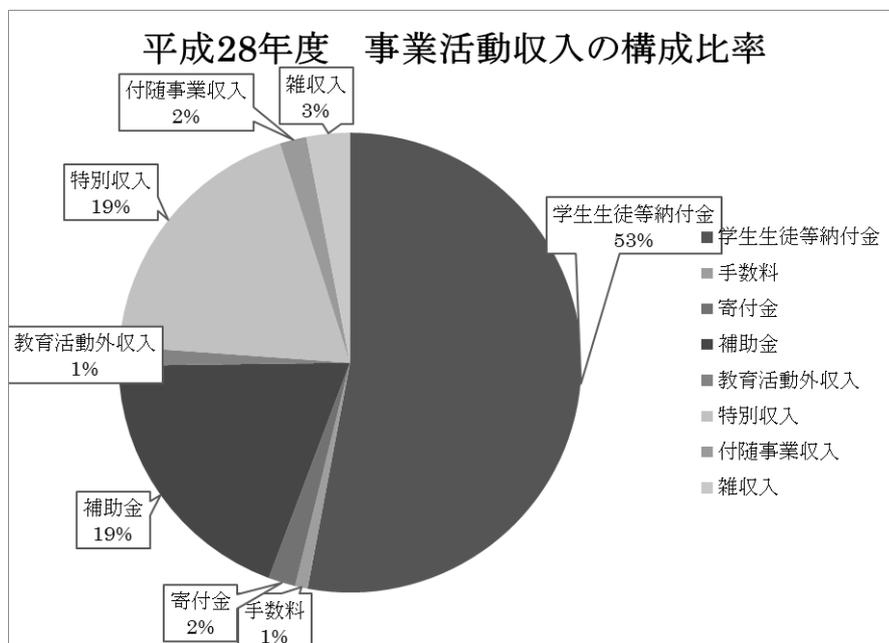
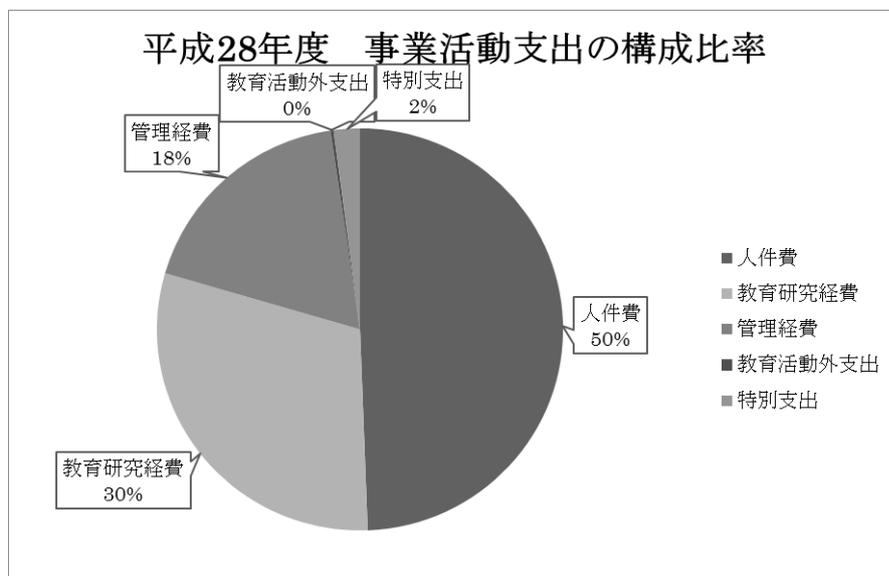


表 3-6-2 平成 28(2016)年度 事業活動支出の構成比率 (法人全体)



(3) 3-6 の改善・向上方策 (将来計画)

学生獲得 (収入計画)、経費計画、資金計画の 3 分野を視野に、中長期的に財務基盤の安定を図っていく。特に学生獲得による収入の改善は、前述したとおり入試広報戦略が段階的に効果を上げるために、長期に亘る財務改善を次の 3 つの方針から取り組んでい

く。

第1の方針は、資金繰りを安定化させる取り組みである、1つ目は、限りある経営資源を有効かつ効率的に使うため、遊休資産の除売却を行う予定である。2つ目はそれに加え長期的な事業計画とその資金需要計画を立て、担保融資や公的融資により資金調達を進めていく。また、当学園の規模や理念に基づいたフリーキャッシュフローの内で返済できる借入返済ペースを確保する。

第2の方針は、適切な借入れを維持する経営を目指し、フリーキャッシュフロー捻出のために、収入と支出のバランスの取れる仕組みを作る。具体的には予算編成から、稟議・予実システムの導入・その管理システムを構築する。収入に見合った支出管理を行える仕組みによって消費収支比率の100%未満を目指す。

第3の方針は、帰属収支差額の比率を高めることである。これは方針1、2に加えて、順調な学生確保が前提となる。

上記3つの方針の達成により、内部留保を実現し、経済的な安定を確保する。

このように財務状況の改善を実現し、安定的な学校運営を行うために、下記の諸項目に取り組む。

1) 計画的な財政運営

長期的財務シミュレーションを実施することにより、財務における課題を明確化し、早期の対策の実現を可能とする体制の構築を平成29(2017)年度内に完了する。また、長期的な計画において、基本金組入計画の策定と共に、段階的な資産蓄積計画の策定も盛り込む。

金融機関との安定した関係や取引実績が継続されており、これに加え今年度は、公的制度利用も検討している。

2) 収入財源の多様化

本学の円滑な大学運営のために、次の3つの事項を画策している。

- a. 私立大学等経常費補助金の配分率及び、私立大学等改革総合支援事業等の関わる各種補助金の採択率向上と、受託研究の増加に努める。
- b. 学生生徒納付金以外にも収入の確保について検討する。
- c. 寄付金収入の拡大を図るため、フレンズ制度を設け、クラウドファンディングの導入を検討する。

3) 予算編成の精査

すでに述べたように、事業活動収支ベースで、平成27(2015)年度の前年度比66百万円、平成28(2016)年度の前年度比181百万円の経費削減を行い、厳しい経費削減を実施した。平成29(2017)年度は、無駄な費用の見直しを引き続き行うものの、適正な経費を適切な使途に再配分する。

教職員ともに、経費削減の意識の醸成を図り、各担当における経費管理を徹底化させるため、経費管理フォーマットやシステムを見直す。システム化された稟議により毎月の予実管理とそのフィードバックを行い、予算内の履行を実現する。これにより、補正

予算の時期を段階的に早め、学生数に見合う経費管理を柔軟に執行できる体制作りを目的とする。

また、各部門との予算編成会議を経営方針に則したものとするために、理事長・財務担当理事・経営改善室・各部門において3ヶ月の審議期間において十分な審議を行う。この間に、次年度の部門戦略の確認、使途先の再検討等を行い、予算編成の精度を上げる。

予算編成方針は、管理経費削減を中心とし、教育機関の維持・発展を支える教育研究経費については、大幅な削減は控える。

校舎棟の大規模修繕費が懸案事項であるが、建物管理会社と交渉を行い、修繕費用や修繕時期について、本法人の財務状況への圧迫を最小限に抑えるようにする。

4) 予実管理システムの導入による支出の適正化

経費に関する稟議起案から承認、支払いまでをコンピューター上で行い、予実管理を徹底することにより、予算管理担当者が、各部門の一括管理を徹底することにより、支出に関する関連法規や規程の遵守も可能となる。

また、予算外、予算内のいずれの支出であるかをデータ上で、その他の経費データと複合的に明確化し、次年度の財務計画に反映し、継続することにより、確実な予実管理を実現し、支出の適正化を図る。このシステムの導入、運用を平成29(2017)年度中に完了する。

5) 収支バランスの安定化

平成28(2016)年度の経常収支は前年度比18百万円の改善となったが、適正な収支バランスを段階的にとれる経営規模の適正化に取り組む。

上記3)、4)で述べた支出の徹底管理に加え、収入に関しては、上記「(2)3-6の自己判定の理由」で述べた通り、入試広報部との連携により学生数の段階的な確保を行い、現状の資料請求者数やオープンキャンパス来場者数、体験レッスン者数等の数を増加させていくことにより、大学及び系列短大の定員を100%に近づけ、収支バランスを安定させる。

収支バランスを把握するため、会計処理を再構築し、財務会計を管理会計にも利用できる体制の確立を図っていく。次に各部門をこれまでよりも細分化し、損益管理をする。それらのデータの分析により、部門・費目のどこに経費削減の余地があるかを判断する。以上の改革により、収入・支出目標値の適切な設定が可能となる。

以上の改革点が、教学に公表され、教職員への説明責任・情報公開が果たされる。

上記1)から5)の改善・向上方策を定着させることにより、事業活動収支差額のプラスを長期計画の中で段階的に実現・維持することを目標とする。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

平成 28(2016)年度に会計処理体制の抜本的見直しを行った。管理会計システムの導入、人員体制の立て直し、ガバナンスの強化を実行した。平成 29(2017)年度は、財務会計担当統括のもと、会計処理を専門とする事務所に業務を委託したことにより、財務会計処理の効率化を図り、これまで経理担当者が行っていた会計処理業務を専門家に委任することで、会計業務の精度が担保され、コンプライアンス、ガバナンスの強化にもつながっていく。しかし、以前の旧体制からこの新体制に移行・定着するまでには今後も時間が必要である。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

現在下記の施策の実行に着手しており、少しずつだが着実に改善を進めている。

1) 会計処理体制の一新

基準 3-6 の改善・向上方策で述べたように、①予実管理を徹底し、予算内履行はもちろん予算外案件の精査を強化、経費に関する稟議起案から承認、支払いまでをコンピューター上で行えるように構築する、②管理会計システムを導入し、次に各部門をこれまでよりも細分化して損益管理をすることで、経理・財務担当部署で執行状況の一元管理をする。これに伴い、会計システムに管理されたデータを入力する時点で、会計士が確認を行える体制が組める。これにより、不透明な支出や不適切な会計処理が起らない体制を敷く。

2) 会計監査人

学校法人の監査経験のある会計監査人を選任し、3カ月に1回、複数人による定期監査を行う。今後、明確な監査方針のもと指導を受け、改善をしていく。具体的には、法人の業務及び財産の実地調査、経費に関する内部統制の有効性を評価した上で、会計処理の妥当性を検討する。

3) コンプライアンスの強化

上記に加え、弁護士、財務・税務専門家の2名の監事に業務依頼することで、コンプライアンス強化を図る。会計監査人と監事との情報共有及び連携を強化し、それぞれが担う監査の実効性を確保し、その有効性及び効率性を確保する。また、毎年6月に監事、会計士、理事長、学長が会計処理に関して情報共有を行い、次年度についての方策を協

議する機会を設定する。これらにより、ガバナンスの強化・充実を図り、役員が関与する不正な財務報告が起らぬよう適切な運用ができる体制とする。

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

上記1)～3)の具体策を、経営改善室を最高機関とし、その統括者である理事長の強いリーダーシップのもと、意思決定を速やかにだご的確に行い、そのもとで着実に施策を推進していく。

〔基準3の自己評価〕

経営の規律と誠実性については、「組織運営規程」や「就業規則」、「職務権限規程」、「コンプライアンス規程」等を整備し、適切に運営している。また、本学の使命・目的を実現するために、経営改善室会議及び教学法人連絡会議における起案・協議を経て、理事会及び評議員会で審議している。理事会、評議員会は定期的に開催し、平成28(2016)年6月の新理事会及び評議員会における出席率は、以前に比べ改善をしている。

学校教育法、私立学校法、大学設置基準、学校法人会計基準等、大学の設置、運営に関連する法令を遵守し、本学の大学運営に当たっては、「寄附行為」第3条にその目的を定めている。法令改定等により学内諸規程等に反映すべき事項は、法令に遵守し、適宜行っている。

環境保全については、「コンプライアンス・マニュアル」Iの「上野学園行動憲章」(5)に指針を明記し、同マニュアルIVの7「環境保全」に詳細に示している。人権については、「コンプライアンス・マニュアル」Iの「上野学園行動憲章」(1)～(3)に指針を明記し、同マニュアルIVの1「人権の尊重、差別・セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの禁止」に詳細に示している。プライバシーに関しては、「個人情報保護規程」、「個人番号及び特定個人情報取扱規程」を整備、「個人情報保護委員会」を設置している。

安全については、「危機管理規程」を定め、緊急時には「危機管理本部」が設置される体制を取っている。

教育環境及び財務情報の公表については、学校教育法施行規則172条の2に則り、教育研究情報を閲覧に供し、私立学校法47条に則り、財務情報を閲覧に供している。

理事会は、本学の使命・目的の達成に向け、戦略的意思決定をする最高意思決定機関として「寄附行為」第3条に則り、適切に運営されている。また、平成22(2010)年度の大学機関別認証評価時に改善を指摘された理事の出席率について、平成28(2016)年度の新理事会から改善が図られている。

評議員会は、理事会の諮問機関として「寄附行為」第20条に則り、適切に運営されており、予算や事業計画等について理事会に先んじて開催し意見を述べている。

学長のリーダーシップについては、学則第4章「職員組織」の第12条の2において学長の職務を規定しており、また、学長が教授会をはじめとした各種会議体の委員長あるいは委員の職務を兼ねることで、適切にリーダーシップが図れる体制をとっている。

コミュニケーションとガバナンスについては、法人と教学に関する施策を協議する教学法人連絡会議及び自己点検評価室を中心として、法人部門と教学部門との情報や課題

の共有が図られている。法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックは、「稟議規程」に則った稟議回覧を通じて行われ、また、内容に関連した各会議体で審議されることで行われている。

業務体制の機能性については、「組織運営規程」に則り権限と責任を定め、「人事評価制度（事務職掌版）」によって適正な組織編成を行い、業務の機能性を図るようにしている。職員は、学内で実施される FD/SD 研究会のほか、外部機関で実施される各種研修会や勉強会等に積極的に参加している。

財務基盤と収支につき、大学では、平成 29(2017)年度の入学生が減少したが、平成 27(2015)年度に行った事業活動収支ベース前年度比 66 百万円の経費削減、続く平成 28(2016)年度の前年度比 181 百万円の経費削減及び一部の資産売却の実行により、法人全体としての財務バランスをとった。

会計については、会計業務の精度を担保するための業務改善を実施しており、適切に改善を行っている。

特に財務基盤の改善については、基準 3-6「財務基盤と収支」の「(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）」(87 頁)で述べた通り、改善すべき多くの課題があるが、昨年度より上述してきたような改善のための施策を実施しているところである。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学は自己点検・評価について、「自己点検・評価規程」【資料 4-1-1】に基づいて「自己点検・評価委員会規程」【資料 4-1-2】第 2 条（目的）において「委員会は上野学園大学の教育研究の水準向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動及び管理運営状況について、自ら点検・評価を行う。」と定めている。そこで、本学の自己点検を、本学の使命・目的に立脚した活動と位置付けている。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

自己点検・評価委員会は、学長を委員長とし、学部長及び各部会主任が構成員となる。さらに委員会の下にワーキング・グループを置き【資料 4-1-3】、以下の任務を遂行する。

- 1) 本学の自己点検及び認証評価の実施方針並びに実施基準等の策定に関すること。
- 2) 機関別認証評価のための自己点検評価書作成に関すること。
- 3) 自己点検・評価委員会より提出された自己点検評価書の精査及び検討。
- 4) 認証評価の結果公表に関すること。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

自己評価報告書は、平成 22（2010）年度と平成 23（2011）年度に作成、発刊した。平成 22（2010）年度は、日本高等教育評価機構の機関別認証評価受審のための「自己評価報告書」として作成、提出した。自己点検評価書は毎年度 1 回刊行することを基本としているが、平成 24（2012）年度以降は、財務構造改善、財政安定化、情報発進力の強化、IT を活用した業務効率化等の施策の検討を通して、自己点検評価を行うに留まっていた。しかし、関連会議体を通じ、具体的レベルでの自己点検評価を周期的に行ってきた。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

基本的には毎年度、自己点検を実施しており、それに基づいて重点目標や改善目標を設定してきた。しかし、自己点検評価書としては、平成 24(2012)年度～平成 28(2016)年度は作成していなかった。

平成 29(2017)年度の組織改編で、自己点検評価室が設置されたことにより、毎年度の自己点検評価を確実に実施する体制ができた。自己点検結果については、法人部門及び教学部門で十分な情報共有を行い、問題点・改善点を明確にして、その解決にあたる部門や部署、担当者を配置し、速やかに結果を出す体制が強化された。

自己点検評価書を、毎年度作成することを今後の目標とし、本学の運営に資するための指針としていく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

自己点検・評価委員会では、エビデンスの重要性を認識している。自己点検評価書の執筆者は、自己点検・評価委員会委員のほか、教務課、学生支援課、入試センター、文書課、法人（総務・管財・財務会計）の課長相当職が担当し、各種規程及び関係資料と照合しながら作成している。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

平成 28(2016)年度に、新たに発足した教学マネジメント委員会の下部組織、IR(Institutional Research)推進委員会の委員長に経営企画室長が任命され、さらに翌年度の組織改編により、新たに設置された自己点検評価室の室長に経営企画室長が就任した。室長は、日本 IR プランナーズ協会の「IR プランナー講座」を受講し、大学における IR とは異なるものの、企業 IR の基本概念を大学 IR に転換・利用し、今後自己点検評価室としてその方法論を十分に活用していく。現状把握のための十分な調査・データの収集と分析に基づき、自己点検・評価を行う素地がここに整ったので、教職員との学内共有をいっそう進めていく。

教員対象の「学長アンケート」【資料 4-2-1】、学生対象の「学生による授業評価」アンケート等を実施し、それらを収集・分析した結果を、次の実施時に活用している。平成 29(2017)年度 4 月には、「新入生アンケート」【資料 4-2-2】を初めて実施し、各学生が入学以前に取り組んできたことを把握し、本学で学ぶカリキュラム等とのすり合わせとして、教育及び学生募集の活動に反映させていく。

データの回収率について、平成 28(2016)年度「学生による授業評価」アンケートで

は、講義系科目 62.77%、実技系科目 48.97%【資料 4-2-3】と一定数が集まっており、エビデンスの信頼性が保たれている。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

「平成 22 (2010) 年度自己評価報告書」は、ホームページにて公開している。また、自己点検・評価委員会の活動は、主任会議や教授会を通して、教員に周知されている。学生も、各種アンケートへ回答する機会が度々あるので、日頃の授業レポートにおいても、授業の在り方や教員の姿勢を認識した上で、自己を振り返ることができるようになっている。

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

自己点検評価室が、今後増員して情報収集や調査といった第 1 次作業工程の時間を十分に確保できるようにしていく。また、平成 22(2010)年度機関別認証評価を最後に自己点検評価書あるいはそれに類する情報のホームページでの公表をしていないことを改めて、今後は継続して公表していく。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

上記 4-1 で述べたように、自己点検については、平成 27(2015)年度後期から平成 28(2016)年度は経営企画室、平成 29(2017)年度から経営改善室を通して、次表のように改善・改革を実施している<表 4-3-1>。

このように自己点検・評価を行い、問題点を見つけ、その改善策を立て、着実に実行することで PDCA サイクルの仕組みを確立している。

表 4-3-1 平成 22(2010)年度 認証評価書での指摘事項及び本法人自己点検による改善例
(平成 29(2017)年 5 月 1 日現在)

指摘・自己点検事項	改善例 (平成 23(2011)年度～現在)
理事会の出席率が低い	基準 3-2 で述べたように、改善している。
理事会開催回数が少ない	基準 3-2 で述べたように、改善している。
シラバスに、実技科目の授業計画がない	平成 23(2011)年度に改善し、その後も適宜見直しを行い、向上を図っている。
Semester 制の導入	平成 25(2013)年度に Semester 制を導入した。
ホームページがわかりづらい	平成 23(2013)年度、平成 27(2015)年度に刷新した。

「授業評価アンケート」がフィードバックされていない	平成 23(2013)年度より、各教員にフィードバックをしている。 また、基準 2-6-①で述べたように、平成 28(2016)年度のアンケート結果について、現在ホームページでの公開に向け作業を進めている。
3 つの方針の教育目的への反映	平成 28(2016)年度に「教学マネジメント組織委員会」を発足し、3 つのポリシーを再設定。ナンバリング、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーの策定に着手した。
PDCA サイクルを機能させるための組織改革	適宜組織改編を実施してきたが、平成 29(2017)年度に、法人部門と教学部門の連携を強化し、教職員の能力を活用した機能性のある組織とし、迅速に結果を出すことを目的とし、「経営改善室」を設置した。

上記の改善例をはじめとして自己点検を行い、大学運営の改善に活用している。

(3) 4-3 改善・向上方策（将来計画）

基準 4-1「自己点検・評価の適切性」の「(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）」(93 頁)と同じとなるが、平成 29(2017)年度の組織改編により、自己点検評価室が設置されたことで、毎年度の自己点検評価を確実に実施する体制とする。自己点検結果は、法人部門及び教学部門で十分な情報共有を行い、問題点・改善点を明確にすると共に、その解決にあたる部門や部署、担当者を配置し、速やかに業務を開始、結果を出すよう体制を整えていく。

〔基準 4 の自己判定〕

本学は、平成 21(2009)年に「自己点検・評価委員会規程」を定め、自己点検を実施している。平成 22(2010)年度の機関別認証評価受審後、平成 23(2011)年度に自己点検書を作成したが、平成 24(2012)年度から 28 年度(2016)については、自己点検書としては作成していない。しかし、上記で述べたように、平成 27(2015)年度後期から平成 28(2016)年度は経営企画室、平成 29(2017)年度から経営改善室を通して、改善・改革を実施している。

以上に加え、今後、自己点検書を毎年度作成していくという課題を果たすことにより、本学は、自己点検・評価が機能していると判断する。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献・国際貢献

A-1 大学の有する教育研究・活動の社会への貢献

《A-1 の視点》

A-1-① 学外演奏会を通じた社会貢献

A-1-② 音楽文化研究センターの芸術教育活動

A-1-③ 日本音楽史研究所の学術研究と国際貢献

A-1-④ 楽器展示室公開と古楽演奏

A-1-⑤ 国際文化交流

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実及び自己評価）

A-1-① 学外演奏会を通じた社会貢献

1) 本学では大学の使命として社会貢献を重要視し、演奏会を通じて社会貢献活動を推進している。学外の文化団体、自治体、公共機関等と連携して企画・運営している演奏会は、〈表 A-1-1〉の通りである。

これらの多くは地域社会との協働によるものであり、地域のニーズに沿った演奏活動を積極的に行っている。こうした連携活動は本学の使命・目的及び教育目的に基づき、3つのポリシーに沿った教育活動の一環となっている【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】【資料 A-1-4】【資料 A-1-5】【資料 A-1-6】【資料 A-1-7】【資料 A-1-8】【資料 A-1-9】【資料 A-1-10】【資料 A-1-11】【資料 A-1-12】。

表 A-1-1 平成 28 年度学外団体との協働による演奏会一覧

開催日	演奏会名／イベント名	場所
5月21日(土)	一葉記念館 第2回ギャラリー・コンサート	台東区立 一葉記念館研修室
5月22日(日)	国立科学博物館 かはくミュージアムコンサート	国立科学博物館 日本館1階中央ロビー
6月18日(土)	エキュート上野「上野駅ミニ・コンサート」	上野駅構内 エキュート上野キノクニヤ前
7月3日(日)	上野駅 首都圏重点宣伝地域 活性化ミニ・コンサート	上野駅構内 ガレリア
7月10日(日)	かっぱ橋本通り「下町七夕まつり」	上野学園大学北側特設ステージ
9月6日(火)	上野警察署「痴漢撲滅キャンペーン」	上野駅構内 ガレリア
9月24日(土)	旧岩崎邸 若き演奏家たちによる〈音楽の庭〉 Vol.5	旧岩崎邸 洋館内
9月25日(日)		旧岩崎邸 庭園
11月9日(水)	防火のつどい	上野学園 石橋メモリアルホール

11月20日(日)	第7回音楽大学オーケストラ・フェスティバル2016	東京芸術劇場 コンサートホール
10月28日(金)	北とぴあ国際音楽祭2016 ロビーコンサート	北とぴあ 1階ロビー
11月25日(金)		
11月26日(土)		
12月26日(火)	世界エイズデー 街頭キャンペーン	上野駅構内 ガレリア
12月17日(土)	国立科学博物館 かはくウィンター・コンサート	国立科学博物館 日本館1階中央ロビー

2) 石橋メモリアルホールは、学内の演奏会の開催(34頁)以外に、地域との連携、さらに広く社会貢献に寄与している。

- a. ランチタイムコンサートを年間11回、大学の昼休み(12:10~12:40)を利用して実施し、学生のほかに地域住民に無料で提供している(【資料A-1-13】を参照)。
- b. 本学は、上野の文化施設等で構成される「上野の森文化ゾーン」のメンバーとして、年1回、石橋メモリアルホールにおいてレクチャー・コンサートを開催し、広く台東区民の好評を得ている(【資料A-1-13】を参照)。

A-1-② 音楽文化研究センターの芸術教育活動

音楽文化研究センター(以後、「音文研」と略す。)は平成22(2010)年、石橋メモリアルホールのリニューアル・オープニングを機に、ホールを基点として、音楽文化の発信、演奏研究及び発表【資料A-1-13】、音楽マネジメントの実践的教育を行う機関として、多角的な活動を展開して現在に至っている(104頁参照)。その成果研究が『エオリアン論集—上野学園大学音楽文化研究センター第1号2013』【資料A-1-14】として、平成25(2013)年にまとめられた。中でも平成21(2009)年からマイケル・スペンサー客員教授・音文研客員研究員主宰の「音楽ワークショップ・ファシリテーター養成講座 基礎編・実践編」【資料A-1-15】は、この種の日本における先駆的事業として、毎年全国から多くの参加者を集めている。

この講座から発展して、平成27(2015)年度には「文化創造マネジメント専門」が新たに新設され、現在3年次生を最高学年とし、ファシリテーションを学ぶ音楽マネジメントを専門に学んでいる。音楽大学卒業生の新しい職業として、ワークショップ等のリーダーとなって活躍する人材育成に、今後とも力を入れる。

また、文化庁の助成を得て平成27(2015)年から開始しているシリーズ「音楽を“まなびほぐす”」【資料A-1-16】【資料A-1-17】は今年平成29(2017)年に3年目を迎えている。これらの音楽教育プログラムをめぐるワークショップとレクチャーであるが、平成27(2015)年に11回、平成28(2016)年に9回開催し、本学学生をはじめ、全国から職業人、学生が参加している。

A-1-③ 日本音楽史研究所の学術研究と国際貢献

「日本音楽史研究所」【表 F-7】は昭和 38 (1963) 年に収集を開始し、現在約 7 万点の日本音楽史料（古典籍・学術文献）を有する。実証的な音楽通史がまだ存在しない日本において、通史制作を目的とし、研究を進めている【資料 A-1-18】。

古典籍については、世界最古の印刷楽譜である文明 4 年版〔声明集〕等をはじめ、日本音楽通史を形成する組織的なコレクションであり、個々の史料研究が通史制作に直結するよう、構想されたものである。平成 8(1996)年から研究年報『日本音楽史研究』を逐次刊行し（【資料 A-1-18】を参照。）、平成 28(2016)年からは『日本音楽史料叢刊』刊行を開始し、通史の基礎史料提供に貢献している。

その他、各種研究集会、国際シンポジウムの主催（平成 26(2014)年）、国際学会（平成 29(2017)年）への参加等により、豊富な音楽史料の存在意義の周知に努めている。

また、寺院等の特殊文庫における組織的文献調査を行い、全国の音楽史料の残存状況を把握しつつそれらの研究を進めている。

大学における本格的な研究施設として、さらには世界に発信する日本音楽史研究の国際的拠点として、国内外の研究機関への史料提供や研究提携を行っている。

A-1-④ 楽器展示室公開と古楽演奏

本学は昭和 38(1963)年に、日本の大学では初のチェンバロ専門を設置し、昭和 50(1975)年度より、バッハ以前の古楽器の収集を本格化した。現在、約 140 台の古楽器のコレクションを有しており、古楽器と古楽の研究と演奏を、古楽研究室【資料 A-1-19】及び楽器研究室【資料 A-1-20】が 40 年以上にわたり続けてきた。現在それぞれの研究室が活発な演奏活動を展開している。

また平成 19(2007)年以来、楽器展示室（校舎棟 2 階）を一般公開している（開室時間：火曜日 9:30～12:30、金曜日 9:30～15:30）。

A-1-⑤ 国際文化交流

A-1-③・④・⑤で述べた各研究機関がこの 3 年の間に国際文化交流に寄与する次の 3 企画を実現したことは、充実した教育・研究の証左である。

- a. 日中シンポジウム「唐代音楽の研究と再現」（平成 26(2014)年 3 月 日本音楽史研究所主催）【資料 A-1-21】
- b. 「日本音楽史料展及びレクチャー・コンサート（唐楽と声明）」（平成 29(2017)年 3 月 同所主催）【資料 A-1-22】
- c. 「タンゲンテンフリーゲループピアノ史に関する新しい視点」（楽器研究室・科研グループ共催）【資料 A-1-23】

※ b 項及び c 項は、国際音楽学会東京大会協力プロジェクトである。

教育の現場において、ウィーン音楽演劇大学との提携によるゼメスター留学制度制度も活用されており、学生は当大学における半期の講義・実技レッスンの受講をもって、本学の単位に認定される。

また、「グローバル社会にあって堅実な自立精神と美しい調和を創り出す良識ある人

間の育成を目途としている」(1頁)本学では、実技教育においても、多様な取り組みを展開してきた。

平成14(2012)年「春の演奏会」では、ウィーン国立音楽演劇大学との共同プロジェクトとして、同音大の4人の学生との交歓演奏会を実現した【資料A-1-24】。

また、平成27(2015)年からは、ウィーン音楽演劇大学、ジュネーブ音楽院の教授をそれぞれ1年に1回迎え、公開レッスン等を行っている。【資料A-1-25】

平成29(2017)年4月からロシア人の名ピアニストが客員教授に就任、ロシア音楽と文化をレッスン・レクチャーコンサートによって、広く学生に伝授している。

(3) A-1の改善・向上方策(将来計画)

本学の社会貢献・国際貢献の取り組みは概ね良好に推移してきた。今後の計画としてすでに着手しているのは、いっそうの国際交流の道を拓くことである。今後は、ヨーロッパ各国・各地の音楽に触れる機会を創出し、音楽文化の国際交流を実現する企画を、音楽学部の教員、音楽文化研究センターが中心となり、積極的に推進していく。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	該当なし
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	

【表 3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
----------	-----------------------------------	--

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人上野学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	上野学園大学 上野学園大学短期大学部 2018 大学案内	
【資料 F-3】	大学学則	
	上野学園大学学則	
【資料 F-4-1】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
【資料 F-4-2】	平成 30 年度（2018）入学試験要項 上野学園大学 音楽学部 音楽学科	
	平成 30 年度（2018）上野学園大学 音楽学部音楽学科 入学資格認定 募集要項	
【資料 F-4-3】	平成 30 年度（2018）上野学園大学 音楽学部音楽学科 グローバル教養コース 文化創造マネジメント専門 入学資格認定 要項 ～上野学園高等学校普通科対象～	
	平成 29 年度（2017）上野学園大学 音楽学部音楽学科 第 3 年次編入 入学試験要項	
【資料 F-4-4】	平成 29 年度（2017）上野学園大学 音楽学部音楽学科 第 3 年次編入 推薦入学試験要項（学内）	
【資料 F-4-5】	平成 29 年度（2017）上野学園大学 音楽学部音楽学科 第 3 年次編入 推薦入学試験要項（学内）	
【資料 F-4-6】	平成 29 年度（2017）上野学園大学 音楽専攻科 入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生のためのハンドブック（学生便覧） 上野学園大学 上野学園大学短期大学部（2017 年度）	
【資料 F-6】	事業計画書	
		該当なし
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 28 年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	ホームページ http://www.uenogakuen.ac.jp/university/ （交通アクセス）	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人上野学園規程一覧	
【資料 F-10-1】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度 開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
【資料 F-10-2】	理事・監事・評議員一覧（平成 29 年 5 月 1 日現在）	
【資料 F-10-3】	平成 28 年度 学校法人上野学園理事会 開催状況	
	平成 28 年度 学校法人上野学園評議員会 開催状況	
【資料 F-11-1】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-11-2】	学校法人上野学園 平成 28 年度計算書類（監事監査報告書含 む）	
【資料 F-11-3】	学校法人上野学園 平成 27 年度計算書類（監事監査報告書含 む）	
【資料 F-11-4】	学校法人上野学園 平成 26 年度計算書類（監事監査報告書含 む）	
	学校法人上野学園 平成 25 年度計算書類（監事監査報告書含 む）	

【資料 F-11-5】	学校法人上野学園 平成 24 年度計算書類（監事監査報告書含む）	
【資料 F-12-1】	履修要項、シラバス	
【資料 F-12-2】	履修計画表 平成 29 年度 上野学園大学 音楽学部音楽学科 音楽専攻科 上野学園大学短期大学部 音楽科 専攻科 音楽専攻 上野学園大学 音楽学部音楽学科 音楽専攻科 平成 29 年度 講義要旨	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	学校法人上野学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-2】	上野学園大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	学生のためのハンドブック（学生便覧） 上野学園大学 上野学園大学短期大学部（2017 年度）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-4】	上野学園大学 上野学園大学短期大学部 2018 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-5】	平成 30 年度（2018）入学試験要項 上野学園大学 音楽学部 音楽学科	【資料 F-4-1】と同じ
【資料 1-1-6】	ホームページ http://www.uenogakuen.ac.jp/university/ （上野学園大学の特徴→建学の精神）	
【資料 1-1-7】	上野学園大学・同短期大学部教学マネジメント組織委員会規程	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	上野学園大学 上野学園大学短期大学部 2018 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-2】	上野学園大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-3】	上野学園大学学則（別表 1）	
【資料 1-2-4】	学校法人上野学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-2-5】	上野学園大学・同短期大学部 IR 推進委員会規程	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	上野学園大学音楽学部主任会議規程	
【資料 1-3-2】	学生のためのハンドブック（学生便覧） 上野学園大学 上野学園大学短期大学部（2017 年度）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-3】	教学法人連絡会議規程	

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	上野学園大学 上野学園大学短期大学部 2018 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-2】	平成 30 年度（2018）入学試験要項 上野学園大学 音楽学部 音楽学科	【資料 F-4-1】と同じ
【資料 2-1-3】	平成 30 年度（2018）上野学園大学 音楽学部音楽学科 入学資格認定 募集要項	【資料 F-4-2】と同じ
【資料 2-1-4】	平成 30 年度（2018）上野学園大学 音楽学部音楽学科 グローバル教養コース 文化創造マネジメント専門 入学資格認定要項 ～上野学園高等学校普通科対象～	【資料 F-4-3】と同じ
【資料 2-1-5】	平成 29 年度（2017）上野学園大学 音楽学部音楽学科 第 3 年次編入 入学試験要項	【資料 F-4-4】と同じ
【資料 2-1-6】	平成 29 年度（2017）上野学園大学 音楽学部音楽学科 第 3 年次編入 推薦入学試験要項（学内）	【資料 F-4-5】と同じ
【資料 2-1-7】	平成 29 年度（2017）上野学園大学 音楽専攻科 入学試験要項	【資料 F-4-6】と同じ
【資料 2-1-8】	ホームページ http://www.uenogakuen.ac.jp/university/	

	(上野学園大学の特徴→大学の目的/3つのポリシー)	
【資料 2-1-9】	学生のためのハンドブック (学生便覧) 上野学園大学 上野学園大学短期大学部 (2017 年度)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 2-1-10】	オープンキャンパス パンフレット	
【資料 2-1-11】	入試概要説明会資料	
【資料 2-1-12】	体験レッスン チラシ	
【資料 2-1-13】	音楽受験講習会 (夏期、冬期) パンフレット	
【資料 2-1-14】	マスタークラス チラシ	
【資料 2-1-15】	ホームページ http://www.uenogakuen.ac.jp/university/ (入試情報)	
【資料 2-1-16】	学内オープンキャンパス資料	
【資料 2-1-17】	上野学園大学入学者選考に関する規程	
【資料 2-1-18】	上野学園大学入学試験実施に関わる規程	
【資料 2-1-19】	上野学園大学入試判定に関する規程	
【資料 2-1-20】	上野学園大学音楽専攻科入学試験規程	
【資料 2-1-21】	上野学園大学・同短期大学部アドミッション・センター規程	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	上野学園大学学則	【資料 F-3】 と同じ
【資料 2-2-2】	学生のためのハンドブック (学生便覧) 上野学園大学 上野学園大学短期大学部 (2017 年度)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 2-2-3】	上野学園大学 上野学園大学短期大学部 2018 大学案内	【資料 F-2】 と同じ
【資料 2-2-4】	ホームページ http://www.uenogakuen.ac.jp/university/ (上野学園大学の特徴→大学の目的/3つのポリシー)	
【資料 2-2-5】	履修計画表 平成 29 年度 上野学園大学 音楽学部音楽学科 音楽専攻科 上野学園大学短期大学部 音楽科 専攻科 音楽専攻	【資料 F-12-1】 と同じ
【資料 2-2-6】	上野学園大学音楽学部 特別公開講座規程	
【資料 2-2-7】	特別公開講座チラシ、掲示物	
【資料 2-2-8】	学校法人上野学園専門実技レッスン規程	
【資料 2-2-9】	春の演奏会 2016 チラシ、プログラム	
【資料 2-2-10】	演奏家コース サマー・コンサート チラシ、プログラム	
【資料 2-2-11】	演奏家コース オータム・コンサート チラシ、プログラム	
【資料 2-2-12】	第 65 回オーケストラ定期演奏会 チラシ、プログラム	
【資料 2-2-13】	第 5 回合唱定期演奏会 チラシ、プログラム	
【資料 2-2-14】	演奏家コース ウィンター・コンサート チラシ、プログラム	
【資料 2-2-15】	演奏家コース協奏曲演奏会 チラシ、プログラム	
【資料 2-2-16】	第 4 回ウィンド・アンサンブル定期演奏会 チラシ、プログラム	
【資料 2-2-17】	演奏家コース スプリング・コンサート チラシ、プログラム	
【資料 2-2-18】	音楽専攻科修了演奏会 プログラム	
【資料 2-2-19】	大学音楽学部卒業演奏会 チラシ、プログラム	
【資料 2-2-20】	上野学園・人と音・シリーズ 規程	
【資料 2-2-21】	上野学園 人と音シリーズ 掲示物	
【資料 2-2-22】	上野学園 楽器展示室 パンフレット	
【資料 2-2-23】	Agreement (ウィーン大学音楽学研究所との協定書)	
【資料 2-2-24】	Cooperation Agreement between mdw - University of Music and Performing Arts, Vienna and Ueno Gakuen University, Tokyo (ウィーン音楽演劇大学との協定書)	
【資料 2-2-25】	上野学園大学音楽学部からウィーン大学音楽学研究所への	

	ゼメスター留学に関する規程	
【資料 2-2-26】	上野学園大学音楽学部からウィーン音楽演劇大学への実技系ゼメスター留学に関する規程	
【資料 2-2-27】	上野学園大学 FD 委員会規程	
【資料 2-2-28】	アクティブ・ラーニング実態調査 報告書	
【資料 2-2-29】	上野学園大学におけるアクティブ・ラーニングの推進（案）	
【資料 2-2-30】	平成 29 年度上野学園大学音楽学部 ナンバリング	
【資料 2-2-31】	平成 29 年度上野学園大学音楽学部 カリキュラム・マップ	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	平成 29（2017）年度 新学期ガイダンス・スケジュール	
【資料 2-3-2】	上野学園大学音楽学部 教育・学生支援委員会規程	
【資料 2-3-3】	上野学園大学 音楽学部音楽学科 音楽専攻科 平成 29 年度講義要旨	【資料 F-12-2】と同じ
【資料 2-3-4】	上野学園大学・同短期大学部障害学生学修支援委員会規程	
【資料 2-3-5】	平成 28 年度 後期 欠席調査	
【資料 2-3-6】	上野学園大学音楽学部 学生委員会規程	
【資料 2-3-7】	初年次ゼミ開催 掲示物	
【資料 2-3-8】	平成 28 年度第 1 回初年次・2～3 年次ゼミ（5 月 18 日）集計結果について	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	上野学園大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-2】	学生のためのハンドブック（学生便覧） 上野学園大学 上野学園大学短期大学部（2017 年度）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-3】	上野学園大学 音楽学部音楽学科 音楽専攻科 平成 29 年度講義要旨	【資料 F-12-2】と同じ
【資料 2-4-4】	履修計画表 平成 29 年度 上野学園大学 音楽学部音楽学科 音楽専攻科 上野学園大学短期大学部 音楽科 専攻科 音楽専攻	【資料 F-12-1】と同じ
【資料 2-4-5】	上野学園大学学位規程	
【資料 2-4-6】	上野学園大学 上野学園大学短期大学部 2018 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-4-7】	ホームページ http://www.uenogakuen.ac.jp/university/ （上野学園大学の特徴→大学の目的/3 つのポリシー）	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	平成 28 年度キャリア支援センター主催ガイダンス・説明会等開催実績	
【資料 2-5-2】	教職履修者のためのガイダンス新旧対照表	
【資料 2-5-3】	平成 28 年度卒業生（H29.03 卒）進路状況	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	学生による授業評価アンケート（一般授業科目用）	
【資料 2-6-2】	学生による授業評価アンケート（個人実技、実技授業用）	
【資料 2-6-3】	平成 28 年度第 1 回 FD 委員会（大学・短大合同）議事録	
【資料 2-6-4】	平成 28 年度授業アンケート調査結果のご報告	
【資料 2-6-5】	平成 28 年度調査概要	
【資料 2-6-6】	平成 28 年度全体集計（講義、実技）	
【資料 2-6-7】	平成 28 年度コース／専門別・項目別重視度（講義）	
【資料 2-6-8】	平成 28 年度コース／専門別・項目別重視度（実技）	
【資料 2-6-9】	平成 28 年度学年別・項目別重視度（実技）	
【資料 2-6-10】	平成 28 年度自由記述（抜粋）	
【資料 2-6-11】	上野学園大学・同短期大学部 教職委員会規程	
【資料 2-6-12】	平成 29 年度教職課程履修ガイド	
【資料 2-6-13】	平成 28 年度卒業生（H29.03 卒）進路状況	

【資料 2-6-14】	卒業生評価（株）ヒューマンテック	
【資料 2-6-15】	平成 28 年度 学生生活実態調査 集計結果報告	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	上野学園大学音楽学部 学生委員会規程	
【資料 2-7-2】	大学・短大合同学生委員会 議事一覧（平成 26～28 年度）	
【資料 2-7-3】	上野学園学生寮規程	
【資料 2-7-4】	上野学園学生寮利用心得	
【資料 2-7-5】	学生のためのハンドブック（学生便覧） 上野学園大学 上野学園大学短期大学部（2017 年度）	【資料 F-5】 と同じ
【資料 2-7-6】	上野学園大学・同短期大学部練習室予約システム操作マニュアル	
【資料 2-7-7】	練習室監視（システム監視／現場巡回）	
【資料 2-7-8】	上野学園 楽器管理委員会規程	
【資料 2-7-9】	「特待生」制度に関する規程	
【資料 2-7-10】	上野学園大学・同短期大学部授業料減免規程	
【資料 2-7-11】	「東北地方太平洋沖地震」に係る学納金等の減免措置規程	
【資料 2-7-12】	音楽実技優秀者に対する奨学金支給規程	
【資料 2-7-13】	上野学園大学・同短期大学部における音楽実技優秀者に対する「石橋益恵奨学金」の支給規程（そのⅡ）	
【資料 2-7-14】	上野学園大学音楽学部からウィーン大学音楽学研究所へのゼメスター留学に関する規程	
【資料 2-7-15】	上野学園大学音楽学部からウィーン音楽演劇大学への実技系ゼメスター留学に関する規程	
【資料 2-7-16】	上野学園大学音楽専攻科奨学規程	
【資料 2-7-17】	上野学園大学学友会 会則	
【資料 2-7-18】	上野学園大学学友会 役員及び常任委員会等に関する細則	
【資料 2-7-19】	上野学園大学学友会 学友会クラブ活動に関する規約	
【資料 2-7-20】	平成 28 年度ボランティア活動一覧	
【資料 2-7-21】	上野学園大学・同短期大学部 ボランティア活動支援委員会規程	
【資料 2-7-22】	平成 29 年度（2017）受験特別措置申請書	
【資料 2-7-23】	修学のための特別支援申請書	
【資料 2-7-24】	上野学園大学・同短期大学部障害学生修学支援委員会規程	
【資料 2-7-25】	上野学園大学 上野学園大学短期大学部 外国人留学生の出願書類について	
【資料 2-7-26】	上野学園大学・同短期大学部私費外国人留学生授業料減免規程	
【資料 2-7-27】	精神健康に関する自己申告書	
【資料 2-7-28】	平成 28 年度 学生生活実態調査 集計結果報告	
【資料 2-7-29】	上野学園大学・同短期大学部 IR 推進委員会規程	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	上野学園大学教員資格審査基準	
【資料 2-8-2】	上野学園大学教員資格審査委員会規程	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	図書館利用ガイド 2017	
【資料 2-9-2】	図書館利用ガイド 2017（教職員用補遺）	
【資料 2-9-3】	図書館利用ガイド 2017（中高生用）	
【資料 2-9-4】	上野学園図書館規程	
【資料 2-9-5】	上野学園図書館運営委員会規程	
【資料 2-9-6】	図書委員会規程	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人上野学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	組織運営規程	
【資料 3-1-3】	就業規則	
【資料 3-1-4】	職務権限規程	
【資料 3-1-5】	稟議規程	
【資料 3-1-6】	学校法人上野学園個人情報保護規程	
【資料 3-1-7】	コンプライアンス規程	
【資料 3-1-8】	公益通報に関する規程	
【資料 3-1-9】	学校法人上野学園 情報公開規程	
【資料 3-1-10】	コンプライアンス・マニュアル	
【資料 3-1-11】	育児休業規程	
【資料 3-1-12】	個人番号及び特定個人情報取扱規程	
【資料 3-1-13】	学校法人上野学園危機管理規程	
【資料 3-1-14】	災害対策マニュアル	
【資料 3-1-15】	大規模地震に対する教職員の準備・対応	
【資料 3-1-16】	教員のための避難・誘導ハンドブック	
【資料 3-1-17】	学生のためのハンドブック（学生便覧） 上野学園大学 上野学園大学短期大学部（2017 年度）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-18】	地震発生時の対応について	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人上野学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	上野学園大学教授会規程	
【資料 3-3-2】	上野学園大学副学長の専決に関する規程	
【資料 3-3-3】	上野学園大学長選考規程	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人上野学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-2】	職務権限規程	
【資料 3-4-3】	決裁基準表	
【資料 3-4-4】	稟議規程	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	組織運営規程	
【資料 3-5-2】	職務権限規程	
【資料 3-5-3】	人事評価制度（事務職掌版）	
3-6. 財務基盤と収支		
	資料なし	
3-7. 会計		
	資料なし	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	上野学園大学自己点検・評価規程	
【資料 4-1-2】	上野学園大学自己点検・評価委員会規程	

【資料 4-1-3】	上野学園大学認証評価ワーキング・グループ規程	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	先生の活動・研究に関わるアンケート（平成 27 年度）	
【資料 4-2-2】	平成 29（2017）年度 新入生アンケート	
【資料 4-2-3】	平成 28 年度調査概要	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
	資料なし	

基準 A. 社会貢献・国際貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学の有する教育研究・活動の社会への貢献		
【資料 A-1-1】	一葉記念館 第 2 回ギャラリー・コンサート チラシ、写真	
【資料 A-1-2】	国立科学博物館 かはくミュージアムコンサート チラシ、写真	
【資料 A-1-3】	エキキュート上野「上野駅ミニ・コンサート」 写真	
【資料 A-1-4】	上野駅 首都圏重点宣伝地域 活性化ミニ・コンサート チラシ	
【資料 A-1-5】	かっぱ橋本通り「下町七夕まつり」タイムスケジュール、写真	
【資料 A-1-6】	上野警察署「痴漢撲滅キャンペーン」 写真	
【資料 A-1-7】	旧岩崎邸 若き演奏家たちによる＜音楽の庭＞ チラシ、写真	
【資料 A-1-8】	防火のつどい プログラム	
【資料 A-1-9】	第 7 回音楽大学オーケストラ・フェスティバル 2016 パンフレット	
【資料 A-1-10】	北とぴあ国際音楽祭 2016 ロビーコンサート チラシ、プログラム	
【資料 A-1-11】	世界エイズデー 街頭キャンペーン 写真	
【資料 A-1-12】	国立科学博物館 かはくウィンター・コンサート 写真	
【資料 A-1-13】	上野学園 石橋メモリアルホール主催演奏会一覧 （平成 24（2012）～28（2016）年度）	
【資料 A-1-14】	『エオリアン論集——上野学園大学音楽文化研究センター 第 1 号 2013』	
【資料 A-1-15】	音楽ワークショップ・ファシリテーター養成講座 基礎編・実践編 チラシ	
【資料 A-1-16】	音楽を“まなびほぐす” チラシ（平成 27（2015）年度）	
【資料 A-1-17】	音楽を“まなびほぐす” チラシ（平成 28（2016）年度）	
【資料 A-1-18】	上野学園大学日本音楽史研究所 業績記録	
【資料 A-1-19】	古楽研究室 演奏会一覧	
【資料 A-1-20】	Museum Concert プログラム、チラシ	
【資料 A-1-21】	上野学園大学日本音楽史研究所 創設 40 周年記念事業 岸辺 成雄博士 東洋音楽史研究国際シンポジウム「唐代音楽の研究 と再現」 チラシ	
【資料 A-1-22】	冊子『Materials on Japanese Music History: Gagaku and Shōmyō, Music of Court and Buddhist Temple 日本音楽史料展（雅楽と声明）—国際音楽学会 2017 協力プロ ジェクト—』 上野学園大学 日本音楽史料展 レクチャー・コンサート チラ シ	
【資料 A-1-23】	国際音楽学会東京大会 2017 音楽学—理論と実践、東と西 上野学園大学 協力プロジェクト西 「タンゲンテンフリーユゲル—18 世紀ドイツの鍵盤音楽に	

	おける新たな視点」パンフレット、チラシ	
【資料 A-1-24】	春の演奏会 2012 チラシ	
【資料 A-1-25】	S. アーノルド教授, J. J. バレ教授 特別公開講座等 掲示物	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。